

第4編

新知的財産社会への転換

第1章 需要者中心の顧客サービス改善

第1節 概観

顧客協力局 顧客協力政策課 行政事務官 イ・ヨンギョ

イ. 推進背景及び概要

企業型責任運営機関である韓国特許庁は顧客のニーズを反映した特許行政サービス体系の構築、顧客の苦情及び隘路事項の解消に向けた制度改善、高品質の相談サービスの拡大、出願・登録サービスの改善、顧客の負担緩和及び納付利便性向上のための手数料体系の改善に向けて努力を傾けてきた。

ロ. 推進内容及び成果

登録と関連する弁理士業界3大隘路事項及び建議事項(国籍証明書の本国証明の廃止、理事などと会社間の取引の際に提出すべき書類から「理事会承認書」の廃止、外国書類の誤訳による表示更正の許与)を反映して改善を行い、顧客の名義盗用を防止するために特許庁内部の認証書を廃止して一般用/特許業務用の公認認定書を導入した。また、出願人(法人)の情報変更の便宜を図るため、企業支援プラス(G4B)と連携して自動的に住所変更ができるように改善した。そして、品質の高い特許相談サービスを提供するため、相談人員を8人増員するとともに、相談人員の専門性を高めるため、多様な方法を導入した。迅速かつ正確な出願書式作成のため、事前点検のチェックリストを特許ネットに載せてミスチェック機能を強化した。さらに、手数料の負担緩和のため、軍兵士の特許手数料の免状、33種類のオンライン手数料の値下げ、中堅企業に対する特許手数料の30%減免などを実施した。また、納付に対する便宜を図るため、自動納付申請ができる金融機関に農協を追加し、ATMから納付できる特許手数料の拡大とともにクレジットカードのポイントを利用した手数料の納付制度も新たに導入した。

ハ. 評価及び発展方向

産業財産権出願大国の名に相応しい、レベルの高い顧客ニーズに対応するため、特許行政全般にわたるサービスの先進化が求められている。単純な質疑・応答の処理業務から脱して特許顧客とのコミュニケーションを強化し、テーマ別・レベル別に365日制度改善システム実施するとともに、不満足や苦情に対するオーダーメイド型総合コンサルティングを提供する予定である。そして、特許顧客に対する相談サービスのアクセシビリティと利便性を高めるため、「モバイル相談サービス体系」と「顧客相談履歴伝送体制」を構築する予定である。また、財政の健全性を維持しながら企業の納付負担を徐々に解消して行き、知的財産政策の効果が牽引できる、手数料体系の再編が求められている時期である点を考慮して、個人や中小企業等の権利維持に係わる負担の緩和を慎重に検討して、ATMやマイレッジの活用度を高めるなど、手数料の納付方法の多様化と利便性向上に向けて引き続き努力する予定である。

第2節 顧客中心のサービス体系の構築

1. 顧客指向的手数料体系の改編

顧客協力局 顧客協力政策課 行政事務官 キム・ヨンベ

イ. 推進概要

韓国特許庁は顧客の手数料負担緩和、技術革新及び知的財産創出を奨励するため、オンライン申請と関連する33種類の手数料の値下げと中堅企業に対する30%の手数料減免制度を導入するとともに、手数料納付方法の多様化を通じて、クレジットカードによるポイント納付制度の導入、自動納付申請の金融機関及びATMから納付できる手数料の拡大などを通じて、総合的に顧客の便宜を図った。

ロ. 推進内容及び成果

1)33種類のオンライン申請手数料の値下げ(2012年7月1日)

優先権主張申請料、出願人変更申告料などを含む33種類のオンライン申請と関連する手数料を10%以上を値下げ、顧客の行政サービスに対する手数料の負担を減らし、物価安定に寄与した。

2)中堅企業*に対する手数料減免制度の導入(2013年1月1日)

中堅企業の技術革新及び知的財産創出を奨励し、中小企業から中堅企業への転換の際に受けられなくなる優遇などの理由により中堅企業への転換を拒み、中堅企業への成長に伴う負担を最小化するため、特許、実用新案、デザイン出願料、審査請求料及び最初3年間分の登録料30%の減免し、特許出願による費用負担を緩和した

*産業発展法第10条の2第1項による中小企業及び相互出資制限企業の所属会社でない企業[(2010年)1,291社→(2011年)1,422社]

3)手数料納付方法の多様化

クレジットカードの使用増加によってクレジットカードのポイント積立額が毎年増加しているが、そのうちの一部は使用されず消滅している。そこで、クレジットカードのポイントで手数料の納付ができるよう、KB国民カード、サムスンカード、外換カードとの協議の下で、「クレジットカードポイント納付制度」を導入(2012年8月2日)し、納付者の経済的負担を軽くする納付便宜も図った。

これまでは顧客が企業銀行に開設した銀行口座を通じてのみ、全ての手数料が自動納付できたが、顧客の納付便宜を図るため、農協銀行に開設した銀行口座からも自動納付できるよう、対象となる金融機関を拡大した。

また、銀行の訪問が容易でなく、インターネットによるアクセスが難しい顧客の利便を図るため、ATM(Automatic Teller machine)の入金専用口座を通じて納付する手数料の範囲を年次登録料から設定登録料にまで拡大した。今後も韓国特許庁はATMで納付できる手数料をさらに拡大して行く計画である。

ハ. 評価及び発展方向

韓国特許庁は費用負担の緩和と知的財産創出を奨励するため、手数料の値下げと減免制度の拡大を行い、手数料納付の多様化を通じて顧客の納付便宜を図るなど、実質的な支援を行っている。今後も特許庁は責任運営機関として財政の健全性を害しない範囲内で、顧客の権利維持負担を減らす手数料体系の合理化方策を講じていく計画である。

2. 出願、登録分野における特許行政制度の改善

顧客協力局 出願課 行政事務官 パク・ソンチョル

顧客協力局 登録課 行政事務官 ゴン・インクック
国際出願課 行政事務官 キム・ウォンヨン

イ. 出願分野の制度改善

1)出願関連書類などの差戻し手続きの改善

これまでは出願関連の書類などが特許法などで定める差戻し事由に該当する場合は、出願関連書類などの「差戻し理由案内通知書」に対し、自然災害の場合を除いて事実上釈明する機会がなく、出願人は出願関連の書類などを再び作成・提出しなければならなかった。しかし、2012年からは差戻し事由に該当しても、釈明の機会を通じて記載ミスなどが明確であると認められた場合は、出願関連の書類などを職権受理するよう差戻し手続きを改善した。

2)証明書類提出期限の案内サービス施行

特許要件の中で新規性と関連した「公知例外適用の主張」、「出願時の特例主張」などに対する証明書類は、特許出願と同時に提出するか、特許出願日以後は提出期限が定められているため、出願人が期限を超過して提出する場合は特許要件を喪失する恐れがあった。そこで、そのような事態を未然に防ぐため、出願時に証明書類などを提出してない出願件に対しては、証明書類の提出期限案内文を別途に発送し、出願人に不利益が及ばないよう行政サービスを強化した。

3)出願人の便宜を図るために出願システムを改善

書式作成機などで出願人が希望する書式をより簡単に探すことができるよう、権利別・出願段階別に類型化された「書式検索マップ(Map)」を構築し、出願書などの作成時に発生し得るエラーを解決できるよう支援する「エラー解決のヘルパー」を、従来の羅列型案内方式から実際画面で構成して案内する方式に改編した。また、出願書などを簡単かつ迅速に作成できるよう、「出願書式の標準事例集」を発刊するなど、出

願人が出願システムを利用する上で不便がないように努めた。

ロ．登録分野の改善

1)登録申請補正制度の導入

登録申請の書類に軽微な欠陥があった場合、補正の機会が与えられず、直ちに差戻されることは登録申請における主な不満要因であった。登録申請人の不便解消及び差戻し率の減少のため、登録申請の書類に軽微な欠陥があった場合は、その補正を許し、その効果が最初の申請時へと遡及する登録申請補正制度を導入した。

2)登録名義人の表示統合管理申請時の記載事項単純化

登録名義人の更正、訂正申請書が登録名義人の表示統合管理申請書に統合され、名称、住所など「登録原因」に対する具体的な記載が事実上不必要となったが、書式作成機において登録原因を記載するようにしたこと、登録原因の記載ミスによる申請書の差戻し事例が発生した。そこで、書式作成機から登録原因欄を削除し、登録原因を記載しないよう申請書の記載事項を単純化した。

3)特許明細書及びデザイン図面情報の提供などを通じた登録原簿の公示機能強化

知的財産権の取引を支援するため、登録原簿で権利の事実関係や法的状態を公示しているが、取引者が登録原簿だけでは技術内容やデザインの図面などの情報を正確に把握できない不便さが存在した。そこで、取引者がオンライン登録原簿の照会だけで権利関係はもちろん、技術内容、デザインの図面など知的財産権の取引に必要な情報をより簡単に確保できるよう、登録原簿の情報提供内容を拡大した。

4)知的財産権維持・管理における便宜を図るための年次登録統合サイトの構築運営

年次登録案内情報へのアクセスが容易ではなく、自分の権利に対する年次情報を認知できず、権利が消滅してしまうケースがしばしば発生した。特に、個人、中小企業権利者の場合、権利を維持するためには4年目から年金を納付しなければならないという認識が足りず、特許庁に提出した住所などの個人情報に最新情報にアップデートしなかったために権利が消滅したり、年金案内書が返送される事例が頻繁に発生した。

そこで、権利者が便利に年金と関連する総合情報の提供を受け、自分の権利を簡単に照会して年金を納付する「年次登録統合サイト」を構築し、権利者の知的財産権に対する維持・管理上の便宜を図った。

5)申請書類重複提出の負担緩和に向けた添付書類の援用基準の拡大

申請書が差し戻される場合、その申請書に添付された書類を他の申請書に援用することは認められていなかったが、申請書類の減縮及び重複提出の負担を緩和するため、申請書が差し戻されたとしても、添付書類に欠陥がない場合は他の申請書で援用できるよう審査基準を改正した。

ハ．国際出願分野の制度改善

1)国際出願料受納通貨の変更

「特許協力条約規則(Regulations under the PCT)」第15条に基づいて国際出願料はスイスフランとし、同規則第16条と第57条及び国際特許協力同盟総会指針に基づいて、世界知的所有権機関(WIPO)が為替の変動を考慮して新たに調整したウォン建て金額の国際調査料と国際予備審査取り扱い費用を反映した。

2)PCT出願書書式の改正

PCT出願書改正案を反映するための別紙第41号(PCT REQUEST)及び第41号の2(PCT出願書)書式を改正するため、特許法施行規則を改正した。

3)PCT通知書の改善

出願人と国際事務局に発送されるPCT受理官庁の通知書に国際出願と方式担当者の名前を明記するよう改善し、方式担当者のプライドを高めると同時に、出願人の利便性と満足度を高めるため、PCT通知書を改善した。また、業務段階を最小化するための「国内書面提出期間満了予告案内文など」の通知書作成システムを改善した。

4)マドリット国際出願の瑕疵通知事例調査分析

WIPOから通知されるマドリット国際出願瑕疵通知事例調査の分析を通じて、瑕疵を減らすための制度・システム改善事項を発掘した。

3. 顧客と共にする請願・制度の改善

顧客協力局 顧客協力政策課 行政事務官 キム・ミギョン

イ. 顧客満足サービス向上推進計画の策定

韓国特許庁は世界最高の顧客サービス提供を通じて顧客感動経営を体系的に推進するため、2012年も顧客満足サービス向上推進計画を立てて施行した。2012年度顧客満足サービス向上のため、各部署別の基本計画を基に、計画別分類と重複業務の調整を通じて、1)サービスの迅速性及びアクセシビリティの強化、2)顧客接点部署の苦情対応性の向上、3)審査・審判業務の公正性強化、4)制度改善課題発掘ルートの多様化など、4大分野51の細部課題を樹立して推進した。これを通じて顧客のための積極的なサービスの提供と全職員の顧客サービス・レベルを高めるなどの成果を達成した。

ロ. 顧客と共にする請願制度の改善

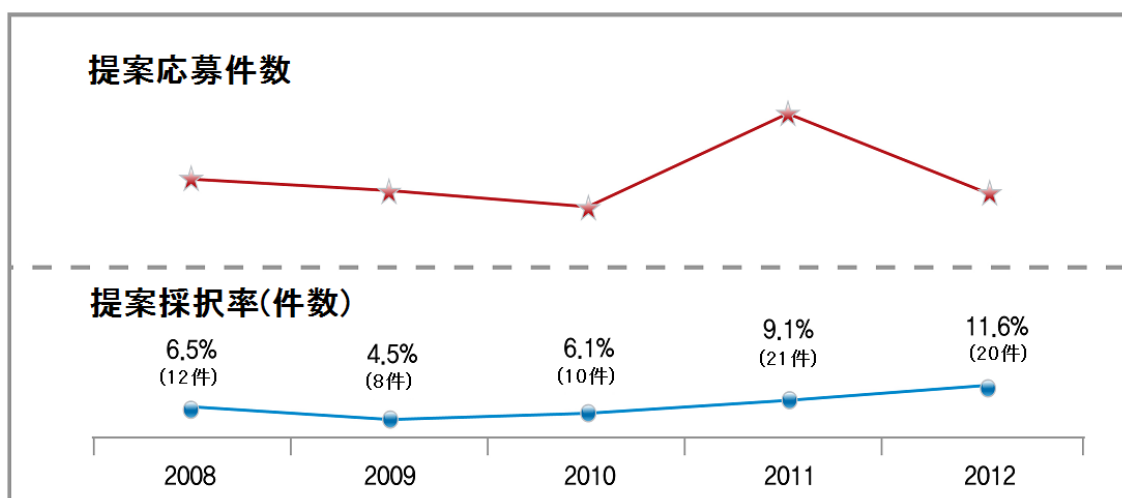
1) 推進背景と概要

韓国特許庁は特許行政に対する特許顧客の積極的な参加を誘導し、制度改善課題を発掘するため、「発明の日」イベントと連携して2012年5月に特許顧客を対象に制度改善に対する提案公募を実施した。

2) 推進内容及び成果

2012年5月には提案公募を通じて計173件の提案が受け付けられ、そのうち20件の制度改善課題が採択された。提案公募は2008年以降毎年実施している。2012年は史上最高の採択率を記録したが、相対的に提案件数は多少減少した。

<図IV-1-1> 過去5年間の提案公募件数及び採択率の推移



採択された提案の65%が特許庁ホームページ及び電子出願システムの改善と関連するものであった。担当者の検討によって採択された提案は直ちに施行されるのではなく、請願制度改善協議会を通じて内外の専門家らの審議を経た後に施行されている。請願制度改善協議会は特許庁制度改善など多様な発掘元から提起された顧客サービス制度改善課題を民間委員及び公務員らに検討させることで、提案された課題に対する実効性をより高める機能を果たしている。

3)評価及び発展方向

出願、登録、手数料など多様な部門において制度改善事項が発掘され、一般国民のアクセシビリティの向上と利用便宜を図ることに寄与した。今後も特許庁は顧客の提案をより多く受け入れるため、特許顧客相談センターを通じて有線上でも顧客の提案を聴取できるチャンネルをより活性化する計画である。また、顧客の提案を単純に採択、不採択するのではなく、一回提案された顧客の声が大切に管理されるよう、多様な管理方策を講じる予定である。

ハ. 特許行政モニター団の運営

特許行政モニター団はこれまで内部職員を中心に運営されてきた特許行政体験団の限界を克服し、「知的財産の大衆化」に向けた需要者中心の特許行政サービスを実現するため、専門性と参加度の高い外部顧客をモニター団として選定し、特許行政全般にわたるモニタリングなどを通じて顧客の意見を反映する疎通の窓口としての役割を果たす。

第1期特許行政モニター団は大韓弁理士会、韓国知識財産保護協会、韓国知識財産サービス協会、韓国知識財産協会、大学の発明サークルから推薦を受けた知的財産専門家と特許行政優秀公募提案者など計36人で構成した。

2012年11月26日の発足式を開始に1年間活動することになり、「常時モニタリング」と「集中モニタリング」方式で運営される。特許庁内部の申請過程を通じて選定されたモニタリング課題(特許路使用時の問題点及び改善事項など)に対し、57件の提案を受け、所管部署の検討を経て11件を採択し、2013年に改善できるよう処置した。

二. 顧客サービス常時モニタリング結果のフィードバック

1)顧客満足度調査

＜表IV-1-1＞5年間の特許満足度推移

(単位：点)

| 区分 | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 満足度 | 73.46 | 73.81 | 73.81 | 72.70 | 74.40 |

特許庁は分野別の特許行政サービス水準を正確に診断し、顧客の意見を取りまとめで制度改善に反映するため、毎年2回の特許顧客満足度調査を実施している。出願・登録・審査・審判・サービスなど5つの分野(11の細部分野)を対象に、出願人、代理人、請願人など約2,400人を対象に、特許行政全般にわたる満足度調査を実施している。評価の公正性を確保するため、外部のリサーチ専門機関に委託して施行しており、顧客満足度の結果は各局(課)の成果指標(KPI)として設定され、報酬、昇進など成果評価に反映させることで、顧客満足度の改善が成果評価システムに連動するように制度化した。特許顧客満足度は毎年上昇し続けてきたが、2011年度に若干下落した。しかし、2012年に強力な満足度改善対策を樹立して推進したため、2012年度は74.40点という最高点数を記録した。

2)電話親切度調査

＜表IV-1-2＞5年間電話親切度の推移

(単位：点)

| 区分 | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 満足度 | 89.50 | 89.32 | 89.48 | 92.85 | 90.99 |

韓国特許庁は四半期毎に職員の電話対応時の態度をモニタリングし、局別・課別の点数を発表し、それを成果評価に反映するなど、電話対応時の態度を向上させるために努力している。2012年からは特許行政サービス提供機関の全体的な電話親切度向上のために、韓国特許庁のみ実施していた調査を傘下機関にまで拡大するとともに、四半期毎に4回実施していた調査を半期別に2回実施した。最初の受信状態、対応態度、アクセス状態、まとめの部分に区分してモニタリングを行っている。2012年の総合点

数は90.99点を記録し、2011年の総合点数(92.85点)に比べて1.86点落ちたが、全般的に「大変良好」の水準を維持している。初めて実施した傘下機関の総合点数は83.45点で、特許庁の電話親切度調査の初期結果と類似している。2013年からは傘下機関長評価の際に電話親切度調査結果の反映及び傘下機関職員の個人評価に一部反映することを要請した。

3) 請願行政サービスに対する評価

毎年総理室と権益委員会は政府機関全体を対象に、請願行政サービスに対する各部署の請願行政満足度評価を実施している。総理室では行政サービスを利用したことのある請願人を対象に、請願行政サービスの提供過程における総合的な満足度について、提示された標本中の一部を対象に、アンケート調査方法で実施している。また、権益委員会では「国民シムンゴ(苦情申立窓口)」サイトを通じて処理された請願に対する請願人の満足度評価によって評価を行う。満足度の測定は全体中央行政機関に対する満足度を測定することで、競争的かつ国民指向的な行政サービスを実現し、請願行政サービスの質的向上を図るものである。特許庁は顧客満足サービス推進計画の策定、請願モニタリングなどの顧客満足のために、多様な庁内部の点検体系を運営している。

2012年特許庁は顧客満足サービス推進計画を策定・運営した結果、総理室の請願満足度評価において普通グループとなり、権益委員会の「国民シムンゴ(苦情申立窓口)」の請願満足度においては、優秀グループとなった。今後も特許庁は顧客満足の特許行政サービス実現に向け、多様な請願管理方策を施行する予定である。

第3節 顧客感動電子請願サービスの提供

1. 24時間電子請願サービスの支援

情報企画局 情報開発課 技術書記官 ハ・テジン

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は1999年から世界で初めてインターネット基盤電子出願サービスを提供してきたが、電子出願サービスの時間が勤務時間内と限定されていたため、請願人からのサービス時間に対する拡大要望が増えつつある。

そこで特許庁は請願人の要望に応じて24時間、365日、いつ、どこでも電子請願サービスが利用できるよう、特許ネットシステムを改善することを決め、まず24時間365日Non-stop電子出願サービスを提供するためのマスタープランを策定した。2002年に策定されたマスタープランに基づいて、2003年から特許ネットシステムをリアルタイムサービス体系に切り替える作業に着手すると同時に、関連法制度も改善し、2005年11月から24時間の電子請願サービスを提供できるようになった。

ロ. 推進内容及び成果

2003年度はマスタープランに基づいて、まず一括処理(Batch Processing)形態の特許ネット構造をリアルタイム業務処理体系(Real-Time Processing)に切り替えられるように特許ネット基盤構造(Infrastructure)の設計作業を行った。また、請願人が電子出願サービスをより簡単に利用できるよう、出願人コード付与の申請や電子文書利用申告など事前登録の手続きを簡素化し、インターネットの「Giro」による銀行振り込み納付、過剰に支払った手数料のオンライン払い戻しなど、手数料の管理体系を改善した。

<表IV-1-3>2003年に完了した主要改善事項

| 推進分野 | 推進内容 |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 請願 サービス 改善 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 出願人コード付与申請、電子文書利用申告などオンライン事前登録手続きの簡素化 ・ 過剰支払い手数料のオンライン払い戻しなどの手数料管理体系の改善 ・ メールによる通知書受信など、使用者の利便性を中心に電子出願ソフトウェアの改善 |
| 特許ネット基盤構造の改善 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一括処理方式の特許ネット構造をリアルタイム処理方式にするアーキテクチャーの再設計 ・ 電子出願サービスのリアルタイム連動のために出願網、特許網、行政網を単一網にネットワークの統合設計 ・ 24時間データベース起動の無中断・リアルタイムバックアップ体系の構築 ・ 不必要なデータの移管・複製作業除去のためのDBの統合設計 ・ 特許ネットシステムの最適化・軽量化のための統合ミドルウェア適用 |

2004年には一括処理方式の特許ネット構造をリアルタイム業務処理体系に改編する作業を実施するとともに、電子出願システム障害発生時の救済策及び週5日勤務制度の施行に伴う書類提出期限の調整など、関連法制度の改編作業も併行した。これは電子出願システムに障害が発生した場合、書類提出の期限が自動的に延長できるようにするなど、制度変更によって請願人に不利益が発生しないよう制度的な装置を取ったものである。よって、書類提出期限の末日が土曜日の場合、提出期限の末日を次の勤務日まで延長できるように改善した。

<表IV-1-4>2004年に完了した主要改善事項

| 推進分野 | 推進内容 |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法制度の改善 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子出願システムの障害によって提出期限のある書類が提出できない場合の処理策を構築 ・ 週5日勤務制度の施行に伴う請願人の便宜のために、提出期限末日が土曜日の場合は次の勤務日まで延長 |

| | |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特許ネットの改善 | <ul style="list-style-type: none"> ・翌日一括処理形態のプログラムをリアルタイム処理方式に改善 ・リアルタイム侵入探知及びセキュリティモニタリングのために統合セキュリティ管理システム(ESM:Enterprise Security Management)を適用 ・無中断サービスのための災難復旧(DR:Disaster Recovery)システムの構築 ・オンライン・リアルタイム受付及び通知機能の実現 |
| 電子出願ソフトウェアの改善 | <ul style="list-style-type: none"> ・提出書類の誤謬検証機能の実現 ・多様な添付書類の受付及び通知機能の実現 ・書類提出に伴う後続手続き連携機能の実現 ・電子文書の提出時点及び提出日時算定機能の実現 ・書類提出期限の末日が土曜日の場合、期限末日の算定機能の実現 |

2005年2月に特許ネットⅡシステムの開通により、請願書類のリアルタイム受付及び通知書のリアルタイム発送サービスが施行され、特許顧客の電子請願サービス利用における便宜を図るためにサービス時間を拡大した。また、2005年11月からは夜間及び休日にも電子出願など電子請願サービスを利用することができるようにした。24時間提供されるサービスは、出願書類の受付、特許庁が発送した通知書の閲覧、登録原簿など各種証明書の申請及び発行、審査進行情報の閲覧サービス、出願番号及び提出書類の処理過程リアルタイム通知など大部分の電子請願サービスを含んでいる。また、書類作成及び特許業務の処理手続きに不慣れな個人出願人の不便及び予期しない不利益を未然に防止するために、請願人が納付すべき特許手数料及び提出しようとする書類の誤謬を書類提出前にリアルタイムで確認できるようにした。

<表Ⅳ-1-5> 2005年24時間電子請願サービスの拡大

| 対象サービス | 推進内容 |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| オンライン出願 | <ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間帯サービス→24時間サービス(方式審査は現行維持) ・欠陥書類の提出前に検証/校正サービスを24時間提供 |

| | |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| オンライン 通知 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 請願処理過程の通知に対し、 - 翌日一括処理→リアルタイム処理 - 勤務時間帯サービス→24時間サービス |
| 諸証明 申請/発行 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務時間帯サービス→24時間サービス ※申込サービスは24時間サービスするものの、発行サービスは手数料が納付された場合に限り24時間支援 |
| 審査進行 情報など検索 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 非リアルタイム・サービス→リアルタイム・サービス |

＜表Ⅳ-1-6＞24時間電子請願サービスの段階別開通時期

| 区分 | 夜間サービス(1段階) | 休日サービス(2段階) | 24時間サービス(3段階) |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 時期 | 2005.2～2005.6 | 2005.7～2005.10 | 2005.11～ |
| サービス 時間 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平日:08～24時 ・ 土曜日:08～24時 ・ 公休日:なし | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平日:06～24時 ・ 土曜日:06～24時 ・ 公休日:09～21時 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平日:00～24時 ・ 土曜日:00～24時 ・ 公休日:09～21時 |

2006年度は24時間電子請願サービスの提供によって翌日に処理された業務が当日リアルタイムNon-stopで処理されることになり、請願処理時間の短縮に伴う請願費用の節減及び行政効率の向上など請願サービスの画期的な改善をもたらした。特に、単純なサービス時間の延長ではなく、特許庁の特許情報をリアルタイムで利用できるサービス体系が構築されたことで、書類作成及び特許業務処理手続きに不慣れな個人出願人の不便及び不利益を最小化することができ、時間及び空間に縛られず外国特許庁とリアルタイムで電子文書の交換が可能となり、特許庁の対内外におけるプレゼンスが高まった。

一方、請願書式の簡素化作業を進めた結果、334種の請願書類を149種に減らし、手数料の過剰支払による請願人の不便解消のため、手数料の納付事項をオンラインで照会・訂正・リサイクルできるシステムを構築するなど、手数料払い戻し及び納付手続きの簡素化で請願処理時間を大幅に縮小した。

＜表Ⅳ-1-7＞2006年に完了した主要改善事項

| 推進分野 | 推進内容 |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 請願書式 統廃合 | <ul style="list-style-type: none"> ・類似の請願書式統廃合(334種→149種) ・記載項目の簡素化(6,881個→1,336個) |
| 手数料納付事項 オンライン訂正 | <ul style="list-style-type: none"> ・手数料払い戻しに関する情報のオンライン照会機能 ・手数料納付事項のオンライン訂正機能 |
| 国有特許 活用度向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・国有特許の閲覧・管理機能 ・通常実施権のインターネット申請及び契約機能 |
| 寄託微生物 管理システム | <ul style="list-style-type: none"> ・微生物寄託機関との連携 ・寄託情報・特許情報の統合管理及び検索機能 ・微生物の分譲申請及び発行手続きのオンライン化 |

これまで持続的に行ってきた電子請願サービス拡大により、いつ・どこでもNon-stopで請願処理が可能となったが、受動的なサービス提供による請願人の不便を解消することはできなかった。そこで、オーダーメイド型の電子請願サービスを開発し、請願人が該当サイトに訪問しなくても請願人が処理しなければならないTo-Do情報を一箇所に集めて提供するサービスを2007年11月から施行している。

また、これまで電子出願をするためには特許庁が提供する専用ソフトウェアをダウンロードして設置する必要があったが、Web基盤の電子出願システムを構築することで専用ソフトウェアを設置しなくても誰でも特許庁ホームページにアクセスさえすれば簡単に電子出願できるようにした。さらに、クレジットカード、携帯電話、リアルタイムの「Giro」による銀行振り込みなど、手数料の納付手段も多様化にし、特許顧客の手数料納付における便宜を大幅に強化した。

＜表Ⅳ-1-8＞2007年に完了した主要改善事項

| 推進分野 | 推進内容 |
|------|------|
|------|------|

| | |
|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>請願書式の統廃合及び簡素化に伴う電子出願システムの改善</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 書式統廃合(347種→149種、57%縮小) ・ 利用者便宜機能の提供により書式作成時間の短縮(件当たり10分、年間236,237時間短縮予想) ・ Window Vistaなど多様なPC環境による支援 |
| <p>電子出願SW機能改善</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 明細書記載不備による意見提出の通知率縮小(43.62%→4.36%、90%縮小) ・ 請願書類の再作成・提出による請願費用の節減 ・ 記載不備による審査処理遅延の予防 |
| <p>オーダーメイド型電子請願サービス提供</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 請願サービスのアクセス段階の縮小(5段階→3段階) ・ 請願処理結果などリアルタイム・オーダーメイド型連絡情報の提供により処理期限満了による請願の被害の予防 |
| <p>Web基盤電子出願サービス拡大</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 商標をはじめ全権利に拡大 ・ 個人出願人の利用増加(商標の場合、前年対比5.6%増加) |
| <p>手数料納付手段の多様化</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 手数料の納付手段拡大(2種→7種) (クレジットカード、携帯電話、口座振り替え、プリペイドカード、ARS、Giro銀行振り込み、訪問) ・ 手数料の納付時間短縮(既存訪問、Giro銀行振り込みによる納付) ・ 納付情報のリアルタイム管理で行政効率の向上 |

2008年度はこれまで需要者中心の電子請願サービスの拡大により、主な請願書式を作成・提出することができたが、サービス対象の書式が出願書中心に限られていたため、サービスの利用に限界があった。そこで、Web出願サービスの支援対象書式を登録書式、審判書式など請願書式全体に拡大し、各種便宜機能を拡充して2008年11月からサービスを提供している。同時に、出願人が作成した請願書式の作成エラーを最小化するため、コールセンター相談システムを構築した。ホームページの個人情報流出防止のための公共I-PINの適用、障害者・高齢者など情報疎外階層の利便性、多様なPC運営環境を支援するWeb標準・Webアクセシビリティの適用を通じて、特許顧客のホームページ利用の利便性を高めた。

また、これまで出願・登録・審判に係わる基本情報中心の特許情報Webサービスの提供により、サービスの利用及び特許情報活用に限界があったが、諸証明書発行情報、手数料納付情報及び期間到来情報など、サービス対象の範囲を拡大し、特許情報管理及び活用活性化を図った。このように電子請願サービスの持続的な拡大により、個人出願人などのWeb出願サービスの利用が前年に比べて76.7%増加となり、電子出願率も93.1%から94.1%に増加した。

＜表Ⅳ-1-9＞2008年に完了した主要改善事項

| 推進分野 | 推進内容 |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Web出願サービス拡大 | <ul style="list-style-type: none"> ・ Web出願サービス対象書式の拡大 -出願書式→登録・審判書式 -Web出願人の利用増加(前年対比76.7%増加) |
| 特許情報ウェブサービス拡大 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特許情報Webサービスの提供情報拡大 -特許(出願、登録、審判)基本情報→諸証明書・手数料・期間到来情報 ・ 特許情報Webサービス拡大策の策定 -特許検索及び統計情報に拡大 -特許情報Webサービス インフラ拡大 |
| 請願サービス改善 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 提出前作成書式の整合性検証結果に対するコールセンター相談システム構築 ・ 書類ファイルの履歴照会を通した諸証明書発行システム改善 ・ 電子出願専用サイト(特許路)の拡大 ・ オンライン出願過程を中心に特許路のメニュー体系及び初期画面改編 |
| ホームページWeb標準・Webアクセシビリティの適用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ Web標準・ Web接近性強化 ・ 個人情報保護のための公共I-PIN適用 |

2009年度はこれまで電子出願サービスを中心に運営されていた特許路を特許情報総合管理ポータルサイト(www.patent.go.kr)に改編した。顧客は特許路Webサイトを通じて出願進行情報、登録、審判情報など使用者別にすべての特許情報をひと目で確認でき、より簡単かつ便利に特許手続きを行うことができるようになった。また、知識のシェアリング、ブログサービスを構築して使用者が参加し活動できるように拡大するなど、使用者が疎通できる活動を強化した。

また、顧客オーダーメイド型サービス強化のため、未公開情報、通知書情報、締切り期限日に関する情報などのWebサービスを拡大した。Webサービス拡大に伴い安定的なサービス提供のため、主要サーバー、ミドルウェアを交替するなどインフラ拡大にも努力を傾けた。その結果、顧客は拡大された Webサービスを通じてより多くの特許情報を、顧客が使う内部システムに連係させ活動及び加工することができるようになった。

電子文書作成機の分野では、安全性、互換性及び編集機能が優秀な商用ワード基盤の特許文書作成機を開発して、顧客が特許文書をより便利に作成することができるようにした。そして共通出願書式(CAF)の適用により、国内出願書式からPCT出願まで可能となり、出願人の明細書作成の負担が大きく減少した。

一方、手数料管理では、顧客の手数料納付の便宜向上のため、特許手数料の自動納付サービスを構築した。手数料の自動納付サービスとは、顧客が別途の納付行為をしなくても顧客本人の口座から特許などの手数料が自動振り替え方式で引き出される方法である。年次登録料の場合、毎年納付時期が到来すると顧客が直接納付をしなければならない不便さがあったが、自動納付サービスの構築によりこのような不便さが解消された。7月から施行された手数料自動納付サービスにより12月まで14,048件の30億ウォン程度の手数料が納付された。

<表Ⅳ-1-10>2009年に完了した主要改善事項

| 推進分野 | 推進内容 |
|------|------|
|------|------|

| | |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| オーダーメイド型 特許管理ポータル 構築 | <ul style="list-style-type: none"> ・自分の特許保管箱を通じて特許関連業務の全社的管理実現 ・知識シェアリング、ブログなど使用者参加型の空間構築 |
| 特許情報 Webサービス拡大 | <ul style="list-style-type: none"> ・2008年49種から2009年181種にコンテンツ拡大 <ul style="list-style-type: none"> ー未公開情報、通知書情報、締め切り期限情報など ・サーバー及びミドルウェア交替を通じたインフラ拡大 |
| 商用ワード基盤の 電子文書作成機開発 | <ul style="list-style-type: none"> ・出願書及び補正書作成の便宜向上 ・共通出願書式(CAF)適用による国内/外出願作業簡素化 |
| 特許手数料自動納付 システム構築 | <ul style="list-style-type: none"> ・出願、年次登録、設定登録手数料の自動納付体系構築 ・自動納付お知らせサービスを通じた請願人便宜向上 |

2010年度には、これまでソウルを中心に実施した電子請願サービス懇談会を全国に拡大し、地方所在の出願人・代理人の不便事項を直接意見聴取(特許法律事務所及び地域別の懇談会を17回開催)し、電子出願関連システムと制度に反映して改善した。特に、地域知識センターの地域実情に合うオーダーメイド型の教育と面談の実施と、2009年開発したグローバル特許文書作成機を利用した電子出願方法の教育及びマニュアルの提供により高い関心を集めた。

<表Ⅳ-1-11>2010年に完了した主要改善事項

| 推進分野 | 推進内容 |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 電子出願SW | <ul style="list-style-type: none"> ・共通出願書式(CAF)の適用を通じ、一度提出した出願文書を翻訳だけすれば主要国(韓国、米国、ヨーロッパ、日本など)の特許庁に提出できる電子出願ソフトウェア機能改善を遂行 ・塩基配列目録作成機の便宜機能の改善 |
| 諸証明書サービス分 | <ul style="list-style-type: none"> ・諸証明書発行サービスにおいてマドリッド国際商標の事後指定件に対する謄・抄本交付申請の発行機能追加 ・諸証明書発行サービスにおいて1件単位で発行した最初出願の確認書を何 |

| | |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 野 | 件かに併合して申請することができるように改善 |
| 手数料分野 | <ul style="list-style-type: none"> 個人及び中・小企業顧客の手数料納付負担軽減のために特許庁に納付した特許料の一定比率をポイントで換算し現金のように使用可能な手数料マイレージ システム反映 個人にだけサービスするクレジットカードによる納付を中小企業に拡大 |
| 特許路ホームページ | <ul style="list-style-type: none"> 特許路の出願人情報変更履歴事項の照会機能改善 特許路の出願人コード付与申請の本人証明書類欄を新設し、案内文を追加 |

2011年度は、電子請願サービス懇談会を持続的に実施し、地方所在の出願人・代理人の不便事項を直接意見聴取し、電子出願関連システムと制度を改善した。特に、大学と協議して特許に関心のある大学生を対象に、電子出願関連の教育を行い大きな反響を呼んだ。

<表Ⅳ-1-12>2011年に完了した主要改善事項

| 推進分野 | 推進内容 |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 電子出願SW | <ul style="list-style-type: none"> グローバル特許文書作成機の性能改善及び誤謬検証強化など、懇談会で出た使用者の意見を反映して使用者の便宜を向上 |
| 諸証明書サービス分野 | <ul style="list-style-type: none"> 登録原簿の写本申請を出願人コード発行及び認証書発行/登録など事前登録の手続きをなくし、基本の個人情報(署名、住民番号など)の入力だけでオンライン発行できるように改善を遂行 |
| 手数料分野 | <ul style="list-style-type: none"> 一部の特許手数料(年次登録料)に対しオンラインだけでなくATMで納付ができるように仮想口座サービスの構築 |
| 特許路ホームページ | <ul style="list-style-type: none"> 出願件に対し審査進行状況をひと目で確認できるように、審査処理進行事項確認機能の改善遂行 |

2012年度は、顧客親和的な特許ネット構築のため、特許ネット顧客諮問団を発足して運営し、持続的な意見要望を取りまとめて特許路 UI(User Interface)を改善するこ

とにより、諸証明の発行速度の改善などを成功的に反映させることができた。また、3Dデザイン出願制度の便宜性を高めるため、3Dデザイン多出願顧客の政策懇談会を実施し、3Dデザイン出願可能なファイルを拡大するなど要望事項を反映した。

<表IV-1-13>2012年に完了した主要改善事項

| 推進分野 | 推進内容 |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特許路 | <ul style="list-style-type: none"> ・登録原簿など諸証明の発行速度改善 ・出願件に対し審査進行状況を一目で確認できるよう審査処理進行事項確認機能改善遂行 ・特許顧客の電子出願に係わる作成ガイドを動画像で提供する電子出願登録案内動画像サービス構築 ・特許権者の権利を本人が便利に照会及び管理できる年次(更新)登録管理サービス構築 ・微生物情報及び特許出願の連携状況を照会できる寄託微生物照会登録サービス改善 ・特許保管箱において登録公報情報を一括して照会できるよう、特許情報院に連携した登録原簿照会サービス構築 |
| 電子出願分野 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人出願人の明細書作成の品質向上及び審査官の審査業務の効率を高めるため、模範明細書作成方法の内容を補完 |

ハ. 評価及び発展方向

これまで電子出願中心の電子請願サービスの高度化により、特許顧客の電子出願の満足度及び電子出願率が持続的に向上した。今後は顧客オーダーメイド型の電子請願サービスだけでなく、高付加価値特許情報の活用化のために特許情報の普及インフラ拡大及び情報提供の範囲を持続的に拡大していく予定である。

まず、既存の複雑で不便であった電子出願SW機能をPDF基盤に統合し、便利で安定的に出願書など作成できるようにし、クロ-ム、サファリーなど多様なブラウザに

において正常に作動できるよう、特許路の互換性改善作業を行う予定である。

また、登録証の再発行の際にインターネットで便利に発行を受けられるよう、インターネット証明書発行システムを構築し、顧客の便宜性向上に努める予定である。

2. 顧客指向型特許情報検索サービス(KIPRIS)の運営

情報企画局 情報管理課 工業事務官 チェ・フンヨン

イ. 推進背景及び概要

特許制度は、国が一定期間の間、発明家に独占排他的な権利を付与する代わりに、出願内容を一般人に公開し、技術発展を促進することにより、産業発展に貢献できる制度である。そこで、米国、日本、ヨーロッパなどの先進特許庁は自国技術の保護及び技術活用の増大のため、特許情報の普及に努めている。韓国特許庁は2000年1月1日から特許情報検索サービス(KIPRIS : Korea Intellectual Property Rights Information Service)を通じて、国内外の特許情報を一般国民らに無料でサービスを行っている。

ロ. 推進内容及び成果

1)特許情報の普及推進

特許庁は特許情報の活用拡大に重点をおいた多様な政策を実施してきた。2006年から中小企業、研究機関などのホームページにKIPRISの検索窓の生成される「出前特許検索サービス」を実施しており、2012年末には特許事務所、中小企業、研究所、学校など計395機関が活用している。2010年からは企業、研究機関、情報事業者などが、特許庁が保有する特許情報データベースを自分の情報サービスに連携し、共通活用できる「開放型知財権情報共有システム(KIPRIS^{Plus})」を試験的にサービスし、民間の特許情報市場の活性化に寄与している。2012年には、初心者を含む多様な階層が特許情報を便利にアクセスできるようKIPRISホームページを全面改編し、スマートフォンな

どを通じていつでも特許情報を検索できるようKIPRISモバイルウェブを構築した。

2) 検索及び照会情報の拡大

KIPRISで提供する情報は初期は国内特許だけであったが、2002年に商標、デザイン資料を追加で提供し、米国、日本、ヨーロッパなどの海外特許の英文抄録(2003年)を始め、2006年からは海外特許専門(全文、full text)サービスを実施している。海外特許に対する継続的なサービス提供の努力により、2008年中国、2009年英国、ドイツ、フランスに続き、2011年にはオーストラリア、カナダ、ロシア、台湾の特許情報検索も可能になった。2011年には、特許庁ホームページを通じてのみ提供していたインターネット技術公知検索サービスの提供を開始し、2012年度からは公報上の技術移転希望情報に関する検索と詳細情報も見られるようにサービスを行い、審査官用の検索システムから提供しているファミリー情報を活用して KIPRISの海外特許ファミリー情報を改善した。このほかに、KIPRISから情報を検索する際に Googleポータル情報なども同時に検索できるよう改善するなど持続的に情報提供の拡大を行っている。

3) 普及及び使用方法の改善

このようなデータの規模拡大とともに、利用者の便宜を考慮した政策及びコンテンツ開発も持続的に推進した。2006年には、会員登録及びログインなしで自由に検索することができるようにし、2007年には、言語障壁を解消するための自動翻訳サービスも提供した。また、発行された公報をKIPRISで提供するための所要期間も着実に短縮して2005年の3日から2日に、2008年7月からは当日提供が可能となった。2009年には、KIPRISの特許検索用データベースを特許庁審査官が検索するデータベースと統合させ、審査官が審査に活用する特許情報を一般国民にも同様に提供し、2010年には、利用者の検索便宜を高めるため、関心のある特許情報を自動検索して、その結果を提供するオーダーメイド型特許サービスを実施している。2012年には、これまでの項目別検索機能を改善して、「スマート検索」を提供しており、利用者が多様な統計情報を一目で見ることができる「TODAY KIPRIS」を提供している。

4) これまでの成果

このような特許情報の活用拡大政策によりKIPRISの利用量も毎年大幅に増加した。KIPRISの利用指標である年間検索回数を調べてみると、2001年88万回に過ぎなかったのが、2002年203万回、2004年686万回、2006年11月に史上初めて年間検索回数1,000万回を超え、2012年には5,171万回(KIPRISPlus検索含む)に達した。特許情報の普及により、国と産業界が進むべき産業発展の方向指針を提示し、研究開発の重複を未然に防止できる道具としての比重と重要度が日増しに増加することによって、KIPRISの利用者も持続的に増加すると期待している。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は一般国民が知的財産権に関する情報を迅速かつ正確、より簡単で便利に利用できるよう、常に顧客の声に耳を傾けてきた。2012年には、国民に対する特許情報検索サービスであるKIPRISを、初心者など多様な階層がより便利に利用できるよう大幅な改善を行い、その結果により2012インターネットエコアワードサービス革新大賞を授賞した。これからも特許庁は、より多様な情報を国民が便利に閲覧できるよう持続的なサービス改善を行い、知的財産権情報を円滑に活用できるよう最善を尽くす予定である。

<表IV-1-14> KIPRISの現状

(2012年12月現在)

| 区分 | | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|-----------------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|------|------|-------|------|------|-------|
| KIPRIS 使用者 登録状況 | 大企業 | 10,919 | 9,736 | 10,135 | 10,139 | 7,612 | 2,480 | 926 | 221 | 253 | 235 | 360 | 318 | 580 |
| | 中小企業 | 23,900 | 23,626 | 18,512 | 17,129 | 14,126 | 8,832 | 3,594 | 905 | 886 | 1,059 | 830 | 872 | 1,629 |
| (人、新規 加入者) | 弁理士 | 760 | 372 | 400 | 315 | 308 | 68 | 16 | 10 | 17 | 56 | 58 | 21 | 112 |
| | 研究所 | 3,812 | 3,449 | 2,593 | 2,387 | 2,424 | 2,473 | 1,119 | 430 | 410 | 506 | 388 | 412 | 778 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|-----|--------|---------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| | 個人 | 70,034 | 64,352 | 61,332 | 64,388 | 55,785 | 21,095 | 7,863 | 3,052 | 2,018 | 2,268 | 2,243 | 2,190 | 3,533 |
| | その他 | 10,449 | 16,544 | 13,444 | 13,883 | 31,447 | 89,220 | 36,953 | 6,295 | 7,260 | 6,998 | 1,889 | 5,690 | 4,763 |
| | 合計 | 19,874 | 118,079 | 106,416 | 108,241 | 111,702 | 124,168 | 50,471 | 10,913 | 10,844 | 11,122 | 5,768 | 9,503 | 11,395 |
| KIPRIS | 期間別 | | | | | | | | | | | | | |
| 検索回数 | (増加 | | 879 | 2,033 | 5,514 | 6,858 | 9,242 | 13,049 | 16,107 | 18,699 | 23,785 | 27,675 | 27,361 | 33,085 |
| (千回) | 率) | | -131.4% | (171.2%) | (24.4%) | (34.8%) | (41.2%) | (23.4%) | (16.1%) | (27.2%) | (16.4%) | (-1.1%) | (20.9%) | |
| KIPRIS ^{Plus} | 期間別 | | | | | | | | | | | | | |
| 検索回数 | (増加 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 7,729 | 13,216 | 18,624 |
| (千回) | 率) | | | | | | | | | | | (71.0%) | (40.9%) | |
| ホームページ | 期間別 | | | | | | | | | | | | | |
| 訪問 | (増加 | 1,601 | 3,279 | 3,765 | 4,104 | 4,220 | 4,429 | 7,808 | 11,214 | 15,914 | 13,863 | 15,594 | 16,914 | 17,972 |
| 回数(千回) | 率) | | -104.8% | (14.8%) | (9.0%) | (2.8%) | (4.9%) | (76.3%) | (43.6%) | (41.9%) | (-13%) | (12.5%) | (8.5%) | (6.3%) |

3. 知的財産権判例情報統合検索サイトの運営

産業財産政策局 産業財産保護課 行政事務官 キム・テギョ

イ. 推進背景及び概要

韓国国内の先端産業発展を受け、主力輸出品目に対する先進国の特許攻勢が急増しているが、特許専門担当部署がない多数企業らは、紛争に対する情報不足により国際特許紛争に対し適切な対応ができない状況ある。

そこで特許庁では、韓国企業の進出が活発なIP5(米国、日本、ヨーロッパ、韓国、中国)の判例の中で、紛争発生頻度が高い技術分野の判例を1ヶ所で簡単に探すことができるように、知的財産権紛争判例情報の統合検索システムを構築して検索サービスを提供し、韓国企業らの知的財産権に係わる紛争業務を支援している。

ロ. 推進内容及び成果

知的財産権の判例情報DB構築事業は、2009年から2012年までの国内判例5,462件と特許主要国IP5の紛争判例8,138件で累計13,600件の国内外の知的財産権紛争判例DBを構築した。特に2011年には、海外判例DB構築の権利範囲を商標、デザインにまで拡大し、海外特許の侵害訴訟判例情報も構築範囲に含めた。また、2012年には、海外判例の地域範囲を米国以外に中国、ヨーロッパなどに拡大し、米国ITC、製薬分野、非典型商標などのテーマ別分析情報を提供すると共に、特許判例DB構築技術分野は、韓国の判例は、WIPO分類の21技術分野から32の全分野に拡大し、海外の判例は、6大技術分野から紛争発生が頻繁な21技術分野に拡大した。

また、構築された知財権紛争判例情報のDBを基盤に、韓国企業の海外判例に対する理解と検索を支援するために、事件の題名、当事者などの書誌情報と法律争点、判断要旨などを韓国語で作成して判例原文と共にONE-STOP知的財産権判例情報の総合検索サービスを提供している。付加的に上下級審判決文、引用判例、関連の知的財産権、関連の法令情報などを視角化した判例マップをサービスしている。

その他にも法律争点別、産業技術別、国際分類別(IPC、ニース、ロカルノ)検索など多様な検索機能を提供し、類義語検索、韓国語、日本語、英語に対する交差言語検索機能、国際特許紛争用語辞典、法律用語辞典などと連係したポップアップ辞典機能など付加サービス機能を支援する。また、国内外紛争ニュースを提供して終結した紛争だけでなく、現在進行中の紛争に対する情報も提供している。

ハ. 評価及び発展方向

知的財産権判例情報の統合サービスは、韓国企業の知的財産権紛争に対する情報へのアクセスを向上させ、国際知的財産権の紛争予防及び紛争における訴訟戦略の策定など対応能力の強化に役に立つものと予想される。また、言語的制約及び費用面での負担が大きい海外判例を韓国語で提供することにより、韓国企業の費用節減にも一助となると予想される。

今後、特許庁は相対的に保有規模が低い中国、ヨーロッパ連合(EU)の知的財産権の判例を積極的に補強する計画である。

第2章 知的財産フレンドリーな社会基盤の形成

第1節 知的財産専門人材の養成

1. 概観

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 ユン・ネハン

知的財産が新しい成長のパラダイムとして登場し、知的財産の人材像が多様化、融合化、専門化へと変化することにより、特許庁では、これまで不備であった事項などを補完し、競争国の政策動向を反映して戦略的に体系化した「第2次国家知的財産人材養成総合計画(2012年～2017年)」を策定し推進している。このような産業界人材需要のパラダイム変化に応じて、需要者中心の知的財産人材養成事業においては、知的財産強国の実現を先導する核心人材育成というビジョンの下で、市場で要求する知財専門人材及び知的財産創出・活用人材の養成に力を傾けている。

まず、知的財産を創出できる人材養成のため、大学(院)における知的財産講座の開設を支援して、特許など知的財産に強い研究人材を養成しており、2011年からは、理工系を中心に医薬学系列、デザイン系列及び経営大学にまで講座開設を誘導して多様な人材を養成している。また、知的財産に関する講義の標準教材と各専攻分野において活用できる副教材も開発して普及し、大学教授を相手に知的財産講座を開設して、多数の学生を教えるようにする知的財産教授教育も大人気である。

また、OPEN-INNOVATION形態で、企業-大学間の新産学協力プログラムを運営し、参加企業と支援学生に対し実質的な支援を行っている。企業は、多様なアイデアを活用して問題を解決すると同時に、優秀な知的財産人材を確保することでき、参加する学生は、自分のアイデアを全国の学生と競い合い、企業を通じて商品化してローヤリティを受けるなど、多くのメリットが与えられる。

最も緊急な部分は、企業などの知的財産実務人材養成により、多様な知財権紛争と

訴訟などに対処し、未然に予防できる人材を養成することである。そのため、知的財産専門学位課程を支援し、業務に多忙な企業在職者のために多様な実務事例を中心とした学習を通じて企業が望む実務に強い知的財産人材を養成している。

最後に、弁理士制度の運営を通じて、国際的な知財権紛争において韓国企業が勝利できるよう弁理士の能力強化を支援しており、知的財産司法制度の改善及び弁理士法改正により国民の需要を満たすことができるよう弁理サービスの品質を高めている。

2. 知的財産権に強い大学(院)の人材養成

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 キム・デヨン

イ. 大学(院)の知的財産講座

1) 推進背景及び概要

基盤特許、お金になる特許の創出は、研究者の創意的な能力だけでなく、特許に対する事前調査を通じた特許戦略の確立により成否が左右される。ますます増加している韓国国内の企業に対する海外の先進企業と特許パテントロールの特許訴訟も、特許の事前調査と適切な特許戦略の確立により最小化できる。従って、該当技術分野の専門知識と特許活用能力を兼ね備えた研究者と特許専門担当人材の養成が必要な状況である。

これに伴い2006年から本格的に工学及び自然科学系列の大学(院)生のために特許教育を実施し、2010年には、将来有望な知的財産権創出分野の医薬、経営、デザイン系列まで知的財産教育を拡大して実施し、2011年には、大学の自律的な知的財産教育の基盤構築のために、知的財産教育の先導大学の選定を行うなど事業基盤を構築した。

2) 推進内容及び成果

大学(院)の知的財産教育活性化のため、理工系及び医薬、デザイン系列大学(院)だけでなく経営大学まで、知的財産の科目を正規課程として開設し、知的財産に対する学生たちの関心を高め、特許など知的財産制度の全般に対する講義とともに、特許検索及び明細書作成などの実習も実施した。

2012年の大学における知的財産正規課程は、60大学で266講座を開設し11,796人が受講した。2011年度を受講生は9,762人に比べて2,034人が増加した。

＜表IV-2-1＞大学の知的財産教育支援状況

| 区分 | 大学及び大学院 | | | |
|------------|---------|-------|-------|--------|
| | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
| 大学数(校) | 51 | 56 | 60 | 60 |
| 講座数(講座) | 131 | 165 | 207 | 266 |
| 講座履修学生数(人) | 6,955 | 8,316 | 9,762 | 11,796 |

2010年度に示範的に推進した医薬、デザイン系列大学(院)の知的財産教育は、2012年度には、医薬系列は3大学の6講座が運営され、デザイン系列は13大学の20講座が運営され、知的財産権の教育に対する関心が高いことが分かった。

2012年度からは大学における知的財産能力を強化し、大学が自ら体系的な知的財産人材養成教育の実施ができるよう、江原大学、仁荷大学、全南大学など3大学を知的財産先導大学に指定して運営した結果、3大学において74の知的財産講座が開設され3,451人が受講した。

＜表IV-2-2＞知的財産先導大学の運営結果

| 区分 | 科目開設数 | 受講者数 | 備考 |
|------|-------|--------|--------------|
| 江原大学 | 26講座 | 1,084人 | |
| 仁荷大学 | 31講座 | 1,417人 | 知的財産専門担当教授採用 |

| | | | |
|------|------|--------|---|
| 全南大学 | 26講座 | 950人 | 〃 |
| 計 | 83講座 | 3,451人 | |

3)評価及び発展方向

大学(院)の特許講座は、2006年から本格的に実施され量的に持続的な成長を見せている。大学(院)講座は、2006年の48講座から2012年266講座に5.5倍増加した。

今後は教養課程の授業又は理論中心の基本的な内容から一歩進んだ、キャンパス特許戦略ユニバーシアード、大学創意発明大会、デザイン権公募展と関係した実務中心の実習型教育を強化し、多様な教育課程に対する学生たちの要望と実務的人材を必要とする企業の要望に合わせる必要がある。また、大学の自律的な知的財産教育を誘導するため、知的財産専門担当の教授採用を支援し、工学認証プログラムに特許科目を取り入れるように推奨する計画である。

ロ. 知的財産専門学位課程の運営

1)推進背景及び概要

近年、国内外で知的財産紛争が激化することにより、紛争を効果的に対応し、知的財産権基盤の戦略的R&Dや、技術投資戦略の確立ができる知的財産専門人材の必要性が強調されている。知的財産専門人材は工学的な知識だけではなく、知的財産に対する法学的な能力と経営戦略に対する理解が必要である。従って、このような人材を養成するためには、大学院レベルの学問間の融合教育を実施すべきであるが、これまでの工学、法学、経営大は、このような融合教育の実施が難しかった。

そこで特許庁は、知的財産人材専門養成のために設けられた大学院の修士課程である「知的財産専門学位課程」を支援することになった。2009年はKAISTと弘益大学が運営大学に選定され、2010年に新入生を募集して本格的な知的財産専門人材の養成を

行った。

2)推進内容及び成果

2012年にはKAISTで58人、弘益大学で45名の新生を選抜し修士学位の知的財産専門学位課程教育を運行して、学術大会を開催するなど知的財産関連の研究活動も並行して行った。

<表IV-2-3> 知的財産専門学位課程の運営状況

| 大学 | 学位名称 | 授業形態別 | 授業年数 | 単位 | 登録人数 |
|-------|--------------------------------|----------------------|-------------|------|----------------------|
| KAIST | 工学修士 経営学修士 (知財権法専門) | 週末 | 2年 (6学期) | 33単位 | 2011年45人 2012年58人 |
| 弘益大学 | 知的財産学修士(MIP) (Master of IP) | 週内 (平日夜間 週末昼間) | 2年 (4学期) | 24単位 | 2011年44人 2012年45人 |

3)評価及び発展方向

知的財産専門学位過程は、国内初の知的財産分野における専門家養成のため、工学-法学-経営学間の融合教育を実施している。この課程を修了した専門人材は、特許戦略の確立、特許紛争への戦略的対応、知的財産の創出及び活動など、企業と国の知的財産競争力強化の核心的な役割を果たすものと期待される。これから大学別に特性化された課程を強化し、社会で必要とされる教育を実施するなど、一層活発な活動を行っていく予定である。

ハ. 知的財産教授教育プログラム(T3)の運営

1)推進背景及び概要

大学における知的財産に対する知識とこれを活用できる能力は教授にとってより必要なものである。特に、理工系の教授は知的財産に対する理解を基に教育を実施すべき知的財産教育者であり、科学技術研究の第一線に立つ研究開発者である。

大学で開設された知的財産講座は大部分特許庁の支援によって弁理士など特許関連専門家によって授業が行われている。これは多くの理工系大学において、専門分野と融合した知的財産教育を実施できる教授がいないか、不足しているためである。また、教授が研究開発に取り組む場合は、知的財産を基盤とする研究戦略を策定して進行することにより、収益となる強い特許権を創出できるなど、成果を極大化にできるため、研究を行う教授は知的財産に対する基本的な素養と能力を備えるべきである。

したがって、教授の知的財産能力を高めるため、教育対象を理工系教授中心にした知的財産教授教育プログラム(T3:Teaching The Teachers)を構築して施行した。

2)推進内容及び成果

大学教授は教育課程を修了した後、これを教育や研究に活用できるよう、段階別・分野別の教育プログラムを構築し、実際に授業に適用できるよう実例中心の教育を実施した。

教育に参加できない教授の便宜を図り、大学へ直接出向き教育するプログラム、中間試験期間や夏休みを利用した短期集中教育プログラム、深度ある学習のための国外深化プログラムを運営した。

また、知的財産教育に対する認識向上と知的財産 이슈を広く伝えるため、韓国通信学会、韓国貿易学会、大学化学会、韓国物理学会、大韓土木学会、韓国工業化学会、大韓産行工学会、韓国材料学会、韓国工学教育学会、韓国発明教育学会、韓国知識財産教育研究学会など計11の専門学会と協力して、学会の定期的学術大会において知的財産のセッションを設け、イシューとなる分野の特許動向と研究戦略の発表を行

い、知的財産の講義を実施した。

2008年に初めて開始したこの教育課程は、知的財産教育の必要性を認識した教授の参加が年々増加し、2012年は、2011年の289人参加に比べて多少増加した374人が教育課程に参加し終了した。また、成果について調査した結果、教育履修後の現業(講義、研究過程)において活用した現業適用度は93.77点であり、教授教育履修後の能力向上度は35.23%であった。

<表IV-2-4> 大学知的財産教授教育の状況

| 区分 | 主な内容 | 2008 | | 2009 | | 2010 | | 2011 | | 2012 | |
|-------------------------|---------------------------|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|
| | | 大学 | 人数 | 大学 | 人数 | 大学 | 人数 | 大学 | 人数 | 大学 | 人数 |
| 出前教育 (週1回2時間、 8回) | 特許制度 明細所作成など | 2 | 17 | 4 | 36 | 6 | 47 | 4 | 51 | 4 | 79 |
| 短期集中教育 (課程別2泊3 日) | 知的財産権入 門、特許明細書 作成など | 28 | 112 | 55 | 174 | 78 | 238 | 66 | 228 | 71 | 285 |
| 国外深化教育 | 先進国特許制度 など | 2 | 4 | 8 | 10 | 6 | 9 | 9 | 10 | 10 | 10 |
| 合計 | | 32 | 133 | 56 | 220 | 81 | 294 | 79 | 289 | 73 | 374 |

<表IV-2-5> 大学の知的財産教授教育プログラム

| 出前教育 | 短期集中教育 | 海外深化教育 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・圏域別に大学を訪問し教育することにより需要者の便宜を図る ・知財権に対する興味を誘導 | <ul style="list-style-type: none"> ・教授の知的財産能力の向上及び特許活用能力強化 ・課程名 －上半期(知的財産権基本課程、デザイン・商標・著作権課程) | <ul style="list-style-type: none"> ・海外IP 専門教育課程参加 ・優秀受講教授及び知財権の講義教授として選抜 ・教授教育参加動機誘発 |

| | | |
|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>・大学名(4大学): 壇国大 学、東亜大学、仁荷 大学、国民大学</p> | <p>－ 下半期(特許出願戦略課程、特許技術価値評価及びライセンス過程) － 夏季(特許情報調査/分析過程、強い特許のための請求範囲作成過程) － 冬季(知的財産事例課程、知的財産教育マスター課程、特別講義) ・2012年 4月、8月、10月、12月、4回</p> | |
|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

<表IV-2-6> 学会学術大会知的財産セッションの開設状況

| 区分 | イベント名 | 日時 | 場所 | 参加人数(人) | テーマ |
|---------|--------|------------|-----------------------------|---------|-----------------------------|
| 韓国通信学会 | 夏季学術大会 | 2012.6.21 | 済州ラマダプラザ 済州 ホテルラマダボルルーム2 | 61 | 標準特許獲得戦略及び紛争事例 など |
| 韓国貿易学会 | 夏季学術大会 | 2012.8.23 | 大明デルピノゴルフアン ドリゾート | 20 | 知的財産権関連紛争現状と紛争 解決機関関連 |
| 大韓化学会 | 秋季学術大会 | 2012.10.19 | 釜山 BEXCO 206号 | 42 | 化学研究者のための知的財産支 援制度紹介 |
| 韓国物理学会 | 秋季学術大会 | 2012.10.24 | ボグアンフィニックスパ ークホテル3階トパズ | 41 | 物理学知的財産セッション |
| 大韓土木学会 | 秋季学術大会 | 2012.10.25 | 全南大学7工学館117号 | 32 | 建設産業の未来競争力強化のた めの知的財産の活用 |
| 韓国工業化学会 | 秋季学術大会 | 2012.11.1 | 大田コンベンションセン ター101号 | 60 | 知的財産シンポジウム |
| 大韓産業工学会 | 秋季学術大会 | 2012.11.2 | 漢陽大学エリカ(ERICA) キャンパス | 40 | 知的財産特別セッション発表 |
| 韓国材料学会 | 秋季学術大会 | 2012.11.9 | 江原道江陵鏡浦臺リカイ センドパインリゾート | 47 | 新素材研究における知的財産 |
| 韓国工学教育学 | 秋季学術大会 | 2012.11.23 | 京畿道一山キンテックス | 35 | 工学教育課知的財産 |

| 会 | | | 第1展示場 212B | | |
|---------------|----------------|-------------|--------------------|-----|----------------|
| 韓国発明教育学会 | 秋季学術大会 | 2012.11.24 | 京仁教育大学京畿キャンパス人文社会館 | 124 | 韓国発明教育学会学術発表大会 |
| ※韓国知識財産教育研究学会 | 創立総会及び特別シンポジウム | 2012.11.8,9 | 壇国大学西館106号 | 71 | 創立総会及び特別シンポジウム |
| 計 | | | | 573 | |

3) 評価及び発展方向

大学教授向けの知的財産教育プログラムへの参加教授は持続的に増加しており、学生向けの知的財産授業に対する必要性を認識した教授は、高い関心と熱意を持って教育に参加して知的財産講座を開設するなど、教育課程運営の成果が現れている。しかし、量的な規模においてはまだ不十分な点が多く、韓国の理工系教授21,011人の1.78%に過ぎない374人しか教授教育プログラムを修了していないなど、教育履修率は低いほうである。

より多くの教授を教育に参加させるためには知的財産に対する認識を広範囲に拡大する方策が必要であり、特許庁主導の教育プログラムの運営だけでは限界があるため、大学が自主的に教育を行うことが望ましいと言える。

現在のプログラムをレベル別、専攻別にプログラムを体系化、多様化にし、教授が容易に参加できるようにすると共に、学会との協力を拡大して知的財産に対する認識向上を図る必要がある。また、知的財産教授間のネットワークの構築を推進して、知的財産教育に対する情報と教案共有、研究活動の活性化などを期するならばより効果的であると言える。

3. 企業・大学間の新産学協力プロジェクトの推進

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 ユン・ネハン
行政事務官 アン・ビョンオク

イ. キャンパス特許戦略ユニバーシアード

1) 推進背景及び概要

キャンパス特許戦略ユニバーシアードは、特許教育に対する大学の関心向上及び大学の実用的な特許教育の拡大により、企業が必要とする特許に強いエンジニアを養成すると共に、大学の斬新なアイデアを産業界に供給するために推進された。企業は問題の出題と審査、賞金の負担、大学(院)生は指導教授とともに企業が出題した問題に対し将来の獲得戦略を提示し、特許庁は大会運営を支援する。このようにキャンパス特許戦略ユニバーシアードは、企業、大学、政府の実質的な産・学・官の協力事例である。そして企業が大学のアイデアを採択して企業経営に適用することは、企業内部に限定されたR&Dから果敢に脱皮し、外部の技術やアイデアを積極的に活用して内部の革新に連結するオープンイノベーション(Open Innovation)の事例と言える。

イ) コンペティション部門

キャンパス特許戦略ユニバーシアードのコンペティション部門は、特許戦略の策定部門と先行技術の調査部門の2部門である。特許戦略策定部門は、細部的な技術テーマに対し、国内外の特許を分析して研究開発の戦略及び特許獲得の方向を策定することである。先行技術の調査部門は、産業別の仮想出願書または、発明要約書に対し、関連した先行技術を調査した後、特許の可能性を判断したり出願書を補正または作成することである。

ロ) 参加資格

韓国国内の理工系大学(院)生を対象に、特許戦略策定部門は3人以内のチームまたは、個人と指導教授1人が参加しなければならない。先行技術の調査部門は個人参加であ

る。

ハ)審査手続き.

審査は書類審査、書面審査、発表審査、最終審査の順で進行される。書類審査は、参加資格の可否、推薦書(参加確認書)確認など基礎審査を行い、書面審査は、企業が、提出された答案を審査基準に基づいて受賞者数の3倍数程度を選抜する。発表審査は、書面審査で選抜された対象者に対し、自分が作成した論文の発表を通じて最終順位を定める。最終審査では、企業が推薦した最優秀学生を対象に、特許庁長賞以上の上位賞を選定することになる。

ニ)審査基準

審査基準はコンペティション部門別に書類審査基準と最終審査基準を定めて評価をする。先行技術調査部門の審査基準は、先行技術の検索、請求範囲の作成・補正を中心に細部評価指標を定め、特許戦略の策定部門は、先行特許調査及び分析、特許戦略の策定を評価項目とし評価指標を定めた。

<表IV-2-7>コンペティション部門別の書面審査基準

| 部門 | 評価項目 | 評価指標 | 詳細内容 |
|----------|------------|----------------|------------------------------|
| 先行技術調査部門 | 先行技術 | 先行技術の調査達成度 | 効果的な検索方法の使用可否、先行技術の調査結果達成度など |
| | 検索 | 検索先行技術の適正性 | 検索先行技術の問題出題意図との符合性 |
| | 請求範囲の作成・補正 | 請求範囲作成・補正の適正性 | 最も広い独立項の作成、適切な従属項の使用など |
| | | 特許要件関連意見の妥当性 | 新規性及び進歩性などに関する説得力ある意見陳述の可否 |
| 特許戦略 | 先行特許 | 技術開発及び産業動向など分析 | 技術・市場・産業動向分析の適正性など |

| | | | |
|----------|----------------------|---------------------|------------------------------------------------|
| 策定 部門 | 調査 及び 分析 など | 先行特許調査(定量・定性・分析)等 | 主要技術に対する先行特許調査など細部モジュール別、国家別、出願人格別分類など核心特許導出など |
| | | 核心特許の導出、選別、分析など | 主要特許検索のレベル、選別・分析の適正性など |
| | 特許 戦略 策定 など | 将来の技術開発方向・戦略など提示 | 将来の技術開発のための基本方向・戦略提示の適正性など |
| | | 技術獲得の戦略策定の具体性・適正性など | 基盤特許確保のための特許戦略提示など回避技術設計方策など内部開発、外部導入戦略など判断 |

<表IV-2-8> コンペティション部門別の最終審査基準

| 部門 | 評価項目 | 評価指標 | 詳細内容 |
|----------------------|----------------------|-------------------|-----------------------------------------------------------|
| 先行 技術 調査 部門 | 学生 答案 | 先行技術検索など | 先行技術の調査達成度レベル 検索先行技術の適正性など |
| | | 請求範囲作成・補正など | 請求範囲作成の適正性 特許要件判断の適正性など |
| | 企業 成果 | 問題解決寄与度 | 問題出題の目的・意図符合性など 該当産業分野などに対する波及効果程度 など |
| | | 発展可能性など | 今後の研究課題採択可能性、実務適用計画など |
| 特許 戦略 策定 部門 | 先行特許 調査及び 分析など | 技術開発及び産業動向など分析 | 技術・市場・産業動向分析の適正性など |
| | | 先行特許調査(定量・定性・分析)等 | 主要技術に対する先行特許調査など 細部モジュール別、国家別、出願人格別分類など 核心・基盤特許導出など |

| | | |
|---------------------------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| | 基盤特許の導出、選別、分析など | 重要特許の検索程度、選別・分析の適正性など |
| 特許戦略策定など | 将来の技術開発方向・戦略など提示 | 将来の技術開発のための基本方向・戦略提示の適正性など |
| | 技術獲得の戦略策定の具体性・適正性など | 基盤特許確保のための特許戦略提示など 回避(空白)技術設計の方策など 内部開発、外部導入戦略など判断 短期、中・長期開発可否判断など |
| 特許分析と戦略策定(回避設計)間の論理的連係性など | | |

ホ)2012年の授賞内訳

2012年のキャンパス特許戦略ユニバーシアードの授賞は、特許戦略の策定部門においては、特許庁長賞以上の上位賞に学生6チームと指導教授6人を選定し、後援機関の優秀賞は25チーム、奨励賞は34チームを選定し、計65チームを選定した。先行技術の調査部門においては、特許庁長賞以上の上位賞に4人を選定し、後援機関の優秀賞28人、奨励賞55人で計87人を選定した。団体賞は、最多受賞大学賞と最多応募大学として仁荷大学が受賞した。授賞式には、大学総長、企業CEOなど社会著名人200人余りを含んだ計450人余りが参加した。

<表IV-2-9>2012年の授賞内訳

| 区分 | 特許戦略樹立 | | 先行技術調査 |
|------------|------------------|----------------|----------------|
| | 学生 | 指導教授 | |
| 知識経済部長官賞 | 1チーム (1千万ウォン) | 1人 (5百万ウォン) | 1人 (3百万ウォン) |
| 韓国工学翰林院会長賞 | 1チーム (1千万ウォン) | 1人 (5百万ウォン) | - |
| 特許庁長賞 | 4チーム | 4人 | 3人 |

| | | | | |
|---------------------------|-----|-----------------------|-------------------|---------------------|
| | | (問題当たり8百万 ウォン) | (問題当たり5百 万ウォン) | (問題当たり 2百万ウォン) |
| 後援機関長 賞 | 優秀賞 | 問題当たり1チーム (6百万ウォン) | - | 問題当たり1人 (1百万ウォン) |
| | 奨励賞 | 問題当たり2チーム (2百万ウォン) | - | 問題当たり2人 (50万ウォン) |
| 最多応募大学賞 (韓国発明振興会長賞) | | 1大学(1千万ウォン) | | |
| 最多応募大学賞 (韓国工科大学長協議会長賞) | | 1大学(1千万ウォン) | | |

へ)2012年の主要日程

2012年のキャンパス特許戦略ユニバーシアードは2012年3月12日に大会公告を開始し、申込書受付、論文提出、審査順で進行された。

<表IV-2-10>2012年の細部推進日程

| 区分 | 詳細内容 | 2012年の日程 |
|--------------|-----------------|----------------|
| 公告・受付 | 大会公告 | 2012.3.12 |
| | 参加申込書の受付 | 2012.3.12-4.13 |
| 先行技術 調査部門 | 問題公告 | 2012.3.12 |
| | 答案提出 | 2012.5.24 |
| | 基礎・書面・発表・最終審査など | 2012.5.25-7.18 |
| 特許戦略 策定部門 | 論文提出 | 2012.8.31 |
| | 基礎・書面・発表・最終審査など | 2012.9.3-10.24 |
| 授賞式 | | 2012.12.10 |

2)推進内容及び成果

イ)電機電子、造船機械金属、化学生命など3分野に47社が参加

特許戦略ユニバーシアード参加企業は2010年度はサムスン電子、LG電子、現代KIA自動車など43社、2011年度は韓国電力公社、DOOSANインフラコアなど48社、2012年度はKT、サムスントータル、日進製鋼、サムスンSDIなど一部の企業が参加と放棄をしたため、計47の機関に拡大された。受賞者に対する2012年度の就職優遇企業はLG電子など24社であった。

<表Ⅳ-2-11>2012年キャンパス特許戦略ユニバーシアード参加企業(47社)

| |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| サムスン電子株式会社、JUSUNGエンジニアリング(株)、Hanhwa Chemical、現代KIA自動車、湖南石油化学、LG電子、LG化学、LGディスプレイ、POSCO、現代製鉄株式会社、(株)ハイニックス半導体、LGシルトロン、SKイノベーション株式会社、現代重工業、大宇造船海洋、サムスン重工業、現代三湖重工業、韓進重工業、現代尾浦造船、STX造船海洋、シンアエスピ(旧SLS造船)、DAESUN造船、(株)タップエンジニアリング、サムスン精密化学株式会社、ソウル半導体株式会社、(株)パンテック、株式会社緑十字、(株)イントゥロメディック、サムスンコニン精密素材、LIGエイディピ(株)、韓国電力公社、DOOSANインフラコア、大林産業(株)、新韓銀行、韓国機械研究院、KIST、ETRI、韓国生命工学研究院、韓国標準科学研究院、韓国電気研究院、韓国航空宇宙研究院、韓国原子力研究院、サムスントータル(株)、ピーエスケイ(株)、日進製鋼(株)、(株)KT、(株)テス |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

* 受賞者の就職優待企業(24社):JUSUNGエンジニアリング、HANWHAケミカル、現代KIA自動車、湖南石油化学、LG電子、LG化学、LGディスプレイ、現代製鉄株式会社、LGシルトロン、現代重工業、大宇造船海洋、サムスン重工業、韓進重工業、STX造船海洋、シンアエスピ(旧SLS造船)、(株)タップエンジニアリング、ソウル半導体株式会社、(株)イントロメディック、LIG`エイディピ(株)、大林産業(株)、ピーエスケイ(株)、日進製鋼(株)、(株)KT、(株)テス

ロ)参加状況

大学の積極的な参加により2011年度は99の大学から3,201チームが参加し、2012年度には101の大学から3,423チームが参加した。この中で82大学の1,696チームが論文を提出し、この中から39大学の152チームが受賞者として選定された。

＜表Ⅳ－2－12＞部門別の参加及び受賞状況

| 区 分 | 特許戦略策定 | | 先行技術調査 | | 合計 | |
|------|--------|------------|--------|-------|-----|--------------|
| | 大学 | チーム | 大学 | チーム | 大学 | チーム |
| 参加申請 | 77 | 792(1,527) | 90 | 2,631 | 101 | 3,423(4,158) |
| 論文提出 | 69 | 311 | 62 | 1,385 | 82 | 1,696 |
| 発表審査 | 33 | 106 | 39 | 184 | 45 | 290 |
| 受賞者 | 28 | 65(166) | 30 | 87 | 39 | 152(253) |

ハ)大学別の受賞者状況

2012年のキャンパス特許戦略ユニバーシアードにおいて受賞者を出した大学は39大学(152チーム、253人)である。大学別の受賞者を見ると、仁荷大学が30チーム、檀国大学及び亜州大学が各々8チーム、ソウル大学7チーム順で授賞し、最多受賞大学賞及び最多応募大学賞は仁荷大学が占めた。

＜表Ⅳ－2－13＞最多受賞大学及び最多応募大学の順位

| 順位 | 最多受賞大学 | | | | 順位 | 最多応募大学 | | | |
|----|--------|------|------|------|----|--------|-----|----|-----|
| | 大学名 | 先行 | 戦略 | 小計 | | 大学名 | 先行 | 戦略 | 小計 |
| 1 | 仁荷大学 | 15.5 | 19.5 | 35 | 1 | 仁荷大学 | 470 | 54 | 524 |
| 2 | 檀国大学 | 1 | 15 | 16 | 2 | 延世大学 | 121 | 3 | 124 |
| 3 | 亜州大学 | 2 | 10.5 | 12.5 | 3 | 全南大学 | 94 | 18 | 112 |
| 4 | 慶熙大学 | 1.5 | 10.5 | 12 | 4 | ソウル大学 | 78 | 15 | 93 |
| | 東国大学 | 0 | 12 | 12 | 5 | 昌原大学 | 45 | 21 | 66 |

※ 最多受賞大学賞の選定基準

(先行技術調査部門の受賞チーム数×1.0)+(特許戦略樹立部門受賞チーム数×3.0)
*(上位賞受賞チーム数×1.5)+(優秀賞受賞チーム数×1.0)+(奨励賞受賞チーム数×0.5)
*上位賞:知識経済部長官賞、工学翰林院会長賞、特許庁長賞

※ 最多応募大学賞の選定基準

(先行技術調査部門の答案提出学生数×1.0)+(特許戦略樹立部門の論文提出チーム数×3.0)
*書面審査で失格処理された水準以下の答案(論文)は提出実績に未反映

3)評価及び発展方向

2012年キャンパス特許戦略ユニバーシアードに参加した企業及び学生たちは大会について肯定的な評価をした。ある企業は「全般的に過去と比べて技術分析及び先行調査の方法、結論導出の方法などが非常に発展したと見られ、参加者の熱意が高かった」とし、また「技術及び特許に対し正確に理解していて、発表力も優秀であり、報告書も論理的で説得力がある」と述べた。参加した学生たちは大会を通じて特許の重要性を悟ったとし、特許戦略を策定しながら将来の技術発展の方向を予測する経験ができたと評価し、就職学生たちも大会を通じて習った知識が企業の研究開発と特許経営にどのように役に立つかを面接官に説明でき肯定的な評価を受けたとし、大会の参加主体全てがキャンパス特許戦略ユニバーシアードの現在及び将来に対し、明るく楽観的な評価をした。

ロ. D2Bデザイン・フェア

1)推進背景及び概要

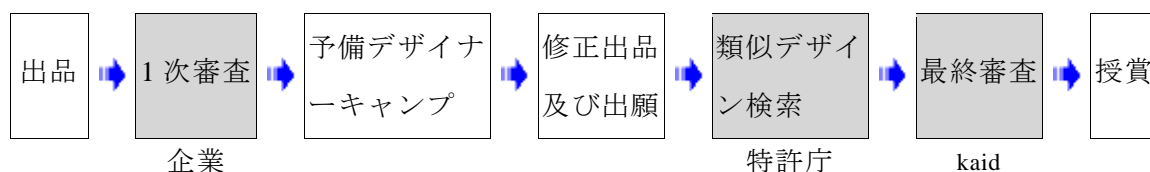
デザイン権公募展はデザイン権の認識向上を通して国家産業競争力の強化を目的としたもので、2006年の大学生デザイン公募展(Design & Right)から始まった。2008年にその対象と方法を画期的に変え、デザイン権公募展(Design Right Fair)となった。

韓国貿易協会と共同で開催し、輸出企業のデザインを支援している。2008年から出品資格を大学生から一般人に拡大し、2010年には、外国人の出品と外国企業の参加も可能にして作品の多様性を高め、2011年には、「D2Bデザイン・フェア」の参加者向けにIP教育を拡大し、参加企業の現場における教育とインターンシップを拡大するなど、より多くの支援を強化した。

数多くある他のデザイン公募展は各企業の広報と安い費用で優秀なデザインとアイデアを得ることを目的としているため、出品者は、すべての知的財産権を主宰側に譲り渡し所定の賞金だけ受け取ることが現状であった。しかし、デザイン権公募展は、出品作のデザイン権など知的財産権を、創作者のデザイナーが所有でき、デザイン権を媒介に、企業がデザイナーから創意的なデザインを得る、オープンイノベーション(open innovation)であるということが、最も大きな特徴である。

この公募展は企業が新しいデザインが必要な物品を提示し、デザイナーは、この物品のデザインを出品する方式で進行される。企業の1次審査を通過したデザイナーらは、予備デザイナーのキャンプに参加し、企業のデザイナーと意見を交換してデザイン権に対する所定の教育を履修する。このような過程を通じてデザイナーらは、本人のデザインの問題点を修正して最終出品する一方、自らデザイン登録の出願を行う。特許庁の類似デザイン検索が終われば、韓国産業デザイナー協会(kaid)所属のデザイン教授で構成される審査委員団が、企業の意見を最大限に反映して最終受賞作を選定する。企業が受賞作を商品化する場合、受賞者と企業はライセンス契約を締結し、受賞者は製品売り上げに伴うロイヤリティーを受けることになる。

＜図IV-2-1＞デザイン権公募展の審査手続き



2) 推進内容及び成果

2012年「D2Bデザインフェア」では22企業が公募物品を提示し、78大学2,318点が出品され、111件がデザイン登録出願を行い、特許7件、実用新案2件を出願した。また、7件に対してライセンスが締結された。

大賞(知識経済部長官賞)は(株)否南磁器にシングル族のための磁器食器セットに花の形を形象化した仁済大学のキム・ソファ氏が受賞、金賞(特許庁長賞)は、移植ゴテがなくても移植できるようデザインした国民大学のキム・テウン氏の組が受賞、金賞(韓国貿易協会長賞)は、既存の黒いビニルを使用して環境汚染の主犯であったものをリサイクルが可能な被覆剤デザインを提案したホ・ンジョン氏が受賞した。受賞作は、2012年11月29日から3日までCOEXから開催した知的財産統合展示会に展示され好評を得た。

<表IV-2-14> 2012年D2Bデザイン・フェアの受賞者状況

| 区分 | | 出題企業 | 受賞者 | | |
|----|-----------------|---------------|---------------|------------------------------------|----------------------------|
| | | | 学校 | 名前 | 作品名 |
| 大賞 | 知経部長官賞 | 否南磁器 | 仁済大学 | キム・ソファ | シングル族のための磁器食器 プレゼンセット |
| | 特許庁長賞 | デザインモ ール | 国民大学 | キム・テウン、 ジョン・ジミ ン、キム・チェ リン | Screw pot |
| 金賞 | 韓国貿易協会長 賞 | チョンハ産業 | 公州大学 | ホ・ンジョン | 地を守る(農業時に環境汚染 のない被覆剤) |
| | 毎日経済会長賞 | LG電子 | 国民大学 | ノ・ジンヒョ ク、ノ・マリア | WHISEN OPUS1 |
| 銀賞 | 韓国デザイン振 興院長賞 | グリーンチャイ ルド | ソウル科学 技術大学 | ジョ・アラ、 イ・キョンミン | Dino Tube / Dino Rocker |
| | | - | 大邱カトリ | バン・ソヨン | Magic Frame |

| | | | | |
|--------------|--------------|----------|--------------------------|---------------------------------|
| | | ック大学 | | |
| | - | 啓明大学 | ベ・ジョンファン、キム・ドンヨン、パク・ソンミン | flow water sliper |
| 韓国発明振興院長賞 | Taejoo照明研究所 | 祥明大学 | ユ・ユンジョ、ド・ヤンス | 地上の星のように、Like on Earth |
| | iriver | 釜慶大学 | ヨン・グァンソク、イ・ソルビ | ストラップ型USBフリップ |
| | MSEVENSYSTEM | 一般 | イ・キョンス | スマートフォン |
| 韓国産業デザイン協会長賞 | AEKYUNG | 尚志大学 | キム・ウジュン、キム・ドンフン | Ball_treatment |
| | - | 東西大学 | ユ・キョンジュン | Tetrapot |
| | SINJUMORU | Hanbat大学 | キム・ヨンテック、キム・ジェミン | Blossom/アイパットケースのデザイン |
| | Taejoo照明研究所 | 清州大学 | ホン・ジェア | Vintage Modern Pendant Light Se |

<図IV-2-2>2012年の大賞及び金賞受賞作



3) 評価及び発展方向

出品作が2,318件で前年に比べて65.57%が増加し、参加大学も前年に比べて16.42%が増加するなど量的な成長を遂げた。ライセンスも7件が締結され、事業化の検討企業も4件に増加するなど、大きな成果を取めた。しかし、出品作が首都圏に集中するなど多様な広報が必要であり、企業のデザイン品目も製品デザインに止まり、今後、視覚デザインとマルチメディアのような分野に拡大する必要がある。

また、大学と企業が積極的に参加させるために広報戦略を多角化にし、多様な企業を選定して、事業化が用意で効果の高いローテク分野へと拡大すべきであり、収入と連携させるために期間を調整し、大学に実質的な知的財産権の出願教育の機会を提供するなど、出品作の多様化を追求する予定である。前年度の指導教授に対してはT3教授教育など関係教育を強化する計画である。この他に1次合格者に対する教育と出題企業のメンタリングを通じて知的財産権管理及び活用能力を強化し、今後、受賞作品に対するライセンス管理を徹底的にして名品公募展で跳躍できるようにする計画である。

ハ. 大学創意発明大会の開催

1) 推進背景及び概要

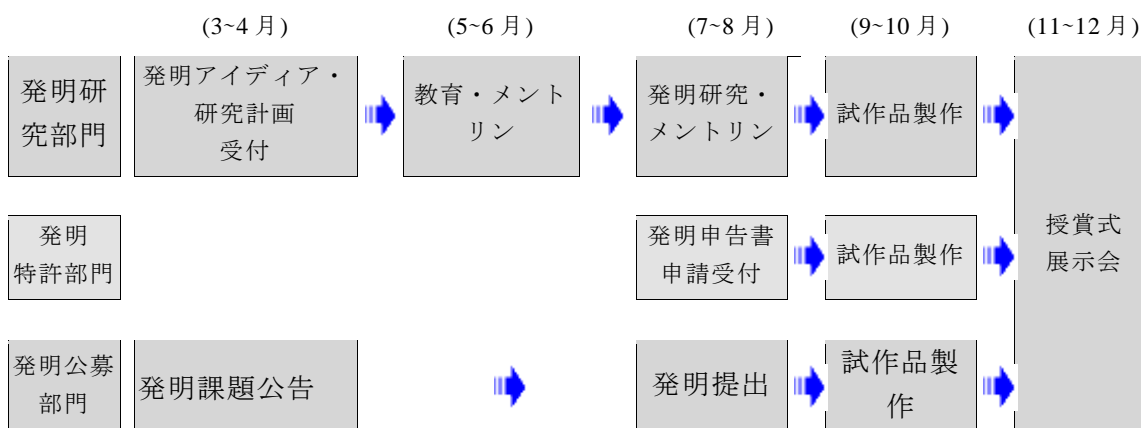
知財戦争に勝つためには、特定分野に対する工学的知識を整え、創造力と知的財産に対する能力を兼ね備えた人材が必要である。学生たちが工学的知識を土台に、技術課題に対し創意的な解決策を講じる過程と、知的財産と関係した研究計画の策定及び

発明の事業化などR&D過程を総合的に経験できれば、研究開発人材、青年起業人材としての能力を高めることができる。

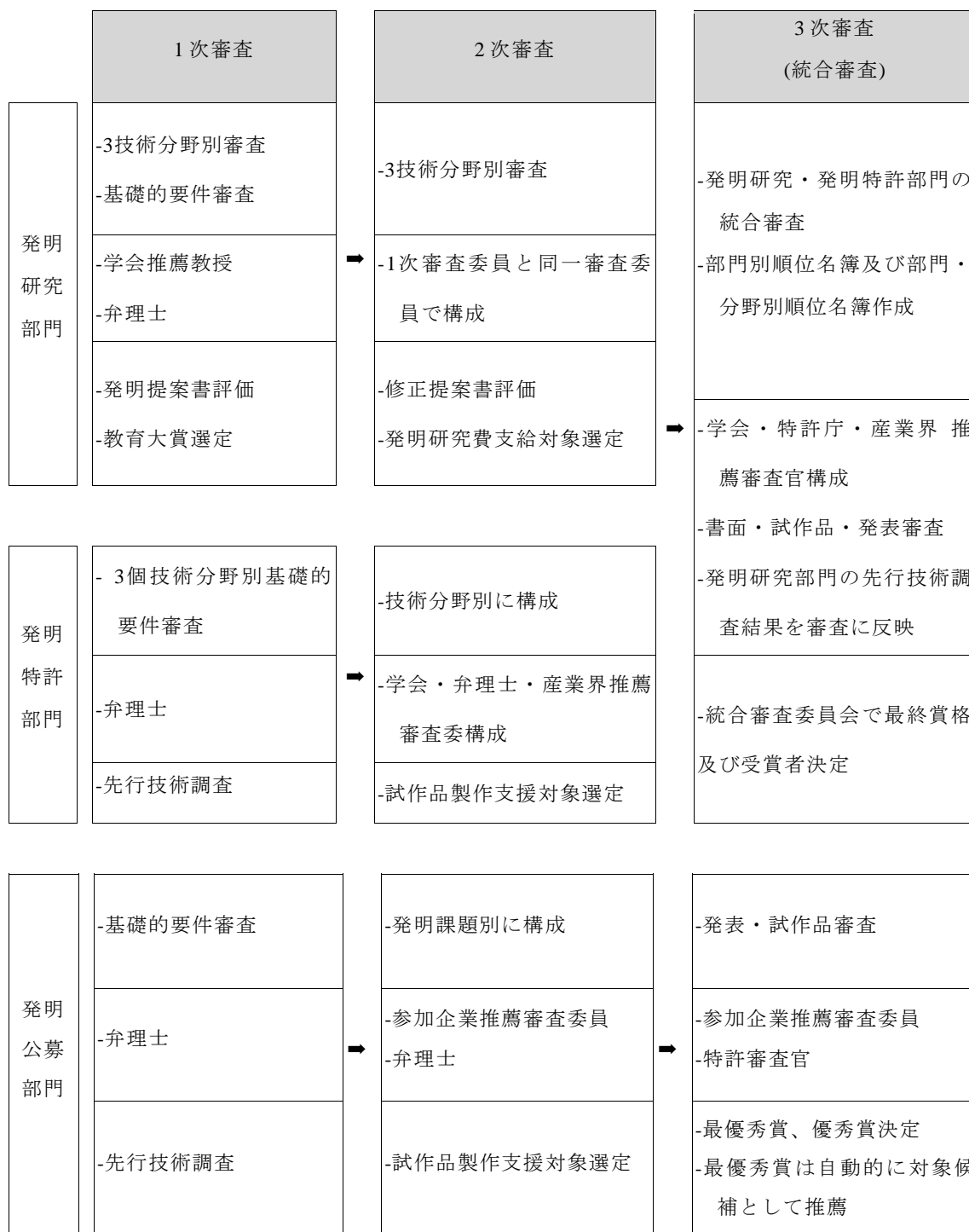
このような認識の下に知的財産に強い創意的な発明人材を養成して大学発明活動の活性化及び大学生発明の権利化・事業化のために「2011大学創意発明大会」を開催した。2002年から続いた学部の生徒及び発明サークル中心の「全国大学発明大会」と、2009年に開催された大学院生中心の「大学IPオーシャン公募展」を発展させ統合し、2010年から「大学創意発明大会」として運営されている。

2012年の大会では、大学生が発明アイデアを発明提案書で提出した後、教育と研究を経て発明として完成させ、発明内容を特許出願書形式の書面と試作品を作成し提出する「発明研究部門」と、卒業作品または、論文などの研究成果を特許出願書形式の書面と試作品を作成し提出する「発明特許部門」の既存2部門の他にも、企業で必要とする発明と技術課題に対し、大学生らが特許出願書形式の書面と試作品を作成し提出する「発明公募部門」が新設され、3部門で進行した。そして大会波及力の拡大と成功的な開催のために、韓国科学技術団体総連合会、韓国科学創意財団と大会を共同で主催し、大韓機械学会など7の工学専門学会及び韓国ベンチャー企業協会が後援機関として参加し、HUROM LS(株)、中央防水企業(株)、ハン・キョンヒ生活科学(株)、LG産電(株)が発明公募部門において問題出題企業として参加した。

<図IV-2-3>大会の主要進行日程及びプロセス



<図IV-2-4>大会の審査プロセス及び基準



<表IV-2-15>2012年大学創意発明大会の授賞内訳

| 区分 | | 発明研究部門 | 発明特許部門 | 発明公募部門 |
|------|----------|---------------|--------|--------|
| 優秀発明 | 大賞(国務総理) | 1チーム(700万ウォン) | | |

| | | | |
|------|-------------------------------|-------------------------------------------|-----------------------------------|
| | 特別賞(WIPO総長) | 1チーム(600万ウォン) | |
| | 最優秀賞 (教育科学部長官、 知識経済部長官) | 5チーム(各500万ウォン) (教育科学部長官2、 知識経済部長官3) | 1チーム (各500万ウォン) (知識経済部長官) |
| | 優秀賞(特許庁長) | 4チーム (各300万ウォン) | 4チーム (各300万ウォン) (Hurom社 社長) |
| | 奨励賞(学会長13、 ベンチャー企業協会会長1) | 8チーム (各100万ウォン) | 6チーム (各100万ウォン) |
| | 小計 | 34チーム(計9,300万ウォン) | |
| 指導教授 | 指導教授賞(科学技術団体総 連合会会長) | 8人(各200万ウォン) | |
| 団体 | 最優秀発明サークル賞 (科学創意財団理事長) | 1個(300万ウォン) | |
| | 優秀発明サークル賞 (科学創意財団理事長) | 2個(各200万ウォン) | |
| | 発明サークル奨励賞 (韓国発明振興会長) | 7個(各100万ウォン) | |
| | 小計 | 10個(計1,400万ウォン) | |
| | 計 | 52件(計12,300万ウォン) | |

大会の受賞者には、大賞は国際発明展の出品支援を、優秀作品は特許出願費用、技術移転、事業化などを支援する。そして大会を通じて発生した知的財産権は、発明研究部門と発明特許部門の発明者は大学に移転することになるが、大学で権利を行使する場合には、職務発明に準ずる補償をすることを原則とし、一方が同意しない場合は発明者の所有とした。発明公募部門の場合は、発明者が知的財産権を所有し、協賛企業は知的財産権実施に対する優先交渉権を持つことになる。

2) 推進内容及び成果

2012年大会では計115大学から3,030件が出品され、申請件数を基準に前年の実績と比較すると28.4%増加した。優秀発明38件を選定して授賞したが、大賞は「気泡が発生しない画面保護フィルム構造体」を出品した仁荷大学のイ・ヒョヨン、イ・ジェホ、ソン・ホヨンチームが受賞した。団体では、最優秀発明サークル賞を成均館大学校発明サークル「奇想天外」が3年連続受賞する榮譽に授かった。

＜表IV-2-16＞大学創意発明大会の出品状況

| 区分 | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 申請件数 | 967 | 1,990 | 2,360 | 3,030 |
| 参加大学 | 85 | 120 | 122 | 115 |

＜表IV-2-17＞2012年大学創意発明大会の優秀発明受賞作状況

| 受賞名 | 授賞主体 | 大学名 | 氏名(学年) | 専攻 | 部門 | 分野 |
|-------------|--------------|---------------|------------------------------------------|-----------------------|----|----------|
| 大賞 | 国務総理 | 仁荷大学 | イ・ホヨン(4) イ・ジェホ(4) ソン・ホヨン(4) | 法学 | 特許 | 化学 生命 |
| WIPO 特別賞 | WIPO 事務総長 | 延世大学 | キム・ジョンミン(4) カン・ホンソン(2) ベク・キョンヨン(2) | 機械工学 | 研究 | 機械 金属 |
| 最優秀賞 | 教育科学 部長官 | 慶北大学 | キム・ジュンヒョク(3) イ・ヒョンア(3) イ・ジン(2) | 環境工学 環境工学 経済通商学 | 研究 | 機械 勤続 |
| | | 成均館大学 | ファン・スファン(3) キ・ミンジュ(1) チョウ・チャンイク(1) | 新素材工学 電気電子 工学系列 | | |
| | 知識経済 部長官 | ソウル科学 技術大学 | イム・テギユ(4) パク・イルホ(3) | コンピュー タ工学 | 研究 | 電気 電子 |

| | | | | | | |
|--|--------------|-----------------------------------------|----------|--------------------------|----|-----------------|
| | | | パク・ジス(3) | | | |
| | 慶尚大学 仁済大学 | イ・ジョンミン(4) イ・ヘイン(4) | | 生命科学工 学 日本語日文 学 | 特許 | 機械 金属 |
| | 全南大学 | ジョン・テヒョン(3) ジョン・ウヨン(2) シン・ヘリョン(2) | | 電子通信工 学 電子通信 | 公募 | LS 産電 |
| | 圓光大学 | キム・ヒョンモ(1) | | 電気電子工 学 | 公募 | ハン・ キョン ヒ |

＜表IV-2-18＞2012年大学創意発明大会の団体受賞者状況

| 受賞名 | 学校名 | サークル名 |
|----------------|-----------|-----------|
| 最優秀発明 サークル賞 | 成均館大学 | 奇想天外 |
| 優秀発明 サークル賞 | 崇実大学 | 風車 |
| | ソウル科学技術大学 | 発明開発研究会 |
| 発明サークル 奨励賞 | 金烏工科大学 | 亀甲船神話 |
| | 延世大学 | 延世アイデア研究会 |
| | 建国大学 | IMOK |
| | 淑明女子大学 | とんでもない人々 |
| | 亜州大学 | ユレカ |
| | 永同大学 | APOS |

| | | |
|--|--------|--------|
| | 梨花女子大学 | やわらかい脳 |
|--|--------|--------|

<表IV-2-19>2012年大学創意発明大会の指導教授受賞者状況

| 受賞名 | 氏名 | 学校 | 学科 |
|-----------|-----------|-----------|-----------------|
| 大賞指導教授 | キム・ハクイル | 仁荷大学 | 情報通信工学科 |
| WIPO賞指導教授 | ベク・ユンス | 延世大学 | 機械工学科 |
| 最優秀賞指導教授 | キム・ヨンホ | 慶北大学 | 化学科 |
| | グォン・チョルジン | 成均館大学 | システム経営工学部 |
| | イ・スンヨブ | 全南大学 | 電気電子通信コンピュータ工学部 |
| | ファン・ヒョンス | 圓光大学 | 電気及び制御工学部 |
| | パク・ジョンヒョク | ソウル科学技術大学 | コンピュータ工学科 |
| | パク・ヨンチョル | 慶尚大学 | 生命科学工学科 |

<図IV-2-5>2012大学創意発明大会の受賞作

| | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  |  |  |
| [大賞] 気泡が発生しない 画面保護フィルム 構造体 | [WIPO賞] タコ足型救命環 | [最優秀賞] 庭などの機能を持つ 読書テーブル | [最優秀賞] 分散型金魚餌自動 供給装置 |
|  |  |  |  |

| | | | |
|------------------------------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| [最優勝賞] 髪の毛掃除機及び 脱付着型風向回転 ヘアドライ機 | [最優勝賞] ブレーキ発電機 | [最優勝賞] トグルキーボード | [最優勝賞] 二輪車据え置き台 |
|------------------------------------------|-------------------|--------------------|--------------------|

3) 評価及び発展方向

2012年の大学創意発明大会を通じて大会の安定と充実化を期し大学発明活動の底辺を拡大した。参加者らは大会において発明特許教育、メンタリング、試作品製作、チームワークなどの経験を経てR&D及び知的財産創出・活用能力を向上することができ、また、大学発明サークル活動の支援を行い大学生らの自発的な発明活動へと導き、発明ノウハウと知識を共有することができた。今後は大会受賞者のための持続的な能力開発と事後管理を強化していく必要がある。出品された発明の事業化、技術移転、創業・後続開発及び受賞者らのためのネットワーク構築等を通じて大学生らの持続的な発明活動の支援を行い、延いては受賞学生をR&Dの核心人材、創意的リーダーとして育成する努力を続けなければならない。

4. 企業の知的財産専門人材養成

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 アン・ビョンオク

イ. 推進背景及び概要

知識基盤社会の到来により知的財産が付加価値創出の核心基盤となり、企業の競争力を左右する核心要素として注目されている。最近、知的財産を巡って企業間の紛争が急増することにより、知的財産の創出、活用、保護のための総合的な対応戦略の策定が要求されている。このような業務はますます高度化・専門化となっている。これに伴い、知的財産に対する専門知識を持ち、企業の知的財産業務を円滑に遂行できる知的財産専門人材の養成が急を要する。

しかし、現状は一部の大企業を除いた大部分の韓国国内企業は、知的財産の人材基盤が劣悪であり、急変する知的財産環境に適切に対処できていないのが実情である。2012年の知的財産活動に関するアンケート調査によると、知的財産専門担当の組織を保有している企業の割合は2.8%に過ぎないものと調査され、専門担当の人材を保有している企業の割合も12.1%程度で低い水準であることが分かった。²²特に、資金と人材が不足する中小企業の場合、知的財産の紛争に無防備で露出されており、知的財産専門担当者の基盤構築が切実な状況である。

したがって、特許庁では、中小企業の知的財産専門担当者を体系的に養成し知的財産能力を高めるために、中小企業の知的財産専門担当者の養成及びインフラ構築のための政策を策定し推進している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 中小企業中心の知的財産職務教育課程運営

中小企業の人材レベルに合う多様な教育課程を提供するために、基礎・中級・高級課程などレベル別・段階別に細分した26の課程で構成され、需要者がレベルに合う教育科目を選択できるようにした。

基礎課程は、入門段階の知的財産基礎教育が必要な中小企業の人材を対象に構成され、中級課程は、明細書作成・請求範囲の解釈など実務知識を中心に構成され、高級課程は、特許訴訟・ライセンス契約など専門家レベルの業務知識を中心に構成された。

<表IV-2-20> 2012年の中小企業知的財産職務教育課程状況

(単位：件、%)

| 区分 | 教育内容 | 課程数 | 中小企業 |
|----|------|-----|------|
|----|------|-----|------|

²² 2012年度知的財産活動実態調査、2012年12月、特許庁貿易委員会

| | | | 修了生数 |
|------|--------------------------------|----|------|
| 基礎課程 | 知的財産権基礎、特許請求範囲の解釈と侵害判断など | 11 | 94 |
| 中級課程 | 特許評価とライセンス契約、営業秘密管理及び不正競争防止法など | 9 | 49 |
| 高級課程 | 特許侵害鑑定書作成、主要国の知的財産権比較実務など | 6 | 58 |
| 計 | | 26 | 201 |

また、知的財産の基盤が脆弱な中小企業の人材に対する支援を強化するため、中小企業の人材に対し、教育費を80%支援した。

2009年から本格的に運営された企業の知的財産職務教育課程は、持続的な業務改善の過程を通じて、企業の知的財産能力の強化及び専門性向上に寄与した。また、知的財産の理論と実務中心の教育内容を併行したことにより、参加教育生の講義に対する満足度も高く、業務に役立つ中小企業対象の知的財産教育課程として位置づけている。

2)海外知的財産戦略の人材養成課程運営

海外最多出願及び海外における特許紛争が予想される、中小企業人材の海外出願及び訴訟能力を強化するために、韓国国内で海外の知的財産制度及び訴訟手続きなどの教育課程を開設すると共に、海外研修課程も併行した「海外知的財産の戦略人材養成課程」を開設し運営した。

Finnegan & Henderson ローファーム本社(米国)及び支社(中国、日本など)の所属弁護士などを韓国に招請し、韓国企業らが特許最多出願及び紛争が頻繁な米国、中国、日本など主要国の知的財産制度及び訴訟戦略の策定に関する教育を行った。2012年には韓国国内で、米国特許法及び訴訟手続きの教育4回、中国及び日本特許訴訟・侵害事例の教育各1回など計6回、短期海外研修(米国) 1回など計7回の教育を実施し、中小

企業人材の海外知的財産の実務能力を高めることに努めた。米国特許制度以外に、中国と日本の特許訴訟及び侵害事例に対する教育課程を開設し、需要者に多様な教育機会を提供した。

短期海外研修は、Finnegan & Hendersonローファーム(米国、ワシントンDC)が運営する「U.S. Patent Litigation Training Program for Asian Corporations(アジア企業のための米国特許訴訟の訓練プログラム)」に参加させ、韓国国内で習得した米国の特許訴訟科目に対するレビュー機会の提供及びMock Trial(模擬裁判)の参加など、実際に米国裁判所などで行われる実務の体験ができる機会を提供した。主要教育内容は、米国法律制度の紹介、事前の訴訟戦略、警告状発送、証拠提示、和解交渉、連邦巡回裁判所に上訴、訴訟チーム戦略会議などで構成され、バージニア東部地域の地方法院の見学など多様な体験プログラムを運営した。そして中小企業の費用負担を減らし、参加率を高めるために中小企業の人材に限り研修費の80%を国庫で支援した。

<表IV-2-21>2012年の海外知的財産戦略人材養成課程状況

(単位：日、人)

| 課程名 | 教育期間 | 中小企業 修了生数 |
|-------------------|---------------------|--------------|
| 米国法律制度及び特許法基礎課程 | 2012.6.27～6.29(3) | 13 |
| 米国特許紛争/訴訟及び防御戦略課程 | 2012.7.19～7.20(2) | 24 |
| 米国特許紛争交渉及び訴訟外解決方策 | 2012.8.24(1) | 19 |
| 米国特許訴訟手続き | 2012.9.20～9.21(2) | 14 |
| 中国特許訴訟概要及び侵害事例 | 2012.10.9～10.10(2) | 7 |
| 短期海外研修 | 2012.10.27～11.4(9) | 9 |
| 日本特許動向及び特許訴訟 | 2012.11.12～11.13(2) | 10 |
| 計 | | 96 |

同課程は、海外ローファーム専門家を招請し講演して頂き、海外特許出願及び訴訟

制度など実務中心の深層教育を実施し、受講生らの海外知的財産制度の理解に役立たせ、Mock Trial(模擬裁判)等多様な体験プログラムの参加を通じて海外の知的財産能力を高める機会となった。

3)中小企業関連機関と連携した知的財産教育課程の運営

中小企業の教育機関である中小企業振興公団傘下の中小企業研修院及びベンチャー協会と連携し、中小企業人材に対する知的財産教育を実施した。中小企業研修院及びベンチャー協会の既存教育課程に知的財産科目を追加で開設し、特許庁は教育コンテンツ提供及び専門講師派遣を担い、中小企業研修院は受講生募集及び教育する場所などを提供した。

2012年に、中小企業研修院(中央研修院、安山市)、ベンチャー協会で運営中である、事例から学ぶ現場革新、知的財産権の特別講義など5課程に知的財産科目を設け、中小企業の人材231人を教育した。

<表IV-2-22>2012年中小企業関連機関と連携した知的財産課程の状況

(単位：人)

| 連携機関 | 教育課程名 | 教育日時 | IP教育課程名 | 受講生 |
|---------|------------------------|------------|-------------------|-----|
| 中小企業研修院 | 製品開発Project Management | 2012.3.8 | 特許及び知的財産権 100% 活用 | 26 |
| | | 2012.5.24 | 特許及び知的財産権 100% 活用 | 19 |
| | | 2012.8.30 | 特許及び知的財産権 100% 活用 | 29 |
| | | 2012.10.25 | 特許及び知的財産権 100% 活用 | 13 |
| | 製品開発/改善のための価値工学 (VE) | 2012.10.18 | 特許及び知的財産権 100% 活用 | 21 |
| | 事例から学ぶ現場革新 | 2012.10.25 | 特許及び知的財産権 100% 活用 | 23 |

| | | | | |
|-----------------|---------------|------------|---------------------------------------|-----|
| | 知的財産権 特別講義 | 2012.5.18 | 強い特許創出戦略 使用者と従業員がwin-winする職 務発明 | 52 |
| ベン チャー 協会 | 知的財産権 特別講義 | 2012.11.27 | 今は、知的財産経営時代 特許紛争! 中小企業も例外ではない | 48 |
| 計 | 2機関連携、5課程(8回) | | | 231 |

教育課程は、深化した教育内容よりは、知的財産に対する関心と興味を誘発する基礎知識及び事例を中心に運営した。同課程の運営を通じて中小企業人材の知的財産に対する教育機会を拡大することができ、中小企業研修院で運営する既存の教育課程よりも、知的財産課程に対する受講生の満足度が多少高く評価され、教育の効果が高いことが分かった。

4)地域の中小企業CEOの知的財産経営認識向上のための特別講演運営

地域の知的財産センターと連携を図り、各地域別のIP経営者会合を対象に、各々の会合で主催するセミナーワークショップなどに講師を派遣し、中小企業CEOの知的財産経営認識向上のための知的財産特別講演を支援した。

<表IV-2-23>2012年地域の中小企業CEO知的財産経営認識向上の特別講演状況

(単位：人)

| 区分 | イベント概要 | | | |
|----------------|-----------------|------------------------------|--------------------|----|
| | 参加対象 | 日時 | 講演内容 | 人数 |
| 忠南知識財産センター(天安) | 忠南地域 中小企業CEO | 2012.5.14(月) 15:00~18:00 | 知的財産経営 優秀事例 | 50 |
| 慶南知識財産センター(昌原) | 慶南地域 中小企業CEO | 2012.6.27(水) 1 0:30~13:00 | 特許紛争事例 及び企業対応戦略 | 51 |

| | | | | |
|----------------|---------------|------------------------------|--------------------|-----|
| 全南知識財産センター(木浦) | 全南IP経営者クラブ会員社 | 2012.9.13(木) 15:00～18:00 | FTA時代の中小企業知的財産管理戦略 | 23 |
| 大邱知識財産センター(大邱) | 大邱地域IP関係者 | 2012.10.30(火) 12:00～17:00 | FTA時代の中小企業知的財産管理戦略 | 125 |
| 計 | | | | 249 |

5)企業間における知的財産ノウハウ共有などのためKINPA運営支援

現在、企業間の知的財産ノウハウの共有と知的財産教育等を通じた企業の知的財産人材の能力強化などを目的に、韓国知的財産協会(KINPA)²³が設立され活動している。

2012年には、KINPA内に特許、商標・デザイン、ライセンス紛争など7の分科委員会²⁴を計41回開催し、企業の特許担当者らの知的財産ノウハウの共有及び事例発表を行った。また、会員企業の特許実務者らで構成される企画調停委員会を隔月単位で開催し、KINPA活動に関する全般的な事項を決め議論する役割を遂行している。これと共に、全体ワークショップ、コンファレンスなどの対外行事を主管し、IP5庁長・Industry会合に韓国代表団体として参加し、日本JIPAを訪問して協力策を模索した。また、新規会員会社の加入を決め、分科委員会の活性化方策などのようなKINPAの内実を固める多様な活動を遂行した。そして、最近の知的財産 이슈をテーマにした、韓国内外の知的財産専門家の主題発表などで構成された「KINPA Annualコンファレンス」を開催しており、2012年には329人余りの企業関係者などが参加して、ヨーロッパ単一特許制度、米国訴訟と比較したヨーロッパ訴訟の相違点及び対応策、ヨーロッパ訴訟戦略、マドリット制度を中心にしたヨーロッパ商標の登録制度など、知的財産環境変化に伴う知的財産戦略及び実務者の専門性向上のための主題を取り上げ、企業の知的財産経営に貢献し、知的財産ノウハウの共有及び拡大のため、企業の知的財産担当

²³ 韓国知識財産協会(KINPA, Korea INtellectual Property Association) : 2008年6月4日、三星電子、LG電子、現代自動車、ポスコなど韓国内主要企業67社が集まり、知的財産に関するノウハウの共有及び拡散、大・中小企業の知的財産共存のための協力などを目的に設立された。

²⁴ 教育人材養成分科と知的財産経営分科をIP経営分科に統合

者にBest特許エンジニア賞などを授与した。

<図IV-2-6> KINPA Annualコンファレンス開催模様



2012年にも、企業内で知的財産を総括しているCIPO(Chief Intellectual Property Officer、知的財産最高責任者)が参加する朝食会セミナーを開催し、海外企業の特許戦略、韓国内企業の特許紛争及び獲得戦略などを紹介した。

<表IV-2-24> 2012年のCIPO朝食会セミナー開催状況

(単位：人)

| 日時 | 発表主題 | 発表者 | 参加者 |
|-----------|-------------------|----------------------|-----|
| 2012.2.15 | 中小企業部品素材事業の特許経営 | エルエムエス、 ナ・ウジュ代表理事 | 60 |
| 2012.4.18 | LG化学の特許経営 | LG化学、 イ・ハンソン特許部門長 | 64 |
| 2012.6.20 | サムスン電子の特許出願戦略 | サムスン電子、 イ・ホンモ常務 | 81 |
| 2012.8.28 | SKハイニックスのレンバス訴訟事例 | SKハイニックス、 | 50 |

| | | | |
|------------|------------------------------|---------------------|-----|
| | | キム・ウンテ 常務 | |
| 2012.10.17 | デジタル、ネットワーク技術変化に伴う企業の著作権環境変化 | 弘益大学、 オ・スンジョン 教授 | 52 |
| 2012.12.12 | デザインの新しい理解 | 弘益大学、 ナ・ゴン 教授 | 51 |
| 計 | | | 358 |

また、知的財産基盤が脆弱な中小企業の能力強化のために、KINPA内の知的財産先導企業が、メントリン申請をした非会員の中小企業11社を対象に、知的財産ノウハウメントリンを実施し、中小企業から良い評価を受けた。

同協会の運営を通じて、これまで「秘密と競争」の代表とされる知的財産分野が「共有と協力」の雰囲気を作り出し、企業間の知的財産ノウハウ及び情報共有などの活動により企業の知的財産能力を高める契機となった。

ハ. 評価及び発展方向

本事業は、中小企業知的財産の人材を対象に、知的財産の理論と現場で適用可能な実務中心の教育課程を併行し、中小企業担当者の知的財産業務能力を高めることに寄与した。また、企業間の知的財産ノウハウ及び情報共有などKINPAの活動は、企業人材の知的財産能力強化及び企業間の知的財産協力インフラ構築など、知的財産専門担当者を養成する土台を構築することに貢献した。

今後、本事業の運営方向は、知的財産基盤が脆弱な中小企業の実務人材の他、CEO、役員など経営陣に対する教育を推進し、海外出願及び訴訟中心の海外知的財産教育に紛争・交渉分野を強化する予定であり、中小企業関連機関と連携した教育課程を拡大する計画である。

細部的には、中小企業の知的財産経営基盤構築のために、CEOなど経営陣の知的財

産経営マインドの向上が優先されなければならない、特に、知的財産基盤が脆弱な地域所在の中小企業CEOの会合に出向き、会合毎の特性に合う知的財産のテーマを特別講演の形で運営する計画であり、知的財産紛争・交渉関連分野に対する教育も強化する予定である。さらに、中小企業中央研修院の他に、地域研修院とも関係を図り、延いてはより多くの中小企業教育機関と締結して、知的財産教育を拡大する計画である。

同時に、社団法人KINPAが独立性と自律性を確固たるものにし、名実共に知的財産分野の企業協議体として発展できるように支援する計画である。

5. 弁理士登録業務の委託

産業財産政策局 産業財産人材課 工業事務官 カン・ユンソク

イ. 推進背景及び概要

弁理士登録業務は、大韓弁理士会が法廷団体として1992年から委託・遂行していたが、弁理士会が1999年に任意団体に変更した以降は、特許庁が登録業務を直接遂行してきた。そのため、特許庁は、既存の政策業務だけではなく執行業務まで追加で遂行しなければならない負担があり、行政力を全て政策業務に集中することができない苦労があった。

一方、処理機関が二元化となり、同一な情報が特許庁の登録情報と弁理士会の会員情報に二重管理され、弁理士が特許庁に登録事項変更届けをした場合、特許庁で管理する登録情報のみ変更され、変更されたその事実は弁理士会に別途通報しないと弁理士会で管理する会員情報は更新されないという問題があった。このような構造により情報漏れが発生し、弁理士の登録情報と会員情報が一致しないケースが頻繁に発生し、弁理士など需要者がこれまで不便を訴えてきた。

2011年度から弁理士情報公開制度が施行されたことにより、弁理士に対する正確な

情報を提供しなければならない必要性が高まった。また、大韓弁理士会が2006年に再び法廷団体になったことにより、弁理士登録業務と弁理士会会員管理業務を弁理士会で統合処理できるようにし、顧客の便宜性及び業務の効率性を高めるべきだという意見要望が継続的に提起された。

ロ. 推進内容及び成果

韓国の弁護士、公認会計士、関税士、公認労務士に係わる情報は二重に管理されていたが、業務の効率性低下を防ぐために関連法を改正して、登録業務を行政機関でない各協会が遂行するようにした。税務士、鑑定評価士の場合は、行政機関である国税庁、国土海洋部が各々の登録業務の遂行をしてはいるが、登録申請時に税務士会、韓国鑑定評価協会を経由するようにして、行政機関の負担を減らし運営している。

<表Ⅳ-2-25> 他資格士登録業務の遂行機関状況

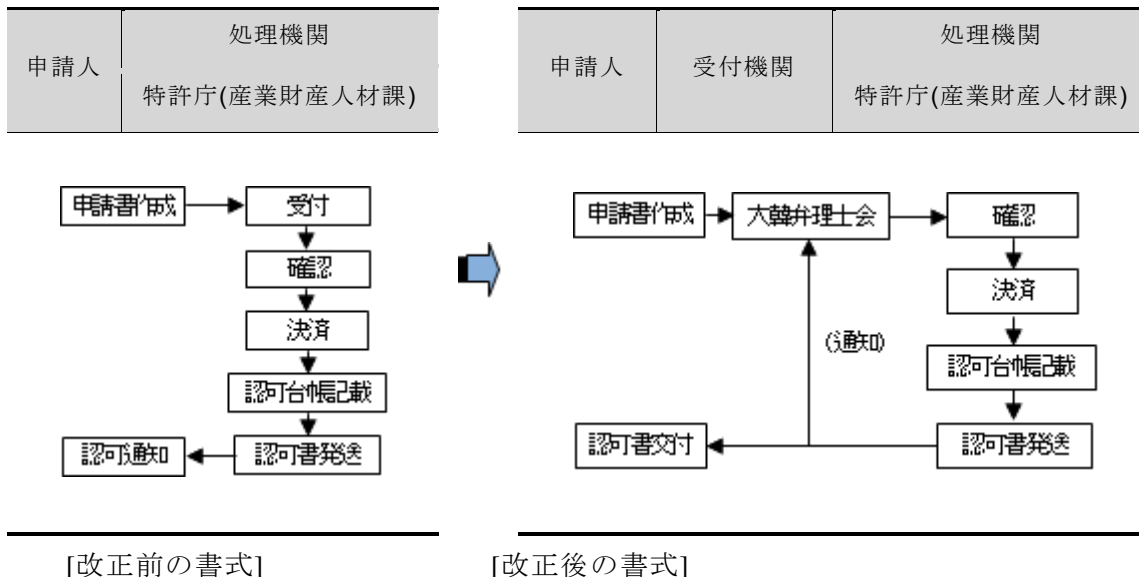
| 資格士 | 弁護士 | 公認会計士 | 税務士 | 関税士 | 公認労務士 | 鑑定評価士 |
|------|-------|--------|-----|------|--------|-------|
| 遂行機関 | 弁護士協会 | 公認会計士会 | 国税庁 | 関税士会 | 公認労務士会 | 国土海洋部 |

特許庁は、国内の他資格士のように登録業務を大韓弁理士会に委託するために関連法の改正を推進した。

まず、登録業務委託のための法的根拠として、行政権限の委任及び委託に関する規定(行政安全部所官)の改正を推進した。「特許庁長が大韓弁理士会に委託できる事務」に、登録業務を追加する内容の規定改正を2010年4月に依頼し、2011年1月24日に公布・施行した。

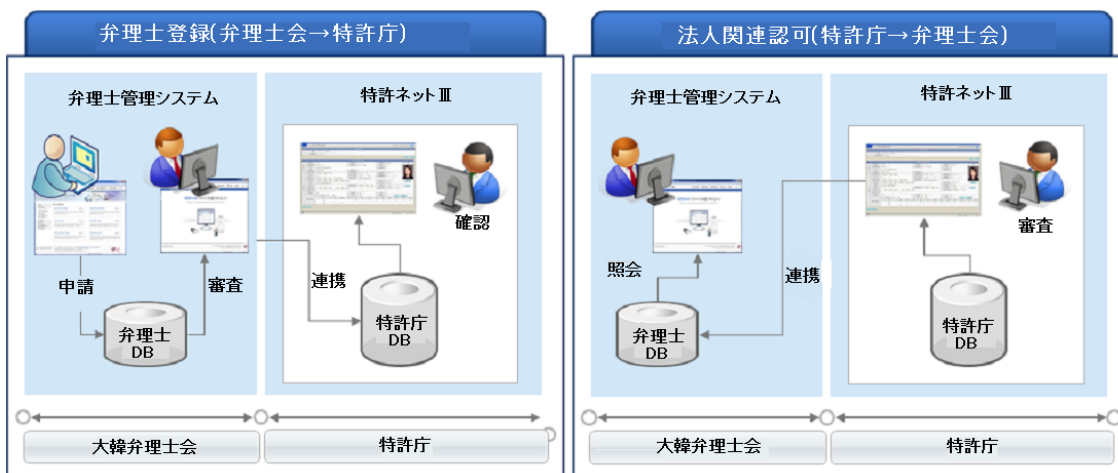
また、行政権限の委任及び委託に関する規定の改正完了と共に、弁理士法施行規則上の弁理士登録申請機関を「特許庁長」から「大韓弁理士会」に変更し、弁理士登録申請書、弁理士登録証、法人設立認可申請書など全14の別紙書式を変更する内容の改正計画を策定し、2012年6月1日に公布・施行した。

<図IV-2-7>別紙書式の変更



行政権限の委任及び委託に関する規定第15条に基づいて、大韓弁理士会は2012年5月に、弁理士登録事務処理規定を制定し、弁理士登録業務を効率的に処理するため、弁理士管理システムを開発した。また、弁理士登録関連の申請が弁理士管理システムで処理され、特許路を経由して特許ネットに伝送できるようにシステムを連携させてデータを一致させた。

<図IV-2-8>業務処理機関間のシステム連携



このような制度的基盤の下で、2012年6月1日に大韓弁理士会と弁理士登録業務の委託・受託契約を締結し、大韓弁理士会で一括的に弁理士登録業務を処理している。

ハ. 評価及び発展方向

弁理士登録業務を大韓弁理士会に委託して施行することにより、弁理士資格証明書の発行と法人設立及び定款変更の認可を除く、弁理士登録、登録拒否、登録取消、登録料納付告知、各種申告の受理、登録及び登録取消の公告、法人設立の認可申請及び定款変更の認可申請受けなど、登録業務全般にわたり大韓弁理士会で直接処理することになった。これにより弁理士資格者は、大韓弁理士会を通じて弁理士登録と弁理士会の会員加入を一度に済ませることができたことにより便宜性が高まり、弁理士会は、登録業務を処理することにより法的団体としての位置が高まり、公共性も強化される見通しである。

今後、特許庁は、弁理士会の弁理士登録業務の遂行に対する定期的な点検を実施して不備な点などを改善し、弁理士など顧客の便宜を図るとともに、特許庁の業務効率性を高めるために多様な努力を傾ける予定である。

第2節 創意的発明人材の発掘・育成

1. 概観

国際知識財産研究院 創意発明教育課 行政事務官 イ・ジョンキ

特許庁は、知的財産権が日増しに重要視されることにより、21世紀の知識基盤社会を先導し、韓国の未来を担う優秀発明人材の発掘及び養成のため、発明教育の基盤構築、制度化、優秀発明の学生及び教員の発掘及び発明、知的財産の親和的な社会雰囲気造成などに努力を傾けている。

まず、特許庁は発明教育の基盤構築及び底辺拡大のため、1995年から市道教育庁と共同で発明教室を設置しはじめ、2012年現在まで全国で193の発明教室を開設した。特に、2012年には発明教室の履修実績を学校の生活記録簿に記載できる法的根拠を作り、より多くの学生が発明に関心を持たせた。

また、毎年増加する発明教育の需要に比べて発明教師の数が絶対的に不足な現実を勘案し、2012年に全国の4教育大学と師範大学を発明教師教育センターに指定し、予備教師と現職教師を対象に体系的かつ専門的な発明教育の実施を通じて、より専門化した発明教師の育成のための体系を構築した。

2010年からは、創意的発明人材の早期発掘と育成のため、KAIST・POSTECHと共同で知的財産基盤の次世代英才起業家育成事業を開始し、2012年には発明(英才)教育の基礎と学問的研究を支援し、体系的な発明人材の育成のために、「発明英才教育研究院」を設立した。

また、高校の段階において体系的な発明、特許分野の専門教育を行い、産業界の知的財産基盤実務人材養成のために、2008年から発明、特許の特性化高校を選定して支援を行ってきている。特に2012年には高等学校の専門教科課程に発明・知的財産関連の

独立教科目を新設するなど、教育科学部と特許庁がMOUを締結して特性化高校の発
明教育を拡大する契機となった。

発明活動の優秀学生及び教員発掘の拡大のため、大韓民国学生発明展示会、大韓民
国学生創意力チャンピオン大会、YIP(青少年発明家プログラム)などの大会を運営す
るとともに、発明奨学生、発明教育大賞選抜などを実施している。特に2012年には、
発明フェスティバル(大韓民国学生発明展示会と大韓民国学生創意力チャンピオン本
戦大会を同時開催)を通じて多様な催し及び体験を提供し、発明教育の拡大に対する
シナジー効果を生み出した。

実務型の知的財産人材養成を目的に、アニメーションなどのコンテンツを中心とし
たオンライン教育と集合教育を並行している。e-ランニング教育の効率的な管理と支
援のため、職務教育に必要な企業などを対象に、教育管理システム(LMS)とオーダー
メイドコンテンツを提供して、計512機関を対象に団体教育(B2B)を実施した。IP-Chal
lenge課程を新規に開設して13大学1,580人が参加し、発明アイデア申告書の公募展に
も28大学200件が出品した。オンライン教育システムを備えた企業に対しては、コン
텐츠をレンタルしてe-ランニング活性化基盤を強化し、対象別e-ランニング教育運
営の内実化と多様化に期した。

2. 発明教育基盤の構築及び制度化

国際知識財産研修院 創意発明教育課 行政事務官 ジョウ・ナムギョン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は、21世紀の知識基盤社会を先導する将来の発明家に対する潜在力を見つけ
出し、韓国の未来を担う優秀発明人材の発掘及び養成する発明教育基盤を構築するた
めに、発明教育の正規教科反映の推進、発明教育センター運営などを推進している。

ロ. 推進内容及び成果

1)発明教育の制度化

これまでの発明教育は、正規の教育ではない特別活動の形で運営されていたため、父兄及び学生の関心不足、発明教師たちの指導意気込み低調など、発明教育の拡大に限界があったが、発明教育関連機関及び教師らの努力により、教育科学技術部は「2007改正教育科目」及び「2009改正教育科目」において初・中・高等学校の正規の教育科目として反映し、発明教育の量・質的転換のための契機が構築された。

<2009改正教育課程「発明単元」反映状況>

- 小学校の実生活課程(必須)5～6学年課程:生活と技術(大単元)(2015年適用)
- 中学校技術・家庭(必須)1～3学年課程:技術と発明(大単元)(2010年適用)
- 高等学校技術・家庭(選択)1～3学年科目:技術革新と設計(大単元)(2013年適用)
- 高等学校工学技術(選択)課程:工学と創意的問題解決(中単元)(2012年適用)

2)発明教師の専門性向上及び教育機会拡大

特許庁は発明教育の活性化を目指し、発明指導教師の専門能力及び政策満足度の向上などを図るために多様な政策を推進している。発明教師のオン・オフライン職務研修、発明教師の研究能力向上のための研究大会及び研究会支援、発明教師ワークショップの実施などを支援している。2009年には、発明教師の職務研修を大幅に拡大し、発明教育の正規教科への反映に備え発明教育の質的レベルを向上した。

イ)発明教師の職務研修支援

21世紀型の知識基盤人材養成に向けて、詰め込み式教育の枠組みから抜け出し、創造力及び問題解決力を育てるオルタナティブ教育の発明教育が注目されている。これに伴い、現場の発明教師向け研修機会の拡大及び専門性向上のため、多様な教育サービスの要求も大きくなっている。

2005年まで発明教師職務研修は、主に休み期間を活用した集合教育により進行された。国際知識財産研修院、韓国学校発明協会、発明英才団で実施された同研修を通じて年間200～300人の発明教師を養成し、発明教育の土台を構築した。

そして、2006年から韓国発明振興会を通じて市・道教育庁の委託研修機関に、発明教育の職務研修科目を設けて運営するため、発明教育の職務研修費用支援を推進しており、2011年には10の研修機関に発明教育の職務研修費用を支援した。

＜表Ⅳ－2－26＞発明教育職務研修費用の支援機関数

| 年度 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 機関数 | 5 | 9 | 12 | 10 | - |

また、2009年には社会的条件及び教育環境の変化に応じ、現場教師の要求レベルを反映するため、既存のオフライン教育研修を補完する一方、新規でオンライン発明教育システムを構築して運営した。発明教師の専門性向上及び教育機会の拡大を目指し、2006年7月から教育科学技術部の認可を受け運営しているサイバー発明教育研修院(www.ipteacher.net)は、2012年に8の正規課程を運営し、6,052人に新しい発明教育機会を提供した。

＜表Ⅳ－2－27＞サイバー発明教育研修院の教育状況

| 年度 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 教育人数(人) | 3,175 | 3,835 | 4,063 | 4,791 | 6,052 |

ロ)発明教育の研究学校指定及び支援

特許庁では、発明教育に対する多様な模範の適用と研究機能の強化に向け、2000年度から市・道教育庁別に、毎年発明教育研究学校を指定し支援している。発明教育研究学校では、地域別の特性及び時代的な状況に合う多様な発明教育プログラム及び方

法を模範として適用し、研究結果の共有を通じて発明教育を広め質的向上を図っている。また、市・道教育庁では、指導教師に研究加算点を付与し指導に対する意欲を高めている。

＜表Ⅳ－2－28＞発明教育研究学校の運営状況

| 年度 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|-------|------|------|------|------|------|
| 研究学校数 | 21 | 22 | 24 | 23 | 22 |

3)発明教育センターの運営

発明教育センターは発明教育の環境変化に対応するとともに発明教員の専門化向上に対するニーズが高まっていることを受け、発明教育総合支援センターとしての役割を遂行するため、2005年12月に竣工した。

創意的発明人材育成のための教育基盤を構築し、発明指導者の専門性を強化することにより、育つ学生たちを将来の知識財産核心人材として育成することを目標に、発明教育センターは教育課程を運営している。2012年には発明教育に関心がある学生及び発明指導者を対象に10科目を運営し計9,996人に対する教育研修を実施した。

イ)教員発明教育課程の運営

発明指導教員の教授・学習能力の開発など専門性を向上させるため、発明教師の深化課程と、奨学官、校長など教育管理者の発明に対する認識向上のための教育管理者課程など計6課程を運営した。

ロ)学生発明教育課程の運営

2012年の学生発明教育課程は、発明教室、発明英才クラス学生たちを対象に創意的問題解決課程と知的財産権創出課程の2課程を運営した。特に、創意的問題解決課程

に対する教育需要が多く、前年対比7回増設した20回を運営(448人教育)し、知財権創出課程は5回(105人)を運営した。また、教育課程運営の専門性確保のため、専門講師を教育内容別にチーム単位で構成し、需要者の要望に合わせ講義を提供するなど教育効果を高めるために努力した。

ハ)オーダーメイド型の教育課程運営

オーダーメイド型の教育課程は1987年「学生発明巡回教育事業(現発明巡回課程)」をスタートに、全国民を対象に発明教育を実施することで発明人口のすそ野を広げることに寄与した。2012年には、全国の小・中・高校と幼稚園にまで対象を拡大した。

<表IV-2-29>2012年発明教育センターの教育運営状況

(単位：回、人)

| 課程名 | | 教育対象 | 回数 | 人数 |
|----------|---------|------------------------------------|----|-------|
| 教員 発明 | 教育管理者 | 奨学官、奨学士、校長、教頭 | 6 | 228 |
| | 発明教師深化 | 小・中・高及び発明サークル指導教師、 発明教育に関心のある教師 | 2 | 74 |
| | 発明英才教師 | 小・中・高発明英才教育指導教師 | 1 | 18 |
| | 技術・家庭教師 | 中・高 技術・家庭教師 | 1 | 41 |
| | 発明指導事例 | 発明教室、発明サークル、発明英才クラス指導教 師 | 4 | 105 |
| | 発明教師入門 | 発明教育に関心のある教師 | 4 | 73 |
| | 6課程 | | 18 | 539 |
| 学生 発明 | 創意的問題解決 | 学校発明クラス及び発明教室で推薦した小・中・ 高校生 | 20 | 448 |
| | 知財権創出 | 学校発明クラス及び発明教師室で推薦した高校生 | 5 | 105 |
| | 2課程 | | 25 | 553 |
| オー | 発明体験 | 発明に関心ある学生 | 90 | 2,494 |

| | | | | |
|----|------|-----------|-----|-------|
| ダメ | 発明巡回 | 発明に関心ある学生 | 200 | 6,410 |
| イド | 2課程 | | 290 | 8,904 |
| 型 | | | | |
| 合計 | 10課程 | | 333 | 9,996 |

4)発明教師教育センターの選定

これまで発明教育指導教師は、発明教育に関心のある小・中・高の現職教師が、と
 才居長の職務研修課程、市・道教育庁の教育研修院及び一部大学において発明教育に
 係わる職務研修を受けて発明教師となった。このため、増加する発明教育の需要に比
 べて発明教師の数が絶対的に不足し、発明教育の拡大の問題点となっていた。

予備教師から現職教師まで体系的かつ専門的な発明教育指導教師を養成するため、
 全国4の教育大学と師範大学に発明教師教育センターを指定した。発明教師教育セン
 ターとして指定された大学は、春川教育大学(首都圏)、忠南教育大学(中部圏)、光州
 教育大学(西南圏)、釜山教育大学(東南圏)であり、これら大学では2013年から標準教
 材を活用した発明講座開設と発明教育文化の拡大のための内部プログラムを運営する
 ことになる。

イ)予備教師対象の発明講座開設

3つの教育大学の実科教育と予備教師を対象に、発明教育の理論及び実習について
 各々2単位以上の正規講座を開設して運営する。

ロ)現職教師対象の職務研修課程運営

各4大圏域別地域の現地教師を対象に、休み期間中に発明教師基礎課程(60時間)と発
 明教師深化課程(30時間)を教員職務研修課程として運営する。

ハ)発明教育文化の拡大のための内部プログラム運営

地域の発明教育文化の活性化のため、地域の教育庁、各学校の教育管理者(奨学官、奨学士、校長、教頭など)を対象に、発明教育優秀事例発表会、小・中・高校の学生発明大会の開催、大学内の発明サークルの運営及び発明教育才能寄附などを運営した。

ハ. 評価及び発展方向

2009年に改正した教育課程(2011年8月確定)により、これまで放課後の教育として行ってきた発明教育を、2015年からは小・中・高校の正規教科目の内で発明教育ができるようになったことは、発明教育の大きい転換点であると言える。

今後、正規の教科目に反映された発明教育の充実化と発明教育の活性化に向けて、発明教育の専門性を整えた教員を養成する体系的な教員育成システムを順調に運営するため努力して行く予定である。

3. 学生レベル別・学校レベル別発明教育の推進

国際知識財産研修院 創意発明教育課 行政事務官 イ・ジョンキ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は、1995年から教育庁と共同で設置した全国193の発明教室を運営し、全国の小・中・高校生を対象に発明教育を実施している。

また、発明教室単位で自主的に推進されていた発明英才教育が、本格的に推進できるように政府関係部署との協力を強化した。教育科学技術部が中心となって策定した「第2次英才教育振興総合計画(2008～2012)」に積極的に参加し、発明教室を活用した発明英才教育の拡大を推進するなど、発明英才養成のための推進根拠及び基盤を構築

し、これの一環として2008年から発明英才の選抜道具及び発明英才教授の学習資料を毎年開発し普及している。

一方、政府レベルで推進中の「政府部署による特性化専門係高校の育成」事業の一環として、「発明・特許特性化高校のプログラム支援学校」の4校を選定して2008年から本格的な支援に突入した。同事業を通じて高校段階において体系的な発明及び特許分野専門教育を通じ創意的で問題解決力が優れた学生たちを養成し、関連産業界の技術開発及び特許管理分野の実務人材としての進出が期待される。

ロ. 推進内容及び成果

1)発明教室の運営支援

発明教室は1995年ソウル・インホン中学(現、奉天中学)において模範的に設置された以後、全国市・郡・区の教育庁別に1ヶ所ずつ計182の発明教室の設置を目標に推進された。各市・道教育庁と連携し毎年16内外の発明教室を設置し、2006年に24の教室を設置した後に、182の発明教室設置事業を一次的に完了した。2008年には市・道・教育庁主官で11の発明教室を追加で設置し、2012年末基準で、全国において計193の発明教室が設置されている。

<表IV-2-30> 年度別発明教室の設置状況

| 年度 | 1995～2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 計 |
|-----|-----------|------|------|------|------|-----|
| 設置数 | 187 | 2 | - | 1 | 3 | 193 |

特許庁は2006年まで発明教室設置事業を完了し、2007年からは発明教室の充実した運営のために、発明教室の運営費支援を持続的に推進している。

このような発明教室設置などのインフラ構築だけでなく、充実した教育課程の運営に努力している。発明教室の設置初期には、1回2～3時間の教育を通じて発明に対す

る認識転換を中心に教育課程を運営したが、最近は、基礎、中級、上級の3段階の教育課程に分けて10～30時間程度に運営し、教育の品質を一層高めた。また、学生だけでなく、父兄など一般人向けの教育を拡大し、地域の発明教育と知的財産権に対する認識向上にも寄与している。

＜表IV-2-31＞発明教室の利用者状況

| 区分 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 学生 | 412,402 | 217,656 | 201,283 | 182,126 | 128,596 |
| 父兄 | 27,995 | 28,415 | 29,459 | 42,001 | 12,334 |
| 教師 | 16,529 | 23,753 | 26,071 | 21,629 | 6,715 |
| 利用者合計 | 456,926 | 269,824 | 256,813 | 245,756 | 147,645 |

* 2007年は年間人数調査及び2008年以降は実人数の調査

* 2009年の利用者減少の理由：開発活動、才能活動(学校内部教育)利用者数を除外、1回の教育(2～3時間)から長期教育課程(20時間以上)に転換したため。

* 調査期間(前年12月～該当年度11月末基準)

また、発明教室により多くの学生が関心を持って参加できるよう、2012年に発明教室の履修実績を学校の生活記録簿に掲載できるように、根拠規定を発明振興法施行令に盛り込み、教育科学技術部では「学生生活記録簿の記載要領(初等用、中等用)に、上記の内容を反映して全国の各学校に伝えた。

2)発明英才教育

特許庁は、2007年に政府レベルで推進中の「第2次英才教育振興総合計画(2008～2012)」の策定に積極的に参加し、発明英才養成に向けた基盤を構築した。

「第2次英才教育振興総合計画」は、2007年12月に国家人的資源委員会で確定され、同計画には、教育人的資源部、科学技術部、文化観光部、女性部、企画予算処、特許

庁など6部署が参加した。特許庁は、同計画に発明教室を活用した発明英才クラスの推進、特許庁指定の発明英才教育院の設置などで、発明英才を体系的に発掘・養成できる制度的装置を構築した。

イ)市・道教育庁の発明英才教育支援

2008年から発明英才の選抜ツールを開発して、市、道教育庁に配布するなど発明英才の選抜を支援し、選抜された発明英才を指導できる教授学習プログラムを開発して普及した。

2010年にソウル、大邱、慶南において発明英才クラスを運営し、世宗市を除く16市、道において発明英才クラスを運営している。2012年には、237の発明英才クラスで4,568人の学生たちに発明英才教育を実施した。

＜表IV-2-32＞発明英才教育の状況

| 年度 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 発明英才クラス数 | 51 | 96 | 192 | 242 | 237 |
| 発明英才学生数 | 1,752 | 1,978 | 3,765 | 4,650 | 4,568 |

発明英才学生の教育プログラムとして2008年に小・中学の初級レベルプログラムとして各1種類(計2種類)を開発・普及し、その後毎年小・中学の中級対象の発明英才教育プログラムを開発して普及した。2012年には、発明英才の内容標準教育プログラムに関する後続的な開発研究を通じて、発明教育プログラムを5大領域(発明の理解と属性、創意的問題解決、発明と融合、知的財産権、発明とリーダーシップ)、23の内容標準、73の下位要素に分類及び再設計し、領域別に教師用のガイドラインを開発して普及した。

発明英才の選抜を支援するため、2008年～2009年に発明英才選抜ツール4種類(学問

適性検査用/小4～5、小6～中1、中2～3、高1各1種類)を開発して普及し、2010年～2011年には発明英才選抜ツールの他に、英才選抜方法が多様化されるすう勢を反映して、観察、推薦制度の選抜マニュアルを開発して配布した。2012年には発明英才選抜ツールを8種類(学問適性検査用/小4～5、小6～中1、中2～3、高1各2種類)と、2010年～2011年に開発した観察・推薦制度の選抜マニュアルを補完及び改善し配布した。

＜表Ⅳ－2－33＞発明英才教育プログラム開発状況

| 年度 | 内容 | 対象 | 遂行機関 |
|------|-------------------------|--------------------------------|---------|
| 2008 | 発明とSTEM | 小(初級) 1種類、中(初級) 1種類 | 忠南大学 |
| 2009 | 多重知能理論に基づいた発明英才教育プログラム | 小(初級) 1種類、中(初級) 1種類、高校(初級) 1種類 | 忠南大学 |
| 2010 | 発明・設計プロセス基盤 | 小、中、高校各1種類 | 光州教育大学 |
| | チームプロジェクト中心の創意的問題解決教育科目 | 中級3種類(発明、人文社会、数理学、問題解決) | 崇実大学 |
| 2011 | 発明教育標準教材 | 小、中、高校各1種類 | 国庫/忠南大学 |
| | 発明英才教育内容標準指導ガイド | 初、中、高級各1種類 | 光州教育大学 |
| 2012 | 発明英才内容標準教育プログラム後続開発 | 初、中、高5大領域1種類 | 光州教育大学 |

ロ)知的財産基盤の次世代英才起業家育成

特許庁は、創意性が優れた小数精鋭の中・高校生発明英才に対し、今後新成長産業を創出できる知的財産基盤英才起業家として育成するため、KAISTと POSTECを次世代英才起業家教育院に指定して運営している。

これに向けて、科学技術翰林院と共同で2009年3月から諮問団と企画団を構成し運営した。諮問団はKAIST POSTECH大学総長、(株)メディソン創業者のイ・ミンファK

AIST招へい教授、(株)アン・チョルス研究所創業者のアン・チョルスKAIST客員教授など最高の碩学で構成され、企画団は、発明・英才・職業教育、技術事業化、ベンチャー創業など関連分野の専門家で構成された。数回にわたる会議において人材像から選抜・育成体系までの方向を策定し、導出された計画を2009年9月の諮問会議に報告することにより、政策方向の諮問結果を含んだ選抜・育成計画が策定された。

2009年2月に韓国国内理工系大学の先頭に立つKAIST・POSTECHと業務協約を締結し、共同で知的財産基盤の次世代英才起業家を選抜・育成するための基盤を作った。その後、随時に推進団会議を開催し教育院の運営方策の論議を行い、2009年9月に、両大学に次世代英才起業家教育院を指定し設置した。

このような過程を経てKAIST・POSTECHに設置した次世代英才起業家教育院は、書面審査と選抜キャンプを通じて中・高校生を2009年末に第1期の教育生181人を選抜し、2010年から2年の基本課程の教育を運営しはじめた。2010年末に、第2期教育生152人、2011年末に、第3期教育生165人を選抜した。2012年は、2～3期教育生317人を対象に教育を実施しており、2012年末には、第4期教育生164人を選抜した。

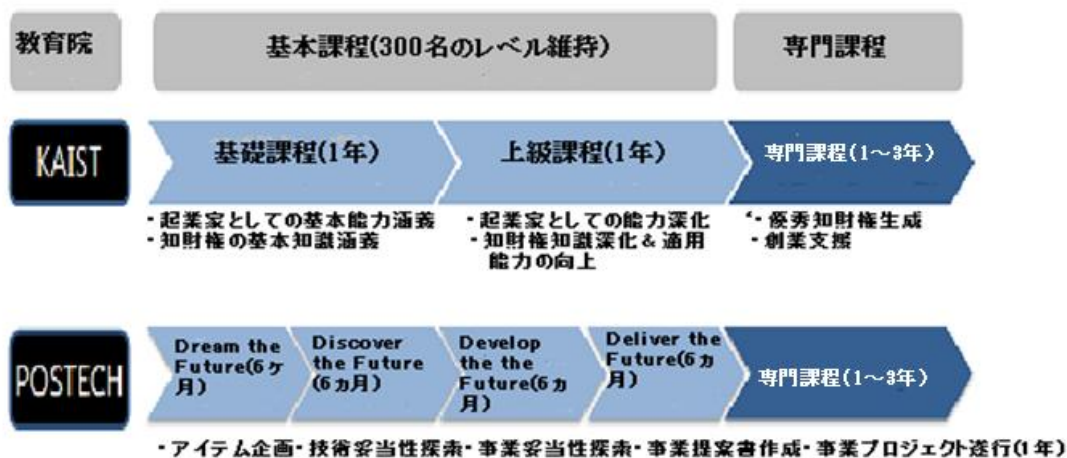
両教育院は小数精鋭の英才らが英才起業家として備えなければならない基盤知識である創意的問題解決力・未来技術・起業家の精神・知的財産専門性などを備えるために、多様な教育プログラムを提供している。特に、選抜された学生たちが、将来社会で要求する融合型人材に成長できるよう、工学・人文学・芸術など多様な分野に接する教育機会を提供している。

<表Ⅳ-2-34>次世代英才起業家教育院の教育内容

| | KAIST 教育院 | POSTECH 教育院 |
|----------|----------------------------------|-------------------------------|
| 教育 目標 | ・ 価値あるIPを創り出し、時代的流れを先導する創造的起業家養成 | ・ 将来の市場を創り出す破壊的技術革新を主導する起業家養成 |

| | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 方式 | <ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン講座受講後、課題提出及び提出課題に対する意見提示(2週単位) ※未来通信環境に馴染むようツイッター、グーグルBuzz、グーグル Docsなどを通じた討論及びフィードバックを同時に運営 ・ オンオフラインキャンプの運営(週末に年6-8回、学期休み中1週間ずつ 2回) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎週日誌など課題提出及び学習結果物に対するフィードバック(1週間単位) ※学習メントラがコ人別に学習結果物に対する持続的なフィードバック及び動機付与を通じ円滑な自己主導的な学習支援 ・ オンオフラインキャンプの運営(学期休み中2週間ずつ年2回) |
| <p>※ KAIST.POSTECH 連合教育(年 1回)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 両教育院教育対象者間の相互交流機会構築 - 年間教育課程の結果物に対する競争、共有の場構築 | | |
| 教育内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 未来技術の変化に対するビジョンを育てる未来技術 ・ 企業発達史など人文学 ・ 知的財産を創出できる能力を培養するための知的財産教育 ・ 企業を設立・運営するリーダーシップを培養する起業家精神教育など | <ul style="list-style-type: none"> ・ Dream the Future : 未来技術先見及びアイテム企画 ・ Discover the Future : アイテム具現のため技術検索、開発 ・ Develop the Future : ビジネスポートフォリオ作成、ミーティング、事業化 ・ Deliver the Future : アイテム選定して実際の設計、事業化プロジェクト |

<図IV-2-9> KAIST.POSTECH 次世代英才起業家教育院の教育体系



2010年9月には韓国発明振興会内に英才、心理、進路分野などの修士・博士レベルの専門担当者5人で構成された「次世代英才起業家センター」を開所した。センターでは、次世代英才起業家教育生の認知的な領域の発達をはじめ、情緒的領域に至るまで安定的に成長できるよう、教育生個人別の心理、能力などを分析して次世代英才起業家教育生、父兄らを対象に進路などに対する個別相談サービスを提供している。

2012年12月には、次世代英才起業家教育生及び発明英才を総合的に支援するため、「次世代英才起業家センター」を「発明英才教育研究院」に拡大改編した。発明教育研究院は、次世代英才起業教育生の支援以外にも、発明教育の政策研究及び教育プログラム開発の役割を果たすことになる。そして、次世代英才起業家教育院→発明英才クラス→発明教室と連係した発明教育システム構築などを推進する計画である。

3)知的財産創出能力を整えた産業技術実務人材の育成

特許庁は高校レベルでの体系的な発明及び特許分野の専門教育を通じて、関連産業界の技術開発及び特許管理分野の実務人材として養成するために、2007年に4専門系高校を「発明・特許特性化プログラム支援校」に選定した。これは、教育人的資源部など7部の2庁が参加し、「政府部署による特性化専門系高校の育成事業」の一環として推進中の事業である。

事業計画書評価、現場実態調査、発表審査等を通して2007年6月に特性化高校に選ばれた学校は、サムイル工業高校(京畿水原、私立)、テドク電子機械高校(大田、公立)、デクァン発明高校(釜山、私立)、慶南航空高校(慶南固城、公立)等4校である。

2007年には発明・特許特性化高校の運営策に対する研究を推進した。これを通じて教育目標、教科開発、教育課程の運営など、学校別の事業推進計画を具体化にし、特許庁、教育人的資源部、4の教育庁間の特性化高校支援のための業務協約(MOU)を締結して支援主体間の役割を明確にした。

これを土台に2008年には本格的に発明・特許特性化高校の運営支援を始め、初年度には特性化高校の成功的な運営基盤を整えるするための基本枠の構築に重点を置き、学校別の専門家コンサルティングなどにより運営の方向性を提示した。同事業は2012年まで継続され第1回目の支援が完了した。

また、2012年には第2回目の支援(2013～2017)を行うため、発明、特許特性化高校を選定した。全部で6校が選定され、このうち支援を受けていた学校のサムイル工業高校(水原、私立)、デクァン発明高校(釜山、私立)の他に、未来産業科学高校(ソウル、私立)、ゲサン工業高校(仁川、公立)、光州自然科学高校(光州、私立)、西帰浦産業科学高校(済州、公立)など計4校が新規に選定された。

特に、2012年には教育科学部と特許庁間でMOUを締結することにより、発明、特許特性化高校の役割強化、高校の専門教科課程に発明、知的財産関連の独立教科目の新設、知的財産の教育強化のための専門教員拡充などの協力方策を構築し、これを通じて特性化高校の発明教育の基盤を整えるきっかけとなった。

ハ. 評価及び発展方向

発明教室を通じた発明教育の拡大が、発明教育の正規教科目の反映に寄与し、「第2次英才教育振興総合計画(2008～2012)」、「政府部署による特性化専門系高校育成」などにより、発明教育の裾野が英才教育と特性化高校にまで拡大した。

今後も発明教室教育、発明英才教育、特性化高校の発明教育がより一層広がるようにするために、各分野別にこれまでの成果を評価し、意見を取りまとめて、学生のレベル別・学校レベル別に体系的な中長期推進計画を構築する計画である。また、関連部署との業務協力も強化していく予定である。

4. 発明活動が優秀な学生及び教員の発掘・拡大

国際知識財産研修院 創意発明教育課 行政事務官 キム・ヘスク

イ. 推進背景及び概要

特許庁では創造力が優れた優秀発明人材を発掘して発明意識を高めるとともに望ましい発明人材像を確立するため、多様な発明・創意性大会を運営し、優秀発明活動学生と教員を選抜して支援している。

<表Ⅳ-2-35> 優秀発明学生及び教員発掘・拡大活動

| 発明・創意性大会 | 優秀発明活動学生及び教員選抜・支援 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・発明フェスティバル* ・大韓民国学生発明展示会 ・大韓民国学生創造力チャンピオン大会 ・青少年発明家プログラム(YIP) | <ul style="list-style-type: none"> ・発明奨学生 ・大韓民国発明教育大賞 |

* 「大韓民国学生展示会及び大韓民国創意力チャンピオン本戦大会を同時開催

発明フェスティバルはこれまで分離・運営された「大韓民国学生発明展示会」と「大韓民国学生創造力チャンピオン本戦大会」を同時開催及び次世代英才起業家フォーラムなど多様な催しを提供し、発明教育の拡大にシナジー効果を生み出すようにした。

大韓民国学生発明展示会は創意性のある発明品の考案及び製作を通じて学生たちの発明に対する創意性を啓発し、発明を生活化することによって、知識基盤社会の主役となる将来の発明家を発掘・養成することを目的に、去る1988年から開催している。

大韓民国学生創造力チャンピオン大会は、「他人と違う私」と「一緒に暮らす私」の調和を基盤に置き、協同的な問題解決の過程を通じて青少年らの幅広い思考力と創造力の育成を目的に、2002年から特許庁とサムスン電子が共同で開催している。この大会は、5～7人の学生たちがチームを組み、事前に与えられた課題(事前課題)と大会現場で与えられる課題(即席課題)の解決過程における学生たちの創意性を評価することが特徴である。

青少年発明家プログラム(YIP)は、企業らが提示した課題を、中・高校の学生たちに、創意的なアイデアで解決策を提示するようにし、特許出願まで行うよう支援して、青少年らに創造力、協同精神、起業家精神を育てるプログラムである。

発明活動が優秀な学生を選抜する発明奨学生選抜制度があり、2011年度には、発明教育の拡大及び発明文化の造成に貢献した教育者を発掘・授賞することにより、発明教育者の志気と自負心を鼓吹するために、大韓民国発明教育大賞を新設して運営している。

ロ. 推進内容及び成果

1)発明フェスティバル

2012年にはこれまで分離して開催した大韓民国学生発明展示会、大韓民国学生創造力チャンピオン大会を同時に開催(7.26～30)し、開かれた発明教室、チャンピオン大会模擬体験、想像の宇宙体験、次世代英才起業家フォーラム、学術大会など多様な催しを提供することにより、観光客が37,369人増加し大きな成果を収めた。

イ)大韓民国学生発明展示会

大韓民国学生発明展示会は小・中・高校の生徒たちの優秀な発明品に対するアイデアを発掘・授賞・展示する大会で、2012年で25回目を迎えた。

同大会の出品対象は小・中・高校の生徒たちの発明及び考案品であり、出願及び登録可否とは関係がなく、書類審査→先行技術調査→作品審査→総合審査の過程を経て受賞作が選ばれる。

優秀な発明品は大統領及び国務総理賞など個人賞と団体賞に分けて授賞している。上位受賞者らには、賞状及び賞金の他にも発明キャンプ、海外研修などの機会を提供している。

2012年に開催された第25回大韓民国学生発明展示会は8,485件の出品作が受付られた。審査過程を経て選抜された159件の出品作は、2012年7月26日から7月30日までソウルCOEXにおいて展示した。そして、大関嶺ユースホステル及び江陵青少年海洋修練院において銀賞、同賞を受賞した学生が参加する2泊3日間の発明キャンプを運営し、金賞以上を受賞した学生及び指導教師などには海外研修を支援して、学生発明の活性化を図り発明指導意欲を高めた。

<表IV-2-36>大韓民国学生発明展示会の出品件数

| 年度 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 受付作品(件) | 5,572 | 6,344 | 7,060 | 9,768 | 8,485 |

ロ)大韓民国学生創意力チャンピオン大会(旧大韓民国学生創意力オリンピック)

2002年から開催された大韓民国学生創意力チャンピオン大会は2009年16市・道別に予選大会を開催したが、参加チームの数が大幅に増加し、今年は前年対比約2.7%増の1,273チームが参加を申し込んだ。

全体の参加チームの中で書面審査を通じて1,259チームを選抜し、6月に開催された全国16市・道予選大会を通じて98チームを選抜し、7月26日から28日までソウルCOEXにて本戦大会を開催した。本戦大会で金賞を受賞した9チームのうちの3チームに対し、海外研修機会を提供した。

＜表Ⅳ－2－37＞大韓民国学生創造力チャンピオン大会の参加チーム数

| 年度 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|--------------|------|-------|-------|-------|-------|
| 参加チーム数 (チーム) | 259 | 1,022 | 1,036 | 1,240 | 1,273 |

3)YIP(Young Inventors Program:青少年発明家プログラム)

YIPが初めてスタートした2009年にはDUOBACK KOREA 及びCOREX自転車(前INFIZABIKE社)など2社が参加したが、2010年には後援企業が6社に拡大され、今年は8企業が参加し50チームを選抜することとなり、より多くの青少年らが発明教育の支援を受けられるようにした。

YIP参加を希望する学生チームの数は飛躍的に増加した。2009年度は134チームが参加申し込みをし、2011年度は586チーム、2012年度は822チームが発明アイデアを提出した。YIP参加チームに選定された学生らのアイデアは、教育を通じてアイデアの改善課程を経て、全員特許出願を完了した。

＜図Ⅳ－2－38＞YIP(青少年発明家プログラム)状況

| 年度 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 後援企業数 | 2社 | 6社 | 8社 | 8社 |
| 申請チーム数 | 134 | 386 | 586 | 822 |
| 参加チーム数 | 10チーム | 30チーム | 40チーム | 50チーム |

* 2012年YIP後援企業: DUOBACK KOREA、ルノサムスン自動車、モーニンググローリー、サムスン電子、AMOREPACIFIC、WINIAMANDO、KT、ハンキョンヒ生活科学

4) 発明奨学生 の 選 抜

特許庁は21世紀の知的財産基盤社会を主導する創意的潜在力を持つ優秀発明学生の発明活動を促進するために、2003年から「発明奨学生」選抜事業を実施している。

発明奨学生の選抜は2008年までは書類評価で選抜しており、産業財産権出願及び登録実績・学生発明大会の参加及び入賞実績・発明教育履修実績などの発明活動を総合的に評価して選抜し、小・中・高・大学別の等級(1～3等級)によって奨学金を支給した。

2009年からは発明奨学生の選抜人数を320人から100人に調整し、小・中・高・大学別の等級(1～3等級)を廃止し、多くの学校の学生たちが受けられるよう1校当たり申請人数を5人に制限した。そして、選抜方式を定量的な書類評価の1次選考から、書類評価と深層面接評価で構成された2次選考方式を導入した。優秀発明人材に創意的な潜在力を開発して持続的な発明活動に対する動機付与を誘導するために、金銭的支援による教育的な補償を強化する方向へと、選抜方式と支援内容を大幅に改編した。

2010年からは発明奨学生の選抜対象を小・中・高・大学生から大学生を除いた小・中・高校の学生に変更して、選抜方式も書類評価と深層面接評価から書類評価とキャンプ遂行観察評価(選抜キャンプ)に切り替えた。

2011年からは地域均衡選抜制度を導入し、発明奨学生選抜の地域格差を緩和して、発明活動が不振な地域発明文化の拡大を試みた。

2012年には選抜学生全員に対し海外発明文化体験の機会を提供した。

<表Ⅳ-2-39> 発明奨学生の年度別選抜人数

| 年度 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|----|------|------|------|------|------|
| | | | | | |

| | | | | | |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 人数(人) | 315 | 100 | 100 | 101 | 101 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|

5)大韓民国発明教育大賞

2011年に新設された大韓民国発明教育大賞は教育現場で発明教育に献身する優秀発明教員を発掘し、そのモデルを広く共有し励ますために推進された。

受賞者は候補者の推薦を受けて書類審査と面接審査を経て選ばれるが、2012年には、計7人の受賞者が最終的に選ばれた。選抜基準は、教育活動の実績及び貢献度、教育方法の優秀性、現場波及性、教育的熱意及び持続性などであり、過去3年間の功績を対象に評価した。

大賞を受賞したベ・ジュンヨン教師など一般発明教師6人とキム・ミョン Chol 教師には、国家知識財産委員長賞及び特許庁長賞と共に賞金が授与された。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は発明・創意性大会の運営を行い、対国民の発明認識の拡大と発明文化活性化のために多様な努力を傾けている。

大韓民国学生発明展示会は朝鮮日報と、大韓民国学生創意力チャンピオン大会はサムスン電子と、各々共同で主催しており、YIPはルノ SAMSUNG自動車、KTなど8企業の後援を受けて運営するなど、企業及び報道機関などと連携して大会開催の効果を高めることに努めた。また、毎年大会の制度改善と褒賞の拡大により大会の参加動機を高めることに努め、その結果、大韓民国学生発明展示会の申請作品数が毎年増加傾向を見せ、大韓民国学生創意力チャンピオン大会の参加者数が大きく増加している。

今後、発明教育に対する教育界と社会の関心に応じ、増加する大会の参加ニーズに歩調をそろえ、これまで成し遂げた量的拡大とともに質的な面においても忠実度を向

上させるなど、公正かつ透明な大会を運営するために多様な努力を傾ける計画である。

5. e-ランニングを活用した国民全体の知的財産常時学習の推進

国際知識財産研修院 教育企画課 行政事務官 カン・ボソク

イ. 推進背景及び概要

韓国の知的財産政策方向を設定する知的財産基本法が制定され、第1回目の知的財産基本計画(2012～2016年)が策定されることにより、政府と公共機関を中心に知的基盤社会の基盤を整えるために具体的な実行計画を推進している。これと歩調を合わせて知的財産に関する教育も一部担当しており、特に、最近のサムスンとアップルとの特許訴訟を契機に、社会全般的に知的財産に対する関心が高まる契機となった。韓国政府は2015年まで初・中等教育にデジタル教科書を導入するなど、急変する知的財産社会への対応を図っている。

特許庁は知的財産分野の核心人材を養成するために、中小企業など実務中心知的財産教育の拡大、小・中・高校など創意的な知的財産未来の主役育成、需要者オーダーメイド型コンテンツ開発を通じた知的財産情報の供給など、安価な費用で高い効率を上げるe-ランニングを活発に推進している。

急増する教育需要に対し効率的に対応しながら、多様な階層に対する知的財産学習の機会を与えるためには、スマートフォンなどデジタル媒体を活用した教育サービスだけではなく、インターネット基盤のオンラインコンテンツとリアルタイム放送を結合したe-ランニングの常時学習の構築がなにより必要である。

ロ. 推進内容及び成果

国際知識財産研修院は知的財産教育が必要な8分野に対し、優先的に無料教育を支

援している。創意力中心の青少年、実務人材中心の企業と大学生、発明教育を指導すべき教員、発明の拡大を推進すべき特許関連機関、審査、審判の専門性が必要な特許庁公務員及び中央、地方自治団体公務員などを対象に、生涯周期別に生涯教育を実施している。

フラッシュアニメーション及び動画像で作った計192のコンテンツを中心に、300人まで同時アクセスが可能なインターネット基盤のリアルタイム放送を結合したオンライン教育の実施とともに、事例中心の実習が必要な明細書作成などについて集合教育を並行している。

また、国家知的財産教育ポータルサイトを全面的に改編し、これまでの対象別e-ランニング教育による単純な入門の役割から、知的財産の情報、ストーリー、学習などを連携したポータルの役割が果たせるように強化した。特に、ポータル内に知的財産ストーリーセンターを構築して、知的財産関連 이슈や時宜に合うタイトルについて情報と感性が融合した新パラダイムのe-ランニングコンテンツ計10コンテンツのサービスを行い、知的財産ストーリーフェスティバルを開催した。

さらに、知的財産に強い中小企業を拡大するため、「中小企業IPリーダ5千人」を2015年まで養成して「中小企業特許能力深化教育」を行い、業種別に特許に強い中堅企業を支援している。

大学教育の場合は、これまでの講座を支援するだけでなく、企業で必要とする実務人材養成のためのIP-Challenge課程を新規に開設して、13大学の1,580人が受講し、発明アイデア申告書公募展にも28大学の200件が参加した。

また、小学生から高校生まで一貫した創意的活動が必要な青少年に対し、発明記者団を運営している。体験活動と発明品に関する作文を作成させ、発明記者に対し論理的思考を育てる土壌を与えている。このような発明記者団の活動はほとんどオンラインで実施されるので、大規模に多様な教育が行えるメリットを持っている。

一方、発明教師の職務教育は30時間と60時間課程などがあり、「遠隔職務研修」を通じて行われるので必要な単位を気軽に取得できる。最近、発明教育のための必修的な履修課程として認識され、発明教師に人気が高い課程である。

e-ラーニング教育の効率的な管理と支援のため、進捗率の確認、受講認証など職務教育が必要な企業などを対象に、教育管理システム(LMS)とオーダーメイド型コンテンツを提供し、計512機関を対象に団体教育(B2B)を実施している。オンライン教育システムを備えた企業には、コンテンツをレンタルし、知的財産教育を拡大している。2012年には、中小企業研究院など計361千名に対し教育を行い、受講生は累計で219万人に上る。

ハ. 評価及び発展方向

教育環境が相対的に劣悪な中小企業に対する教育支援を行うため、オーダーメイド型の知的財産e-ラーニングを提供して特許に強い中小企業研究員を養成しており、青少年発明記者団の運営を改善して、2012年度は発明記者を4,869人に拡大し、記者団が作成した2,975件の発明記事は、年9回にわたりインターネット青少年発明新聞として発行され、創意的な知的財産の未来の主役を育成するための基盤を構築した。

また、大学のIP-Challenge課程は実務型の大学知的財産専門人材養成のため、9の中小企業が公募展を後援し、産学協力の基盤を構築した。

発明教員遠隔職務研修の効率性改善により、6,052人/年の教育を実施して86.2%の高い修了実績を達成し、青少年対象の「ロロと共にする発明探検」というコンテンツを開発して小・中高校の発明教育に活用している。

知的財産ストーリーセンターの構築は国民全体が対象であり、だれでも簡単に知的財産情報にアクセスできるようにし、知的財産大衆化の先導的な役割を果たした。また、これら知的財産e-ラーニングは、より専門的な教育が受けられる媒介体の役割を果たした。

アプリの開発、教育管理システム(LMS)及びリアルタイム放送システムを構築して、スマートランニングとインターネット基盤のe-ランニングを同時に提供するなど、全国民が時間と場所に縛られず知的財産教育にアクセスできる環境を造成した。

特に、多様な階層が参加できるe-ランニングの常時学習体系を構築し、中央、地方公務員と弁理士の義務教育など関連機関を対象にした知的財産教育を推進するなど、知的基盤社会に対応できる社会的な能力を高めることに一翼を担っている。

今後はインターネット放送と連携して中小企業の現実を考慮した実務、事例中心に、中小企業に対する知的財産教育をさらに拡大し、大企業の特許管理、創出のノウハウを共有できるよう中小企業に対する教育の機会を拡大していく計画である。

また、2015年の小・中・高校のデジタル教科書の導入に伴い、増講現実体験などのコンテンツの変化が必要であり、需要者中心から知的財産情報を生産、共有できる知的財産ポータルへのアクセスの強化と、創意活動の教育課程として認められている発明記者団の大幅な規模拡大を行い、青少年の発明活動と作文能力を高めるために記者団の管理能力及び教育課程開発などのシステム構築に集中していきたい。

この他、弁理士義務教育など関連機関の職務教育をさらに専門化し、中央、地方公務員のe-ランニング教育課程を拡大して、公共分野の知的財産に対する認識を続けて高めていく方針である。

<表IV-2-40>知的財産e-ランニング教育対象別の運営状況

| 教育対象 | 教育形態 | | 教育運営状況 | | |
|-------|------|------|-----------|-----------|---------------|
| | | | 教育課程形態 | 運営方式 | 受講人数(2012年基準) |
| 1.企業体 | B2C | 一般人 | 開かれた教育 | 知的財産認識向上 | 18,763人 |
| | | 中小企業 | 中小企業IPリーダ | 基礎、混合課程 | 1,178人 |
| | B2B | 中堅企業 | 特許能力深化教育 | 中級、オーダーメー | 1,225人 |

| | | | | | |
|--------|-------|---------------------|---------|---------------|--------------------|
| | | | | ト型教育 | (40企業) |
| | | 大企業 | 団体教育 | 基礎、企業職務教育 | 58,266人(51企業) |
| | | 中小企業 | 団体教育 | 基礎、企業職務教育 | 4,620人 (156企業) |
| | | 公共機関 | 団体教育 | 基礎、企業職務教育 | 39,427人 (60機関) |
| 2.関連機関 | B2B | 関連機関職員 | 団体教育 | 専攻技術調査期間教育 | 2,483人 (7機関) |
| 3.弁理士 | B2B | 弁理士及び職員 | 団体教育 | (修習)弁理士職務教育連携 | 1,672人 |
| 4.大学生 | B2B | 理工系 | 団体教育 | 単位課程連携 | 29,080人 (161講座) |
| | | デザイン | 団体教育 | | 337人 (6講座) |
| | | 教育大/師範大 | 団体教育 | | 417人 (17講座) |
| | | 法科大/経商大 | 団体教育 | | 1,785人 (20講座) |
| 5.青少年 | B2C | 青少年 | 開かれた教育 | 自主受講 | 17,741人 |
| | B2B | 初等 | 団体教育 | 学生生活指導と連携 | 83,193人 (136学校) |
| | | 中等 | 団体教育 | | 12,472人 (54学校) |
| 地域教育庁 | 団体教育4 | 71,171人 (31教育機関) | | | |
| 6.発明記者 | B2C | 青少年 | 開かれた教育 | 発明体験記事作成 | 4,869人 |
| 7.発明教員 | B2B | 初等 | 教育庁団体教育 | 年5期職務教育 | 3,724人 |

2011年度知的財産白書

| | | | | | |
|-------|-----|----------|------|------------|----------|
| | | 中等 | | | 1,942人 |
| | | その他 | | | 386人 |
| 8.公務員 | B2C | 特許庁 | 個別教育 | 年5期職務教育 | 9,468人 |
| | B2C | 中央/地方 | 個別教育 | 職務教育(中公共通) | 1,795人 |
| 計 | | 192コンテンツ | | | 368,417人 |

第3節 社会的弱者に対する配慮拡大

1. 概観

国際知識財産研修院 創意発明教育課 主務官 シン・ユシク

特許庁は社会的弱者に対する支援を拡大するため、青少年発明教育、無料弁理サービス、社会的企業のブランド・デザイン開発支援、中小企業の知的財産教育などを推進した。

訪問型シェアリング発明教育は発明教育を容易に接することができない島しょやへき地地域の学校、児童福祉センターなどの35機関を直接訪問し、4,605人の学生らに発明体験を中心とした教育を提供し、昨年は機関別に1回の実施しかできなかったが、今年は5回に増やして体系的な教育を行い、教育効果を高めることができた。

また、「訪問型シェアリング発明教育」を履修した学生の中から、優秀な学生を国際知識財産研修院に招き、7月と12月に2泊3日の日程で「シェアリング発明キャンプ」に参加させ、学生らが日頃体験できない発明深化教育及びデトク団地内の先端展示会などを見学するプログラムも提供した。

国民基礎生活受給者、障害者、中小企業など社会的弱者の産業財産権の創出・保護のため、相談、書類作成及び産業財産権関連紛争コンサルティングなどの方法で弱者に対し支援を行った結果、相談実績が前年対比28%増しの11,120件を達成し、公益弁理士の審判・訴訟直接代理の定着により社会的弱者に対する産業財産権保護の実効性を高めた。

知的財産権に対する基盤が劣悪な社会的企業を対象に、知的財産創出基盤強化を行い雇用の拡充に寄与するため、2011年下半年から社会的企業のブランド・デザイン開発支援事業をモデル的に推進した。2012年度は、ブランド18企業、デザイン6企業など計24の社会的企業を支援して24件の出願成果を収めた。

知的財産才能シェアリング事業は社会的・経済的弱者に対して専門家が「知的財産才能」を寄付し、受恵者は少額でも少年少女の戸主、低所得層の老人など社会的弱者に現金又は現物を再寄付する事業である。2012年はモデル事業として推進され、江原、慶南、大田、忠南、忠北など5の知的財産センターにおいて51人の才能寄付者を募集し、29地域の中小企業を支援する成果を収めた。

2. 疎外地域・階級の青少年に対するシェアリング発明教育

国際知識財産研修院 創意発明教育課 主務官 シン・ユシク

イ. 推進背景及び概要

シェアリング発明教育は島しょやへき地地域の学校、保育園そして地域の児童センターなどの青少年らに対し発明教育を提供し、教育を通じたシェアリングの教育文化を広く伝えるために2008年から実施した。

同教育は発明教育の機会がない疎外地域や階級の青少年らに対し、日頃経験できない創意発明教育を体験させることにより、発明を通じて青少年らの夢と素質を悟らせ、未来に対する希望を与えることを目的としている。

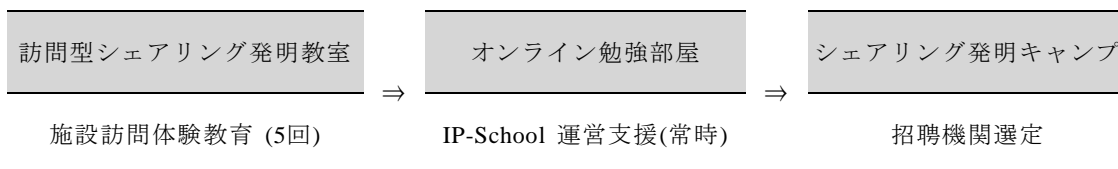
ロ. 推進内容及び成果

1)疎外地域や階級の発明体験教育「訪問型シェアリング発明教室」運営

島しょやへき地所在の小・中学校、児童福祉センターなど35機関を訪問し、4,605人の学生たちに発明体験教育を実施した。同課程は教育対象の年齢別特性を考慮して毎週3時間ずつ5回にわたり計15時間課程の創意力向上の体験プログラムであり、青少年らの便宜を図って全ての教具財を準備し、教育対象機関を直接訪問して体験活動を

実施した。また、機関の劣悪な教育環境を支援するために、創意力増進のための図書と学習用教具を寄贈し、青少年らが発明教育にもっと関心をもてるようオンライン課程 (IP-School) を開設して支援した。

<図IV-2-10> 2012年の訪問型シェアリング発明教室運営体系



2) 疎外地域や階級青少年招待「シェアリング発明キャンプ」運営

「訪問型シェアリング発明教室」を履修した学校の中で相対的に教育環境が劣悪な学生と教育熱意が高い学校の学生たちを発明教育センターへ招待し、2回にわたり計214人の学生に対し深化した発明体験教育を実施した。2泊3日のシェアリング発明キャンプを通じて疎外地域や階級の学生たちが日頃接することができなかった都市文化の体験と先端科学技術のメカであるテドク研究団地の見学など、多様な体験活動も提供した。

<表IV-2-41> 2012年シェアリング発明教育運営状況

(単位：回、人)

| 課程名 | | 教育対象 | 回数 | 人数 |
|--------------------------------|---------------|--------------------|-----|-------|
| シェア リング 発 明 教 育 | 訪問型シェアリング発明教室 | 島しょやへき地など疎外地域・階級学生 | 175 | 4,605 |
| | シェアリング発明キャンプ | 島しょやへき地など疎外地域・階級学生 | 2 | 214 |
| | 計 | | 177 | 4,819 |

<表IV-2-42> 年度別の疎外地域・階級のためのシェアリング発明教育状況

(単位：回、人)

| 年度 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 計 |
|------|------|------|-------|-------|-------|--------|
| 教育回数 | 5 | 27 | 55 | 68 | 177 | 332 |
| 教育人数 | 154 | 1380 | 2,131 | 2,508 | 4,819 | 10,992 |

* 上記状況は、訪問型シェアリング発明教室、自治体連携の発明体験教室、シェアリング発明キャンプを含む。

ハ．評価及び発展方向

2008年に初めてシェアリング発明教育を実施して以来、毎年教育対象の人数の増加とともに、受惠機関もこの教育に対する認知度が高まり、毎年申請する機関も増加した。特に、2012年のシェアリング発明教育課程は、教育効果を高めるために、「訪問型シェアリング発明教室」をこれまで1回実施したものを5回に拡大して運営することによって、教育脆弱階層の青少年を対象にした教育の質を高めることに大きく寄与した。

今後は持続的に発明に対する関心と参加を誘導するために、新たに「遠隔シェアリング発明教育」を拡大運営する予定であり、島しょやへき地など疎外地域の学生たちに夢と希望を与えることに努める予定である。

3. 社会的弱者のための無料弁理サービス

産業財産政策局 産業財産保護課 行政事務官 ミン・サンキ

イ．推進背景及び概要

高価の弁理サービスを受けられない国民基礎生活保障法上の受給者、障害者、国家有功者、学生、小企業及び大企業と紛争中の中企業などの社会的弱者と、弁理サービスから疎外された地域住民らに対する産業財産権創出・保護を支援するために、2005

年4月から公益弁理士による特許相談センターを開所し運営している。

相談センターは現在、弁理士12人及び図面士・行政職員など計16人で構成されており、相談業務、書類作成支援、知的財産権保護説明会、中小企業の産業財産権関連紛争コンサルティングなどの業務を遂行している。

また、社会的弱者の発明意欲を奨励し、知的財産権保護に寄与するために、審判・訴訟の代理費用を支援する特許法律構造事業も施行中であり、2011年からは「社会的弱者のための知的財産権保護事業」に改編して「公益弁理士特許相談センター」と統合して運営している。

ロ. 推進内容及び成果

持続的な広報活動と支援対象及び業務領域の拡大により、相談実績は毎年増加傾向である。過去5年間の運営実績を見ると、相談センターは2010年7,121件、2011年8,670件、2012年11,120件の相談業務を遂行した。

このような知的財産権の底辺拡大による相談ニーズの増加に対応するために、自動応答システムを導入して相談サービスの手続きを改善した。

また、疎外地域の無料弁理サービス提供の拡大のために、春川市、鬱陵島を追加し、計15地域の地域知的財産センターとの協力を通じて2012年に582件の地域巡回相談を実施した。

<表IV-2-43> 2012年相談及び書類作成支援実績：支援類型別

(単位：件)

| 知財権関連相談 | | | | 書類作成支援 | 合計 |
|---------|---------|-------|------|--------|--------|
| 電話相談 | オンライン相談 | 来訪者相談 | 巡回相談 | | |
| 5,883 | 1,565 | 2,289 | 582 | 801 | 11,120 |

＜表Ⅳ－2－44＞2012年相談及び書類作成支援実績：支援対象者別

(単位：件)

| 基礎生活受給者 | 次上位階層 | 国家有功者 | 障害者 | 在学学生 | 満19才未満 | 小企業 | その他 | 合計 | 国家有功者 |
|---------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-----|-------|--------|
| 557 | 105 | 601 | 1,559 | 1,571 | 70 | 2,957 | 38 | 3,662 | 11,120 |

* その他:小企業を除外した企業、疎外地域住民及び一般人

審判・訴訟代理費用を支援する特許法律救済事業は2011年から特許審判院・特許法院事件について代理費の一部を支援していた既存方式の代わりに、特許相談センターの公益弁理士が直接代理を務めることにより、社会的弱者に対する産業財産権保護の実効性を高めた。

＜表Ⅳ－2－45＞2012年審判・訴訟関連の支援実績：支援類型別

(単位：件)

| 審判代理 | 審決取消訴訟代理 | 大法院上告代理 | 民事侵害訴訟費の支援 | 合計 |
|------|----------|---------|------------|----|
| 18 | 6 | 5 | 21 | 50 |

＜表Ⅳ－2－46＞2012年審判・訴の支援実績：支援対象者別

(単位：件)

| 中小企業 | 個人発明家 | 障害者 | 国家有功者 | 基礎生活受給者(次上位階層) | 合計 |
|------|-------|-----|-------|----------------|----|
| 29 | 12 | 6 | 1 | 2(2) | 50 |

そして、社会的弱者に対するサービス支援活性化のために、多様な広報活動も実施した。パンフレット、ガイドブックなど広報パンフレットの配布をはじめ、中央日刊紙、地域新聞、インターネット バナー及び地下鉄広告を行い相談及び支援の拡大に努めた。

特に、2012年には「特許料などの徴収規則」に基づいて特許料などの免除を受けて

いる対象者の中で、公益弁理士の特許相談センターの支援対象に含まれなかった5.18民主有功者、枯葉剤後遺症患者、特殊任務有功者、軍兵士などを「発明振興法施行令」の改正を通じて支援対象者に追加するなどサービス支援対象を拡大した。また、疎外地域の住民に対する無料弁理サービスのアクセシビリティを向上するために、新規に巡回相談の要請があった春川、鬱陵島などを巡回相談地域に追加した。

ハ. 評価及び発展方向

2013年には審判、訴訟の直接代理時に、専門技術分野別の3人共同代理の遂行により、審判、訴訟対応能力を強化し、公益弁理士が、紛争及び審査など難易度の高い相談と書類作成及び審判、訴訟業務に専念できるように相談分業化などの実施により業務プロセスを改善して顧客満足度を高め、品質の高い法律サービス支援を図る予定である。

また、中小企業など社会的脆弱階層の無料弁理サービスに対するアクセシビリティを改善するため、京畿テクノマート、情勢発明協会とMOUを締結し、社会的認知度を高めるために関連機関との業務連携方策などを模索するなど、社会的弱者に対する常時・接近支援体系を構築する予定である。

4. 社会的企業の知的財産競争力向上

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 行政事務官 キム・ミスク

イ. 推進背景及び概要

社会的弱者の保護など社会的な問題に対する経済的アプローチ及び解決の必要性が台頭することにより、脆弱階層の雇用創出、地域経済活性化などメリットを持つ社会的企業に対する関心が高まっている。

そのため雇用労働部を中心に多様な支援が行われているが、主に人件費中心の支援に留まっており、特に知的財産と関連する政府レベルの支援は、特許庁で進行中の一部支援に限られて推進されている。

特許庁は2011年下半期にモデル事業として実施し、社会的企業を対象とする独自のブランド及びデザインを開発して権利化を支援する政策を地道に推進している。

ロ. 推進内容及び成果

2012年には雇用労働部で認証した16の社会的企業と自治体で認証した8の予備社会的企業の計24企業を選定し、ブランド及びデザイン新規（リニューアル）開発支援事業を実施した。ブランド開発支援は、18企業、デザイン開発支援は6企業に対し各々行われた。

この事業により知的財産を創出した社会的企業の2012年度の売上高は前年比23.9%増加するなど経営成果が大きく改善され、同事業の効果が立証された。また、支援を受けた企業はブランドの価値及び企業イメージ向上に伴う成功的な販路開拓により、持続的な売上高増加などが期待されるものと調査された。

例を挙げると、支援を受けた企業の中で江原に所在するシンファ村営農総合法人（ブランドリニューアル開発支援）は、売上高が前年対比227%の増加となり、リニューアルした「ソングキル将軍」ブランドでオフラインマーケットをオープンした。

出願件数も全体的に増加したが、支援前の商標出願件数は全体で13件に過ぎなかったものの、支援後は50件となり約4倍も増加した。デザイン出願件数も全体で3件に過ぎなかったが、支援後は10件となり約3倍以上増加した成果を収めた。

知的財産権に対する重要性を認識させ、知的財産経営に対するインフラ構築が重要な機会となったものと評価される。

＜表IV-2-47＞社会的企業の支援状況

| NO | 企業名 (所在地) | 支援 区分 | 主要支援内容 [品目] | 開発前 | 開発後 |
|----|-----------------------------|----------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | (株)アイエンユケ イ (ソウル) | ブランド | BI [重傷障害者リハビリ 補助器具製造、販売 及びレンタルサービ ス] | - |  |
| 2 | ハンウルソリ (仁川) | ブランド | BI [公演] |  |  |
| 3 | コンセアル シェアリングセ ンター(仁川) | デザイン | 豆腐類包装デザイン 開発 |  |  |
| 4 | エリムイルト (仁川) | デザイン | 紙カップデザイン |  |  |
| | | | | Happy Time-Paper Cup 代替可能なキャラクターシリーズのデザイン開発により、社会的企業イメージの改善 | |

| | | | | | |
|---|-------------------------|------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 5 | (株)ノナメギ (江原) | ブランド | BI [エネルギー節約型住宅建築サービス] | - | |
| | | | | ウェルビーン、ロハスの代表イメージである Slow を Slowell Culture に変えて適用することにより、トレンド主導のため定立したネーミングとブランドデザイン | |
| 6 | シンファ村営農 組合法人 (江原) | ブランド | BI [環境に優しい食材] | 손곡 임장군 | |
| | | | | 「お母さんの真心」を「ふくろ」というモチーフで形象化し、環境に優しい食材を最大化したブランドデザインを定立 | |
| 7 | (株)イジャン (江原) | ブランド | BI [環境村] | | |
| | | | | 村の共同体を成す人が、自然と共に生きる環境村のカラーと形態を形象化したブランドデザインを構築 | |
| 8 | シンファ村営農 組合法人 (江原) | デザイン | 包装デザイン BI(リニューアル) [あたたかい食卓デザイン、醤油と味噌カメの置き場] | | |
| | | | | 器の形を象徴化し「田舎の食卓」という意味を強調したデザインで、包装デザイン開発及び包装デザインを使ったBI リニューアル | |

| | | | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|-------------|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 9 | <p>幸せな仕事場 事業団 (大田)</p> | <p>デザイン</p> | <p>包装デザイン [ソフトウェア]</p> | - |  |
| <p>デザイン開発後、他企業からデザインベンチマーキングの依頼を受けるほど反応が良かった。(現在市販中)</p> | | | | | |
| 10 | <p>(株)グリーンテック (大田)</p> | <p>デザイン</p> | <p>製品デザイン [電子製品]</p> | - |  |
| <p>支援当時、大田市との納品協議においてデザインの問題により推進が難しくなった状況であった/現在は金型推進中/米国及び日本のバイヤーと相談進行中</p> | | | | | |
| 11 | <p>(財)フランシスコ の家(忠北)</p> | <p>ブランド</p> | <p>BI、スローガン、 包装デザイン、 Comm戦略 [化粧ティッシュ 及び手袋類]</p> |  |  |
| <p>「アルムドリ」ブランド活用中に商標登録ができなくなり、臨時に「ナムヒャンギ」で化粧ティッシュ類のみ適用中</p> | | | | | |
| 12 | <p>エスジェイ商社 (釜山)</p> | <p>デザイン</p> | <p>包装デザイン [動物配合飼料]</p> |  |  |
| <p>既存の一貫性のない包装デザインのIdentityを新たに定立し、ブランドネーミング及び包装デザインを開発して適用</p> | | | | | |

| | | | | | |
|----|-----------------------------|------------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 13 | エスジェイ商社 (釜山) | ブランド | BI、スローガン [ソフトウェア] | - |  |
| | | | | ブランドネーミング及びデザインを開発して適用 | |
| 14 | グリーン ソリューション (釜山) | ブランド | CI、BI [電子製品] | - |  |
| | | | | ブランドネーミング及びデザインを開発して適用 | |
| 15 | 環境に優しい資 源開発推進委員 会(釜山) | デザイン | 製品デザイン [溶接服、溶接手袋] | - |  |
| | | | | ブランドネーミング及びデザインを開発して適用 | |
| 16 | (株)蔚山クジラ (蔚山) | 社会的企 業ブラン ド開発及 び権利化 支援 | 企業 BI 新規開発 「モングルル クジ ラパン」 | - |  |
| | | | | 新しいブランドネーミング及びデザインを開発して適用 | |
| 17 | (株)未来を開く 人々 (蔚山) | 社会的企 業ブラン ド開発及 び権利化 支援 | 企業 BI リニューアル開発「サンドルレ クル」 | 「サンドルレク ル」(文字) |  |
| | | | | 既存の文字で構成されたブランドにアイデンティティを付与し、新しいロゴをつけ合わせてリニューアルして開発 | |

| | | | | | | |
|----|----------------------------|------|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 18 | (株)ユニワールド (大邱) | ブランド | BI、スローガン [スカーフ、ハンカチ 製造] |  |  | BI デザインリニューアルを通じてブランドのイメージを改善し、シンボルを製品デザインに適用し、ブランドの価値を最大化にした。 |
| 19 | 大邱結婚移住女性センター他文化企画団ドドリム(大邱) | ブランド | CI、BI [人権教育、他文化物品レンタル] |  |  | 他人により先登録され、今後の事業領域拡大などのためにブランドを新たに開発及び権利化すると同時に、ブランドコンセプトを定立して差別化する。 |
| 20 | (株)ザ石鹸 (慶南) | ブランド | BI [天然手作り石鹸] |  |  | 環境に優しい製品のイメージと天然コスメチックブランドでCore Identityを確保し、BIを開発して権利化及び輸出の橋頭保を構築 |
| 21 | コンセミ (全南) | ブランド | 食品群 B、I 新規開発 | - |  | 多様な食品群で構成されるファミリーブランドを新規に開発 |
| 22 | (社)オウルリム (光州) | ブランド | ブランド開発 [飲料] |  |  | 製品の説明的表現である既存使用の単純標章をブランド化にし、ネーミングで表現した。 |

| | | | | | |
|----|---------------------|------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 23 | ジェネラルバイ オ(株)(全北) | ブランド | BI [LEDランプ] |  |  |
| | | | | 社会的企業の製品として市販LEDランプの BI 開発及び包装デザインを開発して適用 | |
| 24 | イルベウムト (済州) | ブランド | CI、スローガン [カフェ、花卉] | - |  |
| | | | | 事業分野拡大のため、カフェと花卉部分をつ なぎ合わせた新しいブランドネーミング及び デザインを開発して適用 | |

ハ. 評価及び発展方向

知的財産権基盤が脆弱な社会的企業に対する知的財産権の創出及び保護関連の支援拡大により、社会的企業が質的に成長できる基盤を構築したということに大きな意義がある。

これまで社会的企業の状況などを考慮せず一般的な支援に留まっているとの指摘があったが、これを反映して問題点を補完して支援事業をより拡大していく予定である。

社会的企業の財政状況などを鑑み、企業負担金を引き下げ、業種分野別の差別化支援と社会的企業の需要を反映して事業内容を多角化する予定である。また、社会的企業が、知的財産経営の重要性を自ら認識できるよう、コンサルティング、IP関連教育、出願費用の支援なども行い、知的財産才能シェアリング事業など、庁レベルで実施している支援事業と連携を図りながら事業を推進する計画である。

さらに、社会的企業の知的財産権に対する認識向上に向けて、知的財産教育及び知的財産経営のブームを造成するため、全国規模の発明大会などの参加支援も推進する計画である。

5. 知的財産才能シェアリング事業の推進

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 主務官 ファン・イエウォン

イ. 推進背景及び概要

1) 推進背景

特許庁は中小企業の知的財産競争力を高めるために地域知識財産センター、知識財産保護協会などを通じて教育、相談出願、紛争と関連する事業などを行ってきた。しかし、地域の有望中小企業に支援が偏っていたため、零細事業者などは政府の支援を受けることが難しかった。

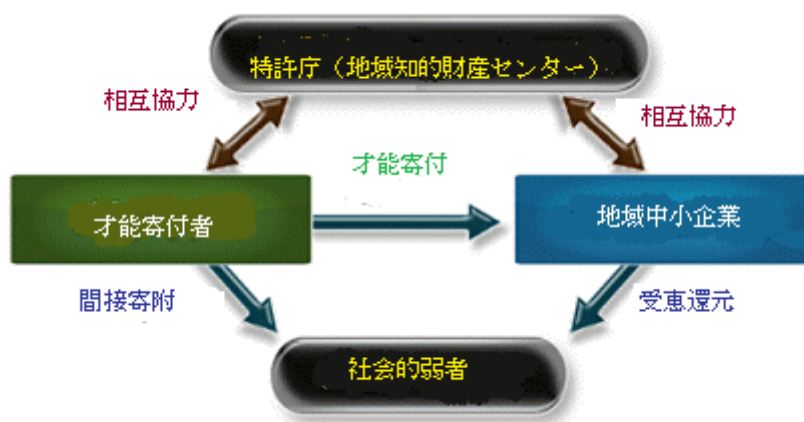
そこで、弁理士、デザイナーなど民間の知的財産専門家の才能寄付により、社会、経済的弱者の知的財産と関連する隘路事項の解決を助ける知的財産才能シェアリング事業を2012年からパイロット事業として推進している。

2) 事業概要

知的財産才能シェアリング事業は社会的、経済的弱者に対して専門家が知的財産才能を寄付し、受患者は少額でも少年少女の戸主、低所得層の老人など社会的弱者に対し、現金又は現物を再寄付する事業である。

知的財産シェアリング事業は2012年にパイロット事業として推進され、5地域の知的財産センター(江原、慶南、大田、忠南、忠北)で先に実施された。

<図IV-2-11> 知的財産シェアリング事業モデル



- * (才能寄付者) 地域中小企業にIPコンサルティング、特許発掘、ブランド・デザイン開発などに関連する知的財産才能を寄付
- * (地域中小企業) 才能寄付を受けたい中小企業は、申請書を地域センターへ提出して現金又は現物を地域福祉団体などへ還元
- * (特許庁・地域センター) 事業が円滑に推進できるよう、事前・事後管理及び改善策などの施策を実現

ロ. 推進内容及び成果

1) 推進内容

知的財産シェアリング事業を推進するため、地域知的財産センターの中で才能シェアリング事業と類似した事業を推進した経験のあるセンターをまず選定した。

大田、江原、忠北、忠南、慶南センターなど5の地域知的財産センターにおいて51人の才能寄付者を募集し、29地域の中小企業を支援した。才能寄付者は、地域大学のデザイン学科の教授、デザイン専門企業、弁理士、創業専門家など多様な方で構成された。

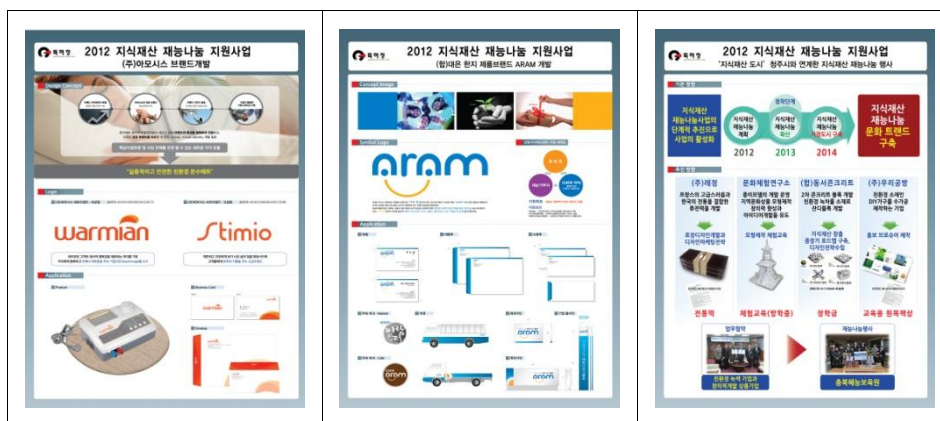
6月28日に大田テクノパートにおいて、「知的財産シェアリング総括オリエンター

ション」を開催し、才能寄付者と才能需要者が集まった中で才能シェアリングの意味を考える機会を設け本格的な活動を開始した。

2)成果

2012年の事業は成功事例の導出に重点を置き、主にブランド、デザイン分野を集中的に支援した。知的財産シェアリング事業の代表的な成功事例は以下のとおりである。

<図IV-2-12>知的財産シェアリング事業の代表事例



事例1は、(株)ウィップスのイ・ファンチーム長が才能寄付者として参加し、温水マットのブランド開発を支援した事例である。(株)アモシスは、ホームショッピングで温水マットをランチングする計画を立てていたが、適切なネーミングが見つからず困っていた企業であった。しかし、この才能シェアリング事業の支援により、暖かい感じの「warmian」というブランドを持つこととなり、近々ホームショッピングでこのブランドをランチングする計画である。

事例2は、江原大学デザインセンターが才能を寄付し、(合)デウンの韓紙(障子紙など)製品ブランド「ARAM」を開発した事例である。(合)デウンは社会的企業でCIがない状態であったが、才能シェアリング支援事業により「ARAMA(意味は美しい人々で、韓国語読みを短くしたもの)」という社会的企業の特性を生かしたCIを持つことになった。

事例3は、忠北清州市と連携して知的財産シェアリング事業を推進した事例である。清州市は、2014年まで知的財産シェアリングの拠点都市を構築する計画を持っている。

優秀才能寄付者と社会還元に積極的に参加した受惠企業に感謝の心を伝えるため、これまでの成功事例を集めて「知的財産才能シェアリング事業の成果報告会」を11月23日に、海雲台セントムホテルにて開催した。この日のイベントで7人の優秀才能寄付者と受惠企業2社に対し、特許庁長から感謝牌を授与した。

<図IV-2-13>2012年知的財産シェアリング事業の成果報告書




<表IV-2-48>才能寄付者感謝牌の授与者名簿

| 氏名 | 所属及び職位 | 受惠企業名 | 寄付内容 | 備考 |
|-------------------|--------------------|--------------------------|---------------------|--------|
| イ・フ ァンス | (株)ウィップス/チー ム長 | アモシス | 企業 CI 開発 | 忠南センター |
| シム・ チャン ミン | 慶南産業デザイナー 協会/会長 | グリーンパイオス、 ムルグラス | 企業 CI 開発 | 慶南センター |
| ユン・ ミョン ファン | 建国大学/教授 | (合)ドンソコンクリ ート、(株)レジョン | デザイン開発コンサルティ ング | 忠北センター |
| チャ ン・ヒ ョウミ | 韓国交通大学/教授 | (株)エネスピー | ブランド開発、 包装デザイン開発 | 忠北センター |

| | | | | |
|------------------|------------------------|------------------------|------------------------|--------|
| ン | | | | |
| コ・ヒ ヨク | ボンパートナス/代 表 | シンヤンエネルギー (株)ヘプシバなど | デザイン開発、 コンサルティング | 大田センター |
| キム・ テスン | デザインリパブリッ ク/代表 | (株)トルスター | カタログデザイン | 大田センター |
| パク・ ギョン シク | 江原大学デザインセ ンター/先任研究員 | (合)デウン | 韓紙製品の統合ブランド(B I) 開発 | 江原センター |

また、知的財産才能シェアリング事業参加者の共感と自負心を鼓吹するために、知的財産才能シェアリングのCIを開発したが、このCIも慶南知的財産センターで勤務するイ・グァンシクコンサルタントが才能を寄付して製作された。

<表IV-2-49> 知的財産才能シェアリングCIのデザイン及び意味

| デザイン | 意味 |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <ul style="list-style-type: none"> - 才能寄付者が集まって愛のハート型を形成し、受惠企業に才能を寄付することによって、企業の成長を図り、愛の花が満開することを形象化 - 3色のまるい円形を使って精錬されたところと、企業が円滑に営まれることの意味を付与 |

ハ. 評価及び発展方向

知的財産才能シェアリング事業を通じて知的財産競争力を確保することができ、恵沢を受けた企業は、その利益の一部を地域社会へ還元することによって、企業競争力の向上とともに、地域の分ち文化拡散を同時に成すことができる土台を構築したといえる。

2013年からは知的財産才能シェアリング事業を全国17の広域市、道へと地域範囲を

拡大して本格的に推進する計画である。また、寄付内容もブランド、デザイン中心から特許分野まで範囲を広げる予定であり、全国経済団連合会、貿易協会、大韓商工会議所など経済団体と大企業、大学、大韓弁護士会、韓国知識財産協会(KINPA)、地域ボランティア団体と連携を図りながら才能シェアリング事業を実施する予定である。

第4節 発明振興イベントの開催

1. 概観

「発明の日」の記念式は優秀発明家及び発明有功者を褒章することによって、発明家と科学技術者の士気を奨励し、国民的な発明雰囲気作りを拡散させるために開催するイベントである。2012年度には、「発明と特許、より大きな大韓民国を作り上げます」という主題で、国務総理が臨席した中で63ビルのグランドボールルームにて行われた。

2012年の「発明の日」の記念式では金塔勲章を含む政府褒賞など79の授賞が行われ、この中で今年の発明王の授賞作に対しては、褒賞金の支給、トロフィー授与、「発明家の殿堂」献納及び海外優秀発明展示会の参観経費の支援など副賞が授賞された。

韓国内に登録された特許及びデザインを対象に、優秀発明を発掘して授賞する2012年の特許技術賞には10の発明が選定され、韓国知識財産センターにおいて特許庁と中央日報が共同で授賞した。計204件が応募し20：1の競争率を見せ、計10の授賞作のうち、個人及び中小企業が5件を占めた。

2011年度から統合して実施している大韓民国発明特許大典及び商標デザイン展、ソウル国際発明展は、国内の優秀特許と商標及びデザインだけではなく、世界各国の発明品を展示し、国内最大規模の知的財産権展示会として開催しており、2012年には、38,000人以上の観覧客が展示会場を訪れ、国内94社(人)から153件、海外31ヵ国から443件を出品及び展示し、国内外の発明家の交流拡大及び国際ネットワーク構築の機会を提供した。

2. 第47回「発明の日」記念式の開催

産業財産政策局 産業財産振興課 主務官 リュウ・チョンス

イ. 推進背景及び概要

知的情報化社会における知的財産の創出・活用及び保護に至る知的財産好循環構造の確立有無は、国家と企業競争力の主な基盤となっている

このような循環の出発点である知的財産の創出促進は、社会各界の各層へと知的財産創出の底辺を拡大する法的・制度的・文化的インフラが構築されなければならない。そのために発明家に対する尊重と共に、発明と知的財産の重要性に対する共感を拡大し、国民レベルにおける発明雰囲気を作成する必要がある。

政府は知的財産に対する認識の重要性を向上し、発明の生活化を定着させるため、1957年に世宗大王が世界最初に測雨器発明を公布した日(1442. 5. 19)を記念して、5月19日を「発明の日」と法廷記念日に指定した。発明の日記念式典では、発明家らの士気を高めるために有功者褒賞、発明優秀事例発表、優秀発明品の展示など多様なイベントを行っている。

ロ. 推進内容及び成果

2012年の第47回「発明の日」記念式典では、「発明と特許、より大きな大韓民国を作り上げます」というタイトルで知的財産強国元年の宣布を記念し、知的財産の育成を通じた国家競争力強化の意志を表明した。記念式典には、国務総理をはじめ発明有功者、優秀発明業者、発明学生及び指導教師など約600人余りが参加した中、5月18日に63ビルグラウンドボールルームにて開催された。

記念式典では発明及び特許分野に貢献した有功者78人に金塔産業勲章など政府褒賞があった。同時に、大韓民国を代表する発明家1人を今年の発明王に選定して月桂冠を授けた。並行して行われたイベントでは、広報映像の上映、優秀発明品展示会及び発明関連の創作ミュージカル講演などを行い、発明に関する一般人らの関心と参加を誘導した。特に、国務総理が4年連続で記念式典に臨席し、知的財産の重要性と発

明家が尊重される文化作りに取り組む政府の意志を表明するなど、発明の日のプレゼンスが高まった。

多角的な方法でイベントを認識させ、参加率を高めるためにオンライン、オフライン、マスコミ広報など、事前準備から実行に至るまで体系的な企画広報を行った。放送及び動画像 21 回、総合紙 17 回、経済紙 38 回などオン・オフライン上で 231 回の報道、KBS 「男の資格」というプログラムを活用した国民向けの広報を遂行して「発明の日」の広報効果を最大化した。

<図IV-2-14>式前公演



<図IV-2-16> 「男の資格」 発明大会



<図IV-2-15>2012年今年の発明王月
桂冠授与



<図IV-2-17>主題映像物上映



ハ. 評価及び発展方向

第 47 回の発明の日記念式典は単純に褒賞を行って政策情報を伝えるイベントから脱し、発明に対する関心を持続的に誘導するために多様な試みを図った。発明の日記念式典に展示された優秀発明品は、2012 年の大韓民国発明特許大展に置いて展示し、

今年の発明王は、政府大田庁舎の発明家の殿堂に展示することにより、1回限りで終わってしまう発明の日の意味を再確認させ、地域発明家などの発明意識を奨励する契機となった。また、広報動画は、政策紹介ではなく「発明と特許、より大きな大韓民国を作り上げます」というタイトル下に、先祖の優秀な発明品の紹介とともに、発明を通じて現在と未来をつなぐ大韓民国の発展可能性を強調することによって、発明家が感動と自負心を持つことができる内容で構成した。

また、様々な付帯イベントを通じて参席者らが楽しめるようにするなど、参席者オーダーメイド型の構成を試みた。式典前のイベントとして発明に係わる創作ミュージカル公演を実施し、参加者らの耳目を集中させることにより後に続く記念式典に集中させた。1部の授賞式が終わった後もフュージョン国楽公演を行い、2部の授賞式まで参加者らが退屈しないよう配慮した。

3. 特許技術賞授賞

電機電子審査局 特許審査協力課 工業事務官 イ・チャンヨン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は発明者の発明意欲の奨励と国民的な発明雰囲気作りを拡散させ、産業技術競争力を向上し、延いては国家産業発展の貢献に向けて、韓国国内に登録された特許及びデザインを対象に、優秀発明を発掘して授賞する特許技術賞制度を運用している。

特許技術賞は、1992年から毎月1つの優秀発明を選定していたが、1996年からは分期別に、2007年下半期からは半期別の授賞に切り替えて実施した。特許技術賞授賞規模の増加により申請件数も増加し、一般人の関心度が増大している。

<表IV-2-50>授賞種類

| 区分 | 種類 | 授賞数 | 賞金 | 受賞者 |
|---------|-------|-----|-----------|-----|
| 特許・実用新案 | 世宗大王賞 | 1 | 1,000万ウォン | 発明者 |
| | 忠武公賞 | 1 | 500万ウォン | |
| | 池錫永賞 | 2 | 300万ウォン | |
| デザイン | 丁若鏞賞 | 1 | 500万ウォン | 創作者 |

* 選定審査協議会の審査結果、特許技術賞の選定に適さないと判断した場合、奨励賞(賞金30万ウォン)の授賞や、当該特許技術賞を選定しない場合もある。

<図IV-2-18>授賞マークの種類

| 世宗大王賞 | 忠武公賞 | 丁若鏞賞 | 池錫永賞 |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  |  |  |

* 奨励賞は受賞マークから除外

ロ. 推進内容及び成果

2012年度の特許技術賞は10の発明品を選定し、韓国知識財産センターにおいて特許庁と中央日報が共同で授賞した。

2012年の上半期の世宗大王賞には、高い競争率を突破した現在自動車株の「自動変速機の6速パワートレイン」が、下半期には、国防科学研究所の「二重銃身が装着された複合発射型個人火器」が選ばれた。

<図IV-2-19>2012年上半期の特許
技術賞授賞式

<図IV-2-20>2012年下半期の特許
技術賞授賞式



特許技術賞は1992年から2012年まで計283の優秀発明・デザイン(特許207、実用新案21、デザイン55)を選定し授賞することにより、発明の雰囲気拡散に大きな役割を果たしている。

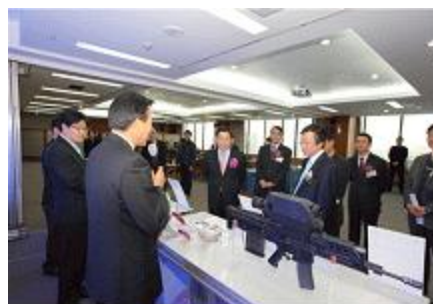
<図IV-2-21> 2012年上半期の受賞

発明品紹介



<図IV-2-22> 2012年下半期の発名

品紹介



ハ. 評価及び発展方向

1992年から始まった特許技術賞制度は、マンネリズムに落ち込むことなく、発明者の発明意識を奨励するために大きな役割を果たした。2012年度には、特許技術賞に204件が応募し20:1の競争力を見せるなど発明者の関心度が高かった。特に、授賞者選定時に個人または、中小企業を優遇する条項を設けることにより、大企業の発明と競争しても、実質的に均衡が成り立つように運営しており、2012年度も授賞件数10件のうち、個人及び中小企業が5件を占めた。

一方、年間2度授賞することによって優秀発明の発掘が難しくなる場合に備え、特許技術賞の品格に適合しないと判断した場合には奨励賞を用意するなど、賞の品格が低下しないよう防止している。また、応募期間を上半期は3月、下半期は9月とそれぞれ1ヵ月を維持し、発明家が特許技術賞に応募する時期の予測可能性を高め、多数の発明家が応募できるように制度を運営している。

4. 発明特許・商標・デザイン大会及びソウル国際発明展の開催

産業財産政策局 産業財産振興課 主務官 リュ・チョンス

イ. 推進背景及び概要

発明特許・商標・デザイン大会及びソウル国際発明展は知的財産権に対する国民の認識を向上させるとともに発明の雰囲気を広め、国内外の発明家の交流を拡大することで、国際的なネットワークを構築することを目的としている。さらに、今回の展示を通して優秀発明品を一般の国民に広く知らせるなど、販路を切り開いて流通を活性化することができる。技術先進国への跳躍のために1年間の発明と特許を決算して授賞することによって新技術を発掘することができると同時に、ますますその価値が重要になりつつある商標とデザインの発展を向上させる効果もある。

これまで大韓民国発明特許大会は1982年から毎年開催し31回目を迎え、商標・デザイン権展は2006年から毎年開催して7回目、ソウル国際発明展は2002年から2008年まで隔年開催したが、2009年からは毎年開催することとなり8回目を迎えた。

ロ. 推進内容及び成果

2011年度から大韓民国発明特許大会及び商標・デザイン権展、ソウル国際発明展を同時に開催し、韓国内の優秀な特許と商標及びデザインだけでなく、世界各国の発明品を共に展示することにより、名実共に韓国国内最大規模の知的財産権展示会であっ

た。韓国内外の発明特許イベントのレベルを高め、国際的イメージ向上にも大きく寄与した。

大韓民国発明特許大会は受賞作94作品を含め計800品目の展示とともに、多様な見どころを提供し一般国民の関心を集めて展示会のレベルを高めようと試みた。また、受賞作を中心にメイン展示館以外に、ハイテック展示館、無料弁理諮問館、特許技術事業家支援館、購買相談会場など多様な展示館を運営し、参加者らに製品(技術)に対する評価と販路拡大の機会を提供した。

商標・デザイン展は、優秀商標権公募展とデザイン公募展の受賞作品をはじめ、正規品・模造品展示館、分かりやすい商標・デザイン権の説明館及び非英語圏ブランド支援事業館などで構成し、多様な年齢層の観客のために様々な工夫をした。付帯イベントとして、フェイスペイント、商標登録証(見本)交付体験場などを実施し、多様な年齢層の観覧客が直接体験できるよう展示空間を造成した。

ソウル国際発明展は5年連続30ヵ国以上の参加と3年間で600品目が超える出品作を紹介することにより、世界的な発明展示会として確固たる位置を占めた。2012年には38,000人以上の観覧客が展示会場を訪れ、国内94社(人)153品目、海外31ヵ国443品目が出品及び展示され、世界的な発明展示会として国内外の発明家らの交流拡大及び国際ネットワーク構築の場となった。また、購買相談館を運営し発明家とバイヤーの相談の場を提供することによって、参加者に発明品を広報するだけでなく事業化の実績向上にも貢献した。

<図IV-2-23> 展示場全景



<図IV-2-24> 撮影ゾーン(休憩空間)



<図IV-2-25>受賞技術展示館VIP巡回全景



<図IV-2-26>ハイテック展示館全景



ハ. 評価及び発展方向

展示会の他に、付帯イベントとして無料弁理士館、特許技術政策説明会場などを運営して、展示会の参加主体である中小企業に対し、実質的に役立つことができるようにした。既存の広報方式に海外広報を加えて施行し、計185回の国内外の報道(海外57件)が行われた。また、パワーツイッターリアンを活用したSNS広報とポータルコミュニティを利用した広報など、オンライン分野の広報を強化してイベントに対する国民的関心を誘導した。

前年度のモデル事業の結果により確認された購買相談に対する参加企業の需要を反映し、国内外のビックバイヤーを誘致して購買相談会場を運営した結果、403件の相談実績を成し遂げ、展示参加者に事業化の機会を提供した。

来場者が直接参加できる特許証交付イベント、ポラロイドイベントなどを実施し、参加者らに展示会の記念品を提供するなど、高い評価が得られた。

既存の流通業者以外に、調達に係わる政府機関担当者の参加を拡大するなど、多様な販路開拓の機会を提供し、分野別の専門家を配置して実質的なコンサルティングができるように支援する計画である。

第5節 女性発明振興活動の展開

1. 概観

産業財産政策局 産業財産振興課 主務官 イ・サンフン

女性発明振興事業の結果、過去5年間の女性特許出願率は毎年増加している。

* 女性の特許出願件数(件):(2007)3,672→(2010)4,012→(2012)4,643

* 男性の特許出願件数(件):(2007)27,388→(2010)28,253→(2012)31,148

しかし、未だ男性に比べて微弱なレベルであり、韓国の女性経済活動参加率も2011年基準の54.9%であり、OECD会員国平均の65.2%より低いレベルである。高い教育レベルと優れた才能を持つ女性人材を適材適所にうまく活用できないことは、国家的に大きな浪費である。また、韓国は急速な高齢化及び出産率の低下により労働力がますます不足している状況であり、女性の経済活動の参加向上のために、多様な女性発明振興事業を推進する必要性が台頭している。

特許庁は女性発明協会の支援事業により女性発明家を育成するために、長短期課程の知的財産権教育を実施しており、女性の発明アイデアが死蔵せず産業的に積極活用できるよう、世界女性発明大会、アイデア競合大会、試製品製作支援、女性発明品博覧会など多様な支援政策を推進している。

女性の潜在力と創意力の開発は、国家産業発展の新しい原動力であり、女性特有の創意性とアイデアが特許で具体化され、その特許が商品化に繋がる女性発明・起業家の成功事例がより多く出るよう、多様な女性発明振興のために積極的な努力を傾ける計画である。

2. 女性発明家の裾野拡大及び知的財産の認識向上

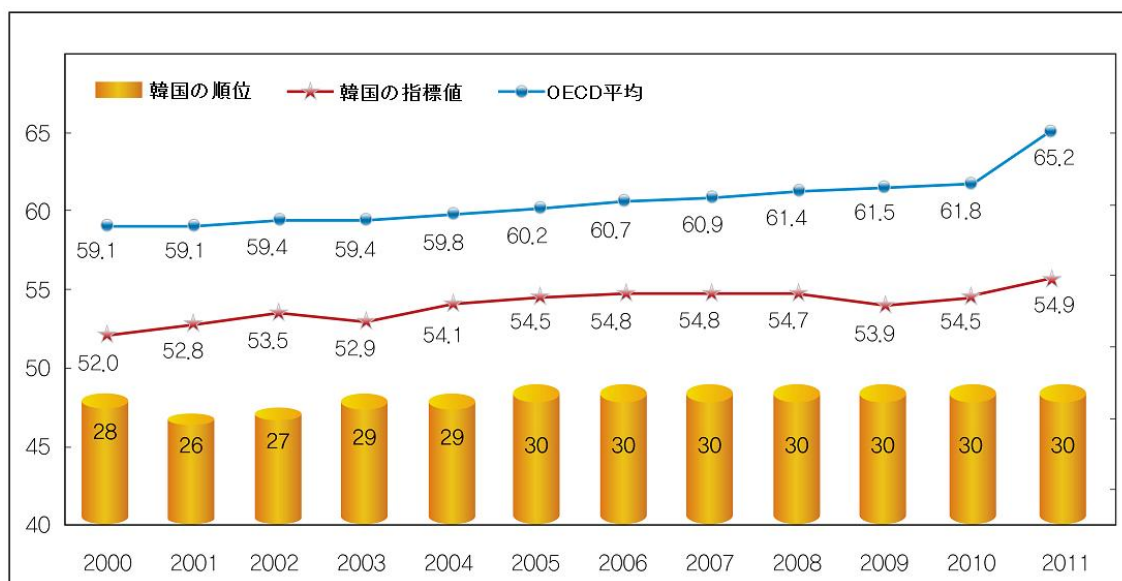
産業財産政策局 産業財産振興課 主務官 イ・サンフン

イ. 推進背景及び概要

女性の社会経済活動に対する関心の増大と持続的な支援により、女性経済活動参加人口は着実に増加しているが、韓国の女性経済活動の参加率は、2011年基準の54.9%であり、OECD会員国平均の65.2%より低いレベルである。また、韓国は急速な高齢化及び出産率の低下により労働力がますます不足している状況であり、女性の経済活動の参加向上のために多様な女性発明振興事業を推進する必要性が台頭している。

<図IV-2-27>韓国の女性経済活動参加率推移(34ヵ国基準)

(単位：%)



* 資料:企画財政部

これに伴い、政府は女性特有の創意性と創造力の開発のために、女性を対象に体系的な知的財産権教育、女性発明創意教室及び女性発明競合大会などを支援し、女性発明の底辺拡大と発明人材を育成している。

ロ. 推進内容及び成果

① 女性対象の知的財産権説明会

特許庁は女性発明に対する社会的関心と雰囲気向上を促し、潜在力のある女性発明家の発掘及び育成のため、各地方自治体、地域女性団体などと協力して、発明に関心の高い主婦、発明教室の参加学生、父兄、女子大生などを対象に女性対象知的財産権教育を実施している。

弁理士、発明教育の現場専門家、成功した女性発明家などを講師に構成して運営される同説明会は、知的財産権に対する概要及び事例、高付加価値創出のための女性の役割、発明技法及び要領、女性発明家の発明体験事例などを主な内容に講義を実施し、知的財産権に対する認識を向上させ、底辺拡大に大きく寄与しており、2008年から2012年まで計262回の19,508人が参加した。

② 女性発明競合大会の開催

女性発明競合大会は、女性に斬新な創造力を発揮する機会を提供し、創作アイデア開発に対する意識高揚と、発明の活性化を図るために独創的なアイデアを発掘しており、2008年は339件、2012年は379件が出品され、発明に対する女性の関心が集中されている。

③ 女性発明家の弁理諮問

女性の発明アイデアを具体化にし、特許出願を助ける知的財産権の無料弁理相談、政府の知的財産権支援制度の案内及び知的財産権関連の各種諮問、特許出願時の弁理費割引などを内容とする「女性弁理諮問事業」が施行された。2012年には344件の無料弁理諮問相談を実施し、この中で35件が出願された。

④ 女性発明情報誌(月刊「発明する人々」)発刊

女性発明に対する日常的な情報及び発明界の各種ニュース情報の発信、政府の知的財産権創出促進事業の紹介をするために、韓国女性発明協会の主管で発刊している。「発明する人々」は、発明マインド向上、発明家の自負心奨励及び権益擁護、国民レベルでの発明生活化運動の展開、発明家と企業間の関係推進、発明企業広報などのナマ情報と多様なニュースを、発明家、政府機関、地方自治体、女性団体、関連機関、全国大学発明サークル、女性出願者及び登録者などに提供している。

ハ．評価及び発展方向

女性発明振興事業は、より多くの女性が知的財産権を有し、経済活動に参加することによって、韓国の産業発展を促進することを目標に繰り広げられた。また、創意的女性発明家の育成と活用を行い、優秀女性発明の出願及び事業化を支援するため、体系的な女性発明教育と多様な振興事業を推進してきた。事業目標の達成のために女性発明の親和的社会環境作りに注力し、女性発明支援インフラを構築して国家発展に女性発明家が直接参加できる基盤づくりに努力を傾けている。

今後、女性発明家の底辺拡大及び知的財産認識向上のため、関連機関間の女性人材活用方策に対し模索する計画である。

3. 女性発明の事業家支援

産業財産政策局 産業財産振興課 主務官 イ・サンフン

イ．推進背景及び概要

21世紀は土地と資本などの有形資産が競争力の基盤となる産業社会から情

報と知識に基づいた技術力・ブランド・デザインなど無形資産中心の知識基盤社会に転換する、知識を活用した新しい産業が成長動力として台頭する時点である。特に、このような状況において、低出産-高齢化社会に入った韓国の場合、女性の経済活動は新しい活動主体として重要性がより一層高くなっている状況である。

そこで、女性発明の事業化を通じた国家競争力の向上のため、販路開拓及びビジネス マッチング機会の提供ができる世界女性発明大会、試作品製作、女性発明品博覧会などへの支援が求められるようになった。

ロ. 推進内容及び成果

①世界女性発明大会及び女性発明品博覧会の開催

世界最初の大規模国際女性発明大会の開催によって、韓国が世界女性発明の主導国としての地位を確保することに大きく寄与した。2008年から大韓民国世界女性発明大会と、大韓民国女性発明品博覧会・女性発明国際フォーラムを共に開催することによって、韓国内の女性発明家に国際大会の受賞及び幅広い海外ビジネス マッチングの機会を与えるシナジー効果を創り出した。

2008年から毎年開催される世界女性発明大会及び世界女性発明品博覧会は、すでに第5回目の大会を迎えた。2012.5.3～5.6までの4日間、COEX Hall A(旧太平洋ホール)で開催された第5回大会では、25ヵ国から270品目の発明品が出品され、7万人余りが参加するなど 高い反響を呼んでいる。

このような世界女性発明大会において全世界女性発明家の国際的連帯とネットワークを構築し、韓国内の女性発明企業家の海外進出の橋頭堡を構築した。また、積極的な広報活動により多様な媒体において紹介され、女性の発明文化の振興に重要性及び関心を高める契機となった。

<図IV-2-28>大韓民国世界女性発明大会の開幕式



<図IV-2-29>女性発明博覧会



<図IV-2-30>女性発明国際フォーラム



②今年の女性発明・起業家賞(女性発明優秀事例発表会)

優秀な女性発明家の成功事例を共有するために1995年から開催され、2009年まで女性の繊細な感受性を基に斬新な発明アイデアを開発し、女性発明活動の模範を見せた女性発明家を発掘してモデル事例として提示した。2010年から「今年度の女性発明・起業家賞」に名称を変え、優秀女性発明家に対する発掘だけではなく、授賞と広報活動を強化した。2010年～2012年まで175人の対象者を審査し、女性発明・起業家賞、女性発明家賞、女子大生発明家賞の3部門で17人を授賞し広報した。2012年11月には、ポスコP&Sタワーにおいて開催された授賞式では、約200名が参加し受賞者に対する取材とお祝いが行われた。

③ 試作品製作支援事業

女性の優秀な発明アイデアを発掘して試作品製作の支援を行い、権利化と事業化を促進する、女性発明の試作品製作に対する支援を実施した。2007年に事業を開始し、2012年には1,012件の申請書を受け付け、201人が支援を受けた。知的財産権として登録されていない特許、実用新案、デザインの範囲に属するアイデアを、試作品の製作を通じて具体化できるように支援を行い、女性発明家と創業予定者の支援が順調に増加している。

ハ. 評価及び発展方向

女性創意発明教室の教育需要者が大きく増加したため、目標人数を超過して教育を実施した。特に、試作品製作支援事業と世界女性発明大会及び女性発明品博覧会等は女性発明家から大きな反響を呼んだ。

また、世界知的所有権機関(WIPO)と緊密な協力を行い、世界的な規模の唯一な女性発明大会を韓国で開催でき、特許強国として大韓民国の品格を高めることに寄与し、韓国内外の女性発明品を国際的に広報することにより、販路開拓及び海外進出の機会を提供した。

女性の潜在力と創造力開発は国家産業発展の新しい原動力であるだけに、女性特有の創意性とアイデアが特許により具体化され、その特許が商品化に繋がる女性発明・起業家の成功事例が多く出るように、多様な女性発明振興のために積極的な努力を傾ける計画である。

第3章 国内・外における知的財産保護の強化

第1節 概観

産業財産政策局 産業財産保護課 技術書記官 ベク・オンキ

イ. 推進背景

無形の財貨である知的財産権は情報通信と科学技術の発達に伴い、短時間で世界あらゆるところまで伝播し、容易に模倣されている。国内模倣市場の規模²⁵は、2010年基準で142億ドル(約17兆ウォン)となり、世界10位である。また、グローバル技術競争が深刻化し、保護貿易の主要手段が反ダンピングの提訴から特許侵害を根拠とした輸入禁止など、強力な水際処置に変化している。最近のサムスンとアップルの特許紛争からも分かるように、韓国企業の世界市場進出を防ぐための熾烈な特許訴訟が頻繁に起こっているのが現実である。そこで特許庁は、模倣品を取り締るために2010年9月に司法警察権を導入した。また、海外における韓国企業の知財権保護と紛争の対応力を向上するため、2009年4月に韓国知識財産保護協会を設立して体系的な保護体系を整備した。

ロ. 推進成果

特許庁は、模倣品を取り締るため、2010年9月に特別司法警察隊(23人、2012.9)の組織を発足し、ソウル(9人)、釜山(5人)、大田(9人)の各々事務所に取締り人材を配置して模倣品犯罪に対する取り締まりを強化している。その結果、2010年9月以降から2012年12月まで486人を立件し、188,817の物品を押収する成果を収めている。また、2011年12月からは特別司法警察ソウル事務所に、オンライン模倣品専門担当チーム(4人)を配置して、オフラインだけではなくオンライン上で行われた模倣品に対する取締りも並行して行っている。さらに、模倣品に対する取締りよりは、予防に対する社会的

²⁵ ブラックマーケット専門サイトである「ハボスコプタコム」によると、全世界の模倣品市場規模は6,635億ドルである。

認識を高めるために、青少年予防教育の実施、公益キャンペーン、新聞・TVなどの公益広告を並行して実施している。その結果、模倣品に対する消費者の認識度が、2011年の65.6点から2012年は66.5点に高くなった。海外知的財産権紛争に対する収集・分析を強化し、2009年以降から判例情報13,600件、海外知的財産権保護ガイドブック24冊などを提供しており、共通紛争イシューに対しては、2011年の3件、2012年の5件の企業協議体(医療機器、製薬業、自動車空調、知能型監視システム、精密機械)を構成し支援するなど対応できるようにした。また、輸出する中小企業などが、知財権紛争を事前に防止し対応できるようにコンサルティングも提供した。その結果、2009年以降2012年12月まで302件のコンサルティングを提供し、海外知財権訴訟時の膨大な訴訟費用の負担を緩和するため、保険会社に訴訟保険をつくって加入を支援し、97社がこの支援を受けた。韓国特許庁は、海外に進出した企業の知財権保護を強化するとともに、海外進出国家の知財権情報を収集・分析するために、海外知的財産センター(IP-DESK)を運営している。2008年に知識経済部と特許庁が共同で運営し始めたIP-DESKは、2012年12月には、中国(北京、上海、チンタオ、広州、宣揚)、タイ(バンコク)、ベトナム(ホチミン)、米国(LA)など4カ国8カ所で運営されている。これを通じて知財権相談、侵害調査などを支援している。

ハ. 評価

2009年以降、国内外における知財権保護を強化するための努力が強化されている。特に、2010年9月に発足された特別司法警察隊の模倣品取締り強化や正規品使用に対する消費者の認識向上事業を並行した結果、模倣品根絶に対する認識が高くなった。しかし、模倣品のないグリーンな国家としての品格を高めるためには、消費の主体である消費者・生産者が、模倣品が弊害であるという認識の転換が必要である。また、海外知財権紛争においては、輸出する中小企業に必要な紛争情報を提供し、コンサルティングなど紛争対応支援を強化することによって、企業が海外で知財権紛争に対応できる土台が構築されたが、企業みずから紛争に対し生き残れるような環境をつくるためには、企業内部において紛争に対する対応能力を高め、公正な紛争解決のための国際協力の強化が必要である。

第2節 韓国内の知的財産権保護活動の強化

1. 特別司法警察権を通じた模倣品取締りの強化

産業財産政策局 産業財産保護チーム 行政事務官 イ・ビョンハ

イ. 推進背景

韓国は特許、商標、デザインなど産業財産権出願が世界4位であり、知的財産権創出の面においては米国、日本などと肩を並べる知的財産強国としての地位を維持している。このような国際的地位の強化により知的財産権保護分野における大韓民国の役割と責任がより一層強調されている。

昨年、スイス国際経営開発院(IMD)が発表した世界競争力の評価資料によると、韓国の知的財産権保護レベルは、全体59カ国のうち31位であった。韓国の知的財産権保護レベルがこのように低く評価された原因は、韓国内に模倣品の流通が蔓延し海賊行為が根絶されていないからである。韓国内に模倣品が氾濫することになれば健全な商取引秩序が崩れ、国家ブランドの失墜により輸出競争力の減少及び外国人投資の萎縮など、国家経済全般にわたり深刻な副作用を招くことになる。

特許庁は模倣品流通根絶と知的財産権保護の基盤を強化するために、特別司法警察権の導入を積極的に推進した結果、2010年4月に、特許庁に特別司法警察権を付与する法律案が通過された。これにより特許庁は、ニセ商標関連の犯罪を直接捜査できる特別司法警察権限を確保することになった。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は模倣品の犯罪を効率的に取り締るために、2010年9月に「商標権特別司法警察隊」を発足させ、3地域の事務所に取り締る人材を配置し、模倣品犯罪に対する刑事立件を強化している。一方、近年急増しているオンラインによる模倣品流通に

対する強力な取り締りのために、デジタルForensic(Digital Forensics)装備を備えた「オンライン捜査班」をさらに強化した。

特許庁は2012年の1年間、模倣品に対する強力な取締り活動を行い、模倣品犯罪者302人を刑事立件し、模倣品を約13万件押収するなど成果を上げている。特別司法警察隊の導入後の実績は、導入前の実績に比べると月平均刑事立件人数は約9倍、押収物品数量は約19倍程度増加している。また、特別司法警察隊導入後の取締り実績が大きく増加した理由は、商標権特別司法警察隊が専門性を持って小規模の零細販売業者よりは、模倣品製造業者及び大規模の流通業者に対する取締りに注力した結果と分析される。

<表IV-3-1> 模倣品取締り状況

(単位：人、件)

| 区分 | | 特別司法警察隊導入前 (2010.1～8) | 特別司法警察隊導入後 | | | |
|----------|-------|--------------------------|-------------|--------|---------|---------|
| | | | (2010.9～12) | 2011 | 2012 | 小計 |
| 刑事 立件 | 人数(人) | 15 | 45 | 139 | 302 | 486 |
| | 押収(件) | 2,860 | 28,629 | 28,589 | 131,599 | 188,817 |

押収物品に対する分析結果、有名ブランド商品を模倣したカバン類、衣類、装飾類、履き物類が大部分を占め、正規品の市場価額で換算すると145億ウォンを越える。

<表IV-3-2> 主要品目別の取締り状況(2012)

(単位：件)

| 品目 | カバン類 | 衣類 | 装飾類 | 履き物類 | メガネ類 | 時計類 | その他 | 合計 |
|----|-------|--------|-------|--------|-------|-----|--------|---------|
| 数量 | 6,560 | 36,045 | 4,072 | 44,622 | 2,994 | 199 | 37,107 | 131,599 |

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は、特別司法警察権を確保することにより、関連機関との合同取締りに依存せず、独自で模倣品に対する強力な取締りを体系的に推進することができるようになった。商標権特別司法警察隊は、オン・オフラインにおいて猛威を振るっている模倣品の根絶のために、常習・慢性的な製造・流通業者に対する特別取締り、模倣品の流通頻発地域に対する集中取締りの他にも、ニセモノ医薬品の製造会社など、国民の生命と健康を威嚇する模倣品製造・流通業者などに対する捜査を強力に実施する計画である。特に、昨年新設されたオンライン捜査班の運営を活性化し、オンライン模倣品流通に対する追跡捜査により刑事処罰を強化する方針である。

<図IV-3-1>模倣品取締りの写真



2. 模倣品の申告褒章金制度運営

産業財産政策局 産業財産保護チーム 行政事務官 イ・ビョンハ

イ. 推進背景

米貿易代表部(USTR)は1989年から毎年各国の知的財産権保護状況に対する審査を行い「スペシャル301条報告書」を発表し、自国の通商圧力手段として活用している。韓国はこれまで監視対象国(Watch List)に分類されたが、2009年から昨年まで4年連続、監視対象国目録から除外された。このような成

果は、韓国内の模倣品流通と海賊行為の根絶に向けて政府レベルで持続的な努力を傾けた結果である。

模倣品流通根絶のためにはこれに対する関係機関の強力な取締りが必要だが、国民の意識転換と民と官の協力が伴わないと限界にぶつかる。特許庁は、2006年から模倣品の不法に対する国民の認識向上と模倣品流通行為に関する申告の活性化を図るために、「模倣品の申告報奨金制度」を運営している。

ロ. 推進内容及び成果

申告対象は模倣品製造業者や流通・販売業者であり、国民なら誰でも申告ができ、申告の信頼性確保のために実名申告を原則としている。

2012年度は163件の申告内容に対し計1億 5,250万ウォンの申告報奨金を支給した。2012年度に報奨金を支給した申告内容を類型別に調べてみると、卸・小売り流通の申告123件(106百万ウォン)、オンライン販売の申告4件(2百万ウォン)、倉庫保管の申告6件(8百万ウォン)、製造工場の申告30件(36.5百万ウォン)であった。

<表IV-3-3> 類型別の報奨金支給状況(2006~2012)

(単位:件、百万ウォン)

| 区分 | 細部累計 | 2006 | | 2007 | | 2008 | | 2009 | | 2010 | | 2011 | | 2012 | |
|------|---------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-----|------|-------|------|------|
| | | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 流通業者 | 卸・小売流通 | 48 | 146.5 | 30 | 68.2 | 34 | 93 | 77 | 101.5 | 117 | 107 | 109 | 103.5 | 123 | 106 |
| | オンライン販売 | 19 | 41.3 | 10 | 20.6 | 19 | 40 | 20 | 17 | 12 | 8 | 5 | 2.5 | 4 | 2 |
| | 倉庫 | 5 | 17 | 11 | 44.0 | 14 | 43.5 | 19 | 27.5 | 15 | 26 | 39 | 39.5 | 6 | 8 |
| | 小計 | 72 | 204.8 | 51 | 132.8 | 67 | 176.5 | 116 | 146 | 144 | 141 | 153 | 145.5 | 133 | 116 |
| 製造 | 製造工場 | 35 | 118.3 | 38 | 117.2 | 17 | 43.2 | 79 | 103.6 | 42 | 59 | 66 | 70.1 | 30 | 36.5 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|-----|-------|----|-----|----|-------|-----|-------|-----|-----|-----|-------|-----|-------|--|
| 業者 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 107 | 323.1 | 89 | 250 | 84 | 219.7 | 195 | 249.6 | 186 | 200 | 219 | 215.6 | 163 | 152.5 | |

申告報奨金制度の実施初年度の2006年には、計107件の3億 2,310万ウォンの報奨金を支給し、昨年までの過去7年間は、計16億 1,050万ウォンの報奨金を支給した。この報奨金支給によって摘発された模倣品の正規品価額は、計2兆6,846億ウォンに達している。

ハ．評価及び発展方向

模倣品申告報奨金制度の運営を通じて国民の自発的な申告を誘導し、模倣品流通に対する強力な取締りを効率的に推進する民・官協力体制を構築することにより、模倣品の不法及びその弊害の深刻さを国民に広く知らせる土台を構築した。模倣品の申告報奨金制度の運営に必要な予算に比べ、押収された模倣品の正規品価額がはるかに高いことから分かるように、模倣品の申告報奨金制度は、模倣品の流通根絶のために必ず必要な制度であり、今後も引き続き発展させていかなければならない政策である。

3. 知的財産認識向上のための市民運動及び広報強化

産業財産政策局 産業財産保護課 行政事務官 ミン・サンキ

イ．推進背景及び概要

2004年の韓国とチリを始めに2011年7月に韓国とEU、2012年3月に韓国と米国が 8番目にFTAが発効された。このように2008年以降ますますグローバル化した経済市場における模倣品の流通は、健全な商取り引きを混乱させ、企業の固有ブランド開発と正規品市場の発展を阻害し、また、韓国の国家競争

力など知的財産権保護関連のイメージを毀損するなど、国家経済に不定的な要因として作用している。そこで、特許庁は知的財産権保護水準を高めるため、模倣品の不法性に対する消費者の認識向上が最も重要な要因であると判断し、知的財産権の尊重と消費者認識向上のための多様な広報活動を展開した。

ロ. 推進内容及び成果

1)消費者団体との共同キャンペーンなど広報実施

消費者中心の知的財産権の尊重文化を作るために、2012年5月から消費者団体と共同で、模倣品流通根絶のための全国決議大会を毎年開催した。大会の推進方式としては、ソウル及び15広域市において5月30日から3日間、リレー形式で消費者団体の会員と市民が参加した。「GOOD BYEニセモノ」をスローガンに掲げ、模倣品の不法に対する街頭キャンペーンとマスコミの広報活動を展開した。さらに、青少年・大学生・主婦・会社員などを対象に模倣品流通根絶の自発的な参加を促すため、消費者教育も実施した。

<図IV-3-2>消費者団体と共同で広報実施



| | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 模倣品展示 | 広告公募展受賞作品の展示 | 消費者アンケート調査 |
|  |  |  |
| 「模倣品は000だ」メッセージ | 「捉えろ! 模倣品!」消費者参加イベント ゲーム | |

<図IV-3-3>消費者団体と共同で広報街頭キャンペーン・パフォーマンス

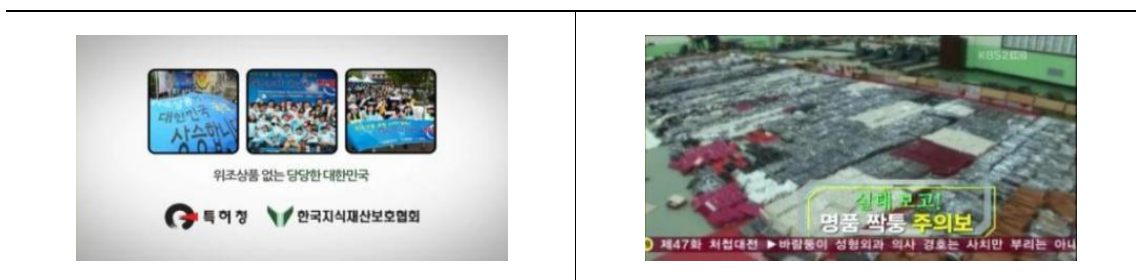
| | | |
|------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  |  |
| 模倣品流通根絶の街頭キャンペーン パフォーマンス | | |

2)多様な媒体を活用した知的財産権保護の広報強化

特許庁はTV公益広告、新聞広告、ポータルサイト、ブログ、ツイッターなど多様な媒体を利用して、消費者の認識を高めるために国民に対する広報を強化した。特に、KBS TV公益広告及びKBS TV放送プログラム(「生の情報通」、「VJ特攻隊」等)を通じて模倣品の弊害を知らせ、正規品消費文化を定着させるためにコンセンサスを得るために努めた。

<図IV-3-4>TV公益広告及び地上波放送の広報映像

| | |
|-------------|-------------------|
| TV公益広告の主な画面 | KBS TV「生の情報通」放送映像 |
|-------------|-------------------|



また、消費者が直接参加して知的財産権保護の重要性を認識させ、正規品消費文化の定着に率先させるため、2008年から毎年知財権保護広告公募展を開催し、TV公益広告など国民に対しマスコミ広報も強化した。さらに、模倣品流通業者を取り締って処罰するより、消費者の認識を高めて消費者主導の模倣品流通根絶を行うため、大学生・主婦・会社員を対象に知的財産権保護に対する消費者教育も実施した。

<図IV-3-5> 広告公募展大賞作品及び青少年教育コンテンツ

| 印刷広告分野大賞 | WEBTOON分野大賞 |
|----------|-------------|
| | |

特に、2012年は青少年予防教育用として知的財産権保護の重要性を認識させるために、小・中学の学生たちを対象に標準教案を製作して配布し、教室で直接見て感じるができるように、正規品と模倣品の比較体験ができる青少年体験学習も実施した。

<表IV-3-4> 青少年体験学習活動の様態

| | |
|------------|--------------|
| 青少年模倣品区別教育 | 青少年模倣品区別体験学習 |
|------------|--------------|



3)知的財産権保護関連機関間の協力強化のための懇談会開催

統計庁の2011年度の資料によると、オンラインショッピングモールを通じた商品取引額が2005年は10兆ウォンから2011年29兆ウォンまで約3倍ぐらい急増している。従って、知的財産権保護に係わる多様な活動として、関連機関のネットワークの基盤造成及び模倣品流通防止のため、特許庁・放送通信審議委員会・商標権者(ルイビトン、ナイキなど)、オープンマーケット(11番街、e-bayコリアなどオンライン・ショッピングモール)担当者などの関連機関と懇談会を開催し、知的財産権保護に係わる政策的な対応策及び相互協議事項を議論した。特に、オープンマーケットの市場規模の拡大により、模倣品の取り引きも増加していることが現状であり、これに対する特許庁の知的財産権保護政策及び2011年12月に発足された商標権特別司法警察サイバー捜査隊の模倣品流通根絶のための活動に関する説明と協力強化策を模索した。

また、地方自治体の不正競争防止業務の担当公務員及び警察庁の司法警察公務員とワークショップを開催し、模倣品取締まり担当公務員の能力強化及び関連機関間の情報交換など業務協力体系を強化した。

<図IV-3-6> 関連機関とのIP保護協力チャネルの活性化

| | |
|-------------|----------------|
| IP保護関連機関懇談会 | 司法警察公務員ワークショップ |
|-------------|----------------|



ハ. 評価及び発展方向

消費者団体との共同キャンペーンは、模倣品を購入する実質的な消費者団体会員らが先頭になって実施しており、青少年に対する知的財産権保護教育用のコンテンツ製作・体験学習の実施、大学生の知的財産権保護に係わる広告公募展などを通して自発的な参加を誘導することにより、知的財産権保護に対する認識を新たに整備する契機となった。また、波及効果が大きいTV公益広告と地上波放送プログラムを製作して送出し、模倣品の流通根絶に対する社会的共感を形成したことにより、国家の品格と国家ブランドの向上に大きく寄与したと判断される。

しかし、模倣品取り引き市場は毎年拡大しており、模倣品だと認知していても購買する消費者の傾向があり、今後、特許庁の商標権特別司法警察の組織を拡大して、オン・オフラインの取締りを強化し、模倣品購買の被害予防と知的財産権保護に対する国民認識向上の事業も持続的に推進する予定である。

特に、青少年・大学生・主婦・会社人など階層別の消費者を対象に、オーダーメイド型の教育と広報を積極的に実施するとともに、TV・インターネット・SNSなど多様な媒体を活用した広報を実施する計画である。

第3節 新知的財産権の保護強化

1. 営業秘密保護基盤作り

産業財産政策局 産業財産保護チーム 施設事務官 ク・ボンチョル

イ. 推進背景及び概要

北米自由貿易協定(NAFTA)によって営業秘密保護が国際協定において初めて明文化された後、WTO体制の発足などにより技術及び知識が無限競争時代の核心的な生産要素として登場し、韓国も営業秘密保護制度を導入することになった。

営業秘密保護制度は営業秘密を産業財産権と同じ権利の形態として保護するよりは、他人の努力と成果に便乗して不当な利益を取得しようとする行為を禁止する不正競争防止の法理に従ったものであり、健全な競争秩序を確立するものである。

近年、営業秘密流出事件の増加による企業の被害が増大しているが、企業、特に中小企業の営業秘密保護に対する認識及び管理能力が不十分であると調査され、これに対する対策が要求されている。

<表IV-3-5> 企業の産業機密流出状況(2008年～2010年)

| 区分 | 募集团数 (社) | 標本集团数 (社) | 流出比率 (%) | 平均流出回数 (件) | 件あたりの被害 金額(億ウォン) |
|---------------|-------------|--------------|-------------|---------------|---------------------|
| 大企業 | 739 | 54 | 13.0 | 2.1 | 26.9 |
| 中小ベンチャー 企業 | 14,508 | 1,475 | 12.5 | 1.6 | 15.8 |
| 総合 | 15,247 | 1,529 | 12.6 | 1.6 | 16.2 |

* 資料：中小企業庁、2012

<表IV-3-6> 企業の営業秘密管理実態

- * 技術流出の発生原因に対する意見として48.3%(複数応答)が役職員のセキュリティ意識不足だと回答(中小企業庁、2010.12)
- * 企業の法務・特許・セキュリティ担当者対象のアンケート調査結果、58%が営業秘密保護の要件に対しほとんどが知らないと回答(特許庁、2011.5)
- * 中小企業のセキュリティに対する能力のレベルは、大企業の60%程度(中小企業庁、2010.12)

これを受けて特許庁は営業秘密保護制度を改善し、営業秘密保護に関する広報・教育・相談及び企業の営業秘密管理インフラの構築を支援することによって、営業秘密保護の基盤造成に努力を傾けている。

イ. 推進内容及び成果

2012年特許庁は企業の営業秘密保護を支援するため、専門性のある専門担当組織である営業秘密保護センターを設置し、ホームページ(<http://www.tradesecret.or.kr>)を開設することで、営業秘密保護のための各種情報を提供した。

<図IV-3-7> 営業秘密保護センターの設置



最初の業務として営業秘密保護センターを通じて営業秘密保護の重要性を悟らせるための広報活動を推進した。営業秘密保護制度に対する理解を求めするためにパンフレットを製作し、各種イベントと地域知的センターを通じて企業に配布、営業秘密流出

に関する警戒についてのバナーと動画像を製作して企業と事務所の密集地域を中心に広報を展開した。

<図IV-3-8> 営業秘密保護の重要性に対する広報活動



また、営業秘密を保護するための実質的な情報を提供するため、相談、訪問教育、地方の企業密集地域を対象にした地域説明会を実施した。10月には知的財産権保護コンファレンスを開催して営業秘密保護の重要性についての共感を拡散し、韓国内企業が多数進出している海外現地においても説明会を開催するなど、海外進出の韓国企業の営業秘密保護のために多角度から努力を傾けてきた。

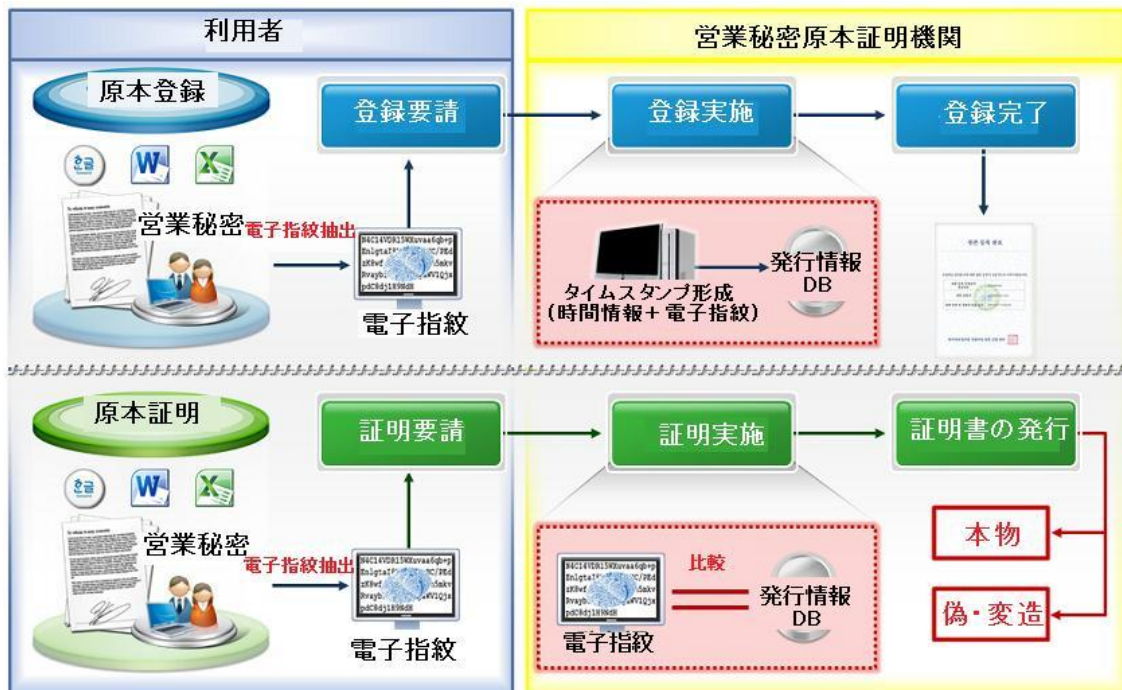
<図IV-3-9> 営業秘密保護コンファレンス及び説明会



営業秘密侵害訴訟における営業秘密保有事実の立証負担緩和のために導入された営業秘密原本証明制度が導入してわずか1年9ヵ月で利用実績1万件を突破し、12月末基準で累積登録件数が16,068件を達成した。営業秘密原本証明制度は、営業秘密である電子文書から抽出した固有の識別値と公認認証機関の時間情報を合わせてタイムスリ

ップを生成し、これを国家公認機関に登録することによって、営業秘密侵害の際に営業秘密の原本存在及び保有時点を立証できる制度である。

<図IV-3-10> 営業秘密の原本証明制度



また、営業秘密管理に困っている企業が、最少費用と人材で営業秘密を管理できるように標準管理システムを開発し、このシステムを営業秘密流出による被害を受けている企業3社にモデルとして普及した。

<図IV-3-11> 営業秘密標準管理システム



ハ. 評価及び発展方向

特許庁は2013年にも営業秘密保護の基盤造成のための活動を強化していく予定である。特に、企業担当者を対象に参加型の教育を実施して、営業秘密保護に必要な実務能力を高められるように支援を行い、企業の営業秘密管理体系の構築を直接的に支援するためのコンサルティング及び営業秘密の標準管理システムの普及を推進する予定である。

また、現在進行中である不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律改正により、営業秘密原本証明制度の法的根拠をつくり、営業秘密侵害行為に対する罰則規定の主体を「企業」から「営業秘密保有者」に拡大して、営業秘密保護制度を改善していく予定である。

2. 半導体設計財産の振興

電機電子審査局 標準特許半導体財産チーム 工業事務官 キム・キファン

イ. 推進背景

2011年の世界半導体市場は3,128億ドル規模であり、韓国は全体市場において約13.5%を占有し、米国と日本に続く世界3位の半導体生産国である。しかし、国内半導体産業構造はメモリー分野では世界市場(673億\$)の約51%を占めているものの、メモリー市場の3倍規模のシステム半導体分野(1,975億\$)では約4%のシェアに過ぎないのが現状である。

一方、システム半導体産業は製造工程技術の発達に伴うチップの集積度増加²⁶とともに、多様な分野において技術融合一体化が加速され、SoC(System on Chip、システ

²⁶ ムーアの法則は、インテルの共同創業者であるゴールデンムーアにより主張された理論で、トランジスタの大きさが2年ごとに0.7倍縮小されチップ内の集積されるトランジスタの数が2倍ずつ増加するという理論

ムチップ)製品が市場を主導している。このようなシステムチップは集積度の増加に至らない設計能力²⁷と、スピーディな市場変化に伴って安価な製品を適正な時期に市場に進入するTTM(time to market、money)が重要視されることにより、半導体設計財産(または、半導体IP)²⁸を再使用することが必須の設計技法となった。

しかし、国内の現状に目を向けると、競争力のあるチップリース企業²⁹は少数に過ぎず、国内fabless企業³⁰が自社のシステムチップ設計時に必要な半導体IPの約85%を外国から輸入しているのが実情であり(韓国半導体産業協会、2011)、システム半導体の基盤に該当する半導体設計財産産業が脆弱な状態である。

そこで、特許庁は「半導体集積回路の配置設計に関する法律」に基づき、半導体IP産業を育成するための方策として、半導体設計財産基盤造成、核心半導体設計財産創出及び半導体設計財産流通支援事業などを推進している。

<図IV-3-12>半導体設計財産の振興事業体系図



²⁷ ムーアの法則によりチップの集積度は毎年約58%ずつ増加する反面、設計者の設計能力(生産性)は毎年21%程度しか増加していない。

²⁸ 半導体設計財産：システムチップ設計時に反復的に使用できるように設計してある回路ブロック

²⁹ チップリース企業：半導体IPだけを設計して販売する企業(ARM、Synopsysなど)

³⁰ ファブレス企業：製造工場なしで多様な半導体IPを組み合わせてシステムチップを設計し販売する企業(クアルカム、ブロードカムなど)

ロ. 推進内容及び成果

1)半導体設計財産の流通支援事業

半導体設計財産の流通支援事業は国産半導体IP発掘及び取引の支援を通じて半導体IPの流通活性化を図る事業であり、2012年から事業主管機関を専門性が高い韓国半導体産業協会を選定し、優秀半導体IP企画・発掘と流通総合情報体系強化及び取引活性化などの多様な支援を遂行している。

2012年には計83件の国産半導体IPを発掘してDB化し(累計253件)、企業のニーズが高い12件の半導体IPに対し、信頼性の検証のためのチップ製作を支援した。

<表IV-3-7>2012年半導体IP検証支援の状況

| 検証半導体IP | 活用製品群 |
|---------------------------|------------------|
| 5.8GHz wake-up RFIC | ハイパス端末機 |
| LVDS Rx/Tx | HD級ディスプレイ |
| AUDIO ADC | 音声認識装置、スマートフォンなど |
| DUAL DC/DC Converter | モバイル機器用 LCD パネル |
| LED Driver w/ Charge Pump | OA機器 |
| Low power LDO Regulator | モバイル電子機器 |
| 2-CH DMA Controller | システム半導体全般 |
| Frequency Synthesizer PLL | システム半導体全般 |
| 10bit Recycling ADC | モバイル電子機器 |
| DDR2 Controller | システム半導体全般 |
| MIPI CSI2 D-PHY | モバイルカメラ |
| Stereoscopic 3D Creator | 両眼カメラ |

このような信頼性の高い半導体IP DBと使用者中心の取引システム構築などの流通

基盤と多様な広報等を通じて、2012年に計144件の半導体IPが仲介される成果を上げた。

2)核心半導体設計財産の創出事業

核心半導体設計財産の創出事業は半導体IPの中で市場占有率と国内企業の海外依存度が高い半導体IPを国内技術に変えるための事業であり、エンベッディド プロセッサIPを核心半導体設計財産として選定し、2009年に300MHz級エンベッディド プロセッサIP(Core-A)を開発した。また、2011年には500MHz級エンベッディド プロセッサIP(Core-A 2G)の開発に成功した。

特に、2012年には国産エンベッディド プロセッサIP(Core-A)を国内のfabless企業がロイヤリティー負担なしで使えるように32件のソースコードを無償で補給するなど、国内企業が自社製品にプロセッサIPを簡単に適用することができるように技術支援を行い、計4件のCore-A適用チップが製作され商用化のためのチップテストを進行している。

＜表IV－3－8＞2012年Core-A適用チップの製作状況

| NO | 製作企業 | Core-A 適用製品 | 執行状況 |
|----|----------|-------------|---------------|
| 1 | A 社 | 産業用汎用コントローラ | 12月製作完了後、テスト中 |
| 2 | B 社 | 映像信号処理チップ | 12月製作完了後、テスト中 |
| 3 | C 社 | 遠隔診療用通信チップ | 12月製作完了後、テスト中 |
| 4 | 電気研究院/D社 | 無線位置認識用チップ | 4月製作完了 |

3)半導体設計財産基盤造成

半導体設計財産の基盤造成事業は半導体設計財産の発掘と保護及び人材養成など国内半導体IP産業のインフラを作るためのものであり、配置設計権の登録業務、大韓民国半導体設計大会の開催及び半導体設計財産の専門人材養成のための教育事業などを

推進している。

2012年には129件の半導体設計財産を権利化にし、半導体配置設計回路の配置設計に関する法律施行令を改正して、配置設計審議調整委員会の除斥、忌避、回避条項を整備した。

<表IV-3-9>年度別半導体配置設計の登録状況

(単位：件)

| 区分 | | ～2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 計 |
|--------|------|-------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 内 国 | 大企業 | 357 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 357 |
| | 中小企業 | 75 | 1 | 20 | 14 | 25 | 42 | 25 | 25 | 227 |
| | 研究所 | 324 | 89 | 13 | 16 | 14 | 18 | 15 | 37 | 526 |
| | 大学 | 100 | 17 | 8 | 11 | 13 | 36 | 39 | 62 | 286 |
| | 小計 | 856 | 107 | 41 | 41 | 52 | 96 | 79 | 124 | 1,396 |
| 外国(企業) | | 792 | 32 | 16 | 13 | 5 | 2 | 5 | 5 | 870 |
| 計 | | 1,648 | 139 | 57 | 54 | 57 | 98 | 84 | 129 | 2,266 |

また、国内優秀半導体設計財産を発掘して創作者の士気高揚のために、第13回大韓民国半導体設計大会を開催し、大統領賞に電子部品研究院の光通信用チップなど計13の優秀半導体設計作品を選定して授賞した。

<表IV-3-10>第13回大韓民国半導体設計大会の受賞状況

| 等級 | 所属 | 設計作品名 |
|----|-----------------|-------------------------------------------------------|
| 大賞 | KETI | SF-HDI(Single-Fiber High-Definition Interconnect) チップ |
| 金賞 | 高麗大学 | 適用型校則メモリーインタ-フェース |
| 銀賞 | トルウィン研究所/現代モービス | インドクティブ方式の自動車用変位検出用汎用 One-Chip 半導体開発 |

| | | |
|-----|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 銀賞 | ETRI | Digital RF 技術 |
| 銅賞 | ETRI | 4G 移動通信 LTE フェムトセル基地局モデム設計 |
| 銅賞 | KETI | メディカル機器のための IEEE 802.15.6 標準を 支援するWBAN 無線通信 SoC |
| 銅賞 | KAIST | Flash ADCと Parallel-SAR ADCの直列構造を利用した 高速 6bit ADC |
| 銅賞 | 西江大学 | 二重チャンネルSAR-ADC 及び Flash ADCを基盤にし たハイブリード構造の 12ビット 80MS/s パイプラインA DC |
| 銅賞 | 高麗大学 | A 3.5 GHz Spread-Spectrum Clock Generator with a Me moryless Newton-Raphson Modulation Profile |
| 特別賞 | 延世大学 | 60GHz 超高速無線通信のための光-無線インタ-フェース SoC |
| 特別賞 | 国民大学 | オーディオコーデック用可変環状遅延団基盤の ゼロオフセット周波数合成機 |
| 特別賞 | KAIST | 車両移動通信アナログデジタル変換機 |
| 特別賞 | 浦項工大 | 超音波医療映像機器のための単一チップ 32チャンネル受信団アナログビムポマ |

新知的財産権である半導体設計財産の事業化方法論を定立し伝播するために、民間の教育需用が多い半導体IP文書化、半導体IPライセンス方法論など2つの分野に対する教育プログラムの開発を推進し、半導体IP事業の成功事例の共有及び産学研間の人的交流拡大のためのIPSoC戦略フォーラムを開催した。

ハ. 評価及び発展方向

半導体IPが流通できる国内基盤の構築によって実質的に国産半導体IPが取引きされる成果を収め、大部分外国からの輸入に依存していたエンベッディド・プロセッサIP

を国内技術で開発・商用化³¹させ、国内半導体IPの可能性を立証するなど、国内半導体設計財産の産業育成のために多様な政策が著しく成果を現わしている。

このような成果を基に2013年にはCore-Aシリーズの多様な応用分野³²に対する技術支援を集中し、商用化事例を創出することによって、Core-Aの信頼度を高めるとともに、民間の自生的な活用を誘導する計画である。

また、国家R&D結果物と民間が保有する半導体IPに対する信頼性確保のために検証支援を拡大し、国内中小・中堅企業の半導体IPに対する海外マーケティング支援などを通じて、国内半導体IP流通市場をより一層活性化させる計画である。

さらに、半導体設計大会の拡大、半導体IP流通のための企業中心の教育プログラム開発、配置設計権の制度改善などにより、国内企業が半導体IP産業に参入できる技術的、制度的基盤を構築する予定である。

³¹ 2010年Core-Aが適用されたT社のtiming controllerが製作されて現在L社に納品中

³² 300MHz級エンベディド・プロセッサ使用製品群には産業用機器と家電製品の制御用チップ、スマートフォンのタッチセンサーなどがある。

第4節 海外知的財産権の保護強化

1. 海外における知的財産保護の必要性

産業財産政策局 産業財産保護チーム 技術書記官 ベク・オンキ

イ. 推進背景及び概要

近年、韓国は急速な環境変化の中で企業経営が困難な状況に陥っている。中国の浮上、為替レートの問題、オイル価格などいろいろな問題に直面し、前代未聞のグローバル金融危機まで克服しなければならない状況に置かれている。韓国が輸出中心の経済体制である点において、最近の対外経済環境の変化は非常に重要であると言える。

特に、グローバル技術競争が激化するにつれ、保護貿易の主要手段が反ダンピング提訴から特許侵害を根拠とする輸入禁止など強力な水際措置に変化している。先進企業は、基盤技術に対するロイヤリティーの要求と積極的な特許訴訟の提起など知的財産権攻勢を強め、競争相手である後発企業を牽制するなど知的財産権の競争が激しくなっている状況であり、核心・基盤特許の不足により技術貿易収支の赤字規模が持続的に増加する傾向であるため、輸出基盤型の韓国経済における知的財産権の重要性は日増しに重要となっている。

さらに、韓国企業の技術力及び商品の認知度が高まり、中国など開発途上国において韓国の知的財産権を侵害する事例が急激に増加している。海外における韓国企業の知的財産権の侵害は、単純な該当商品の輸出減少に留まらず、韓国商品の国際的公信力と評判の低下を誘発し、長期的に韓国の輸出市場開拓にも大きな威嚇となる。大企業の場合は、知的財産権侵害に対応できる商品の認知度と問題解決の能力を整えているが、中小企業の場合には、海外における知的財産権の侵害が発生する場合、専門担当者の不足と訴訟に必要な費用及び時間に対する対応の無策により侵害を受けているのが現状である。

したがって、韓国企業、特に中小企業に海外投資を通じて積極的に国富の増進に寄与するためには、海外における韓国企業の知的財産権侵害を事前に予防し、事後の侵害発生時に積極的に支援する必要がある。

ロ. 推進成果

海外知財権紛争に対する収集・分析を強化し、2009年以降から判例情報を13,600件、海外知財権保護ガイドブック24冊などを提供するとともに、共通紛争 이슈に対しては2011年3件、2012年5件の企業協議体(医療機器、製薬業、自動車空調、知能型監視システム、瀬光機会)を構成・支援して対応させた。また、輸出する中小企業などが知財権紛争を事前に予防と対応できるようコンサルティングを提供した。その結果、2009年以降から2012年12月まで302件のコンサルティングを提供した。さらに、海外知財権訴訟時に膨大な訴訟費用の負担を緩和するために、保険会社を通じて訴訟保険をつくり加入を支援している。その結果、2009年以降から2012年12月まで97社の企業が支援を受けた。特許庁は海外に進出した企業の知財権保護を強化し、海外進出国家の知財権情報を収集・分析するために海外知的財産センター(IP-DESK)を運営している。2008年に知識経済部と特許庁が共同で運営し始めたIP-DESKは、2012年12月には中国(北京、上海、チンタオ、広州、宣揚)、タイ(バンコク)、ベトナム(ホチミン)、米国(LA)など4カ国8カ所で運営されている。これを通じ知財権相談、侵害調査などを支援している。

ハ. 評価

海外知財権紛争において、輸出する中小企業に必要な紛争情報を提供し、コンサルティングなどの支援を強化することにより、企業が海外知財権紛争に対応できる土台が構築されたが、企業自ら紛争に対し自生できる環境を作るためには、企業自ら紛争対応できる能力と公正な紛争解決のための国際協力の強化が必要である。

2. IP-Deskを通じた知的財産権支援強化

産業財産政策局 産業財産保護課 行政事務官 チャン・ソンクック

イ. 推進背景及び概要

特許庁は海外に進出した韓国企業の海外知的財産権の保護強化及び創出支援を目的として海外IP-DESK事業を運営している。2008年には知識経済部と特許庁が共同で運営し、2009年からは特許庁が単独で中国(北京、上海、チンタオ、広州、宣揚)、タイ(バンコク)、ベトナム(ホチミン)など7地域のIP-DESKを設立して運営しており、2012年3月に米国にIP-DESKを追加でオープンしたことで、現在4カ国、8ヶ所のIP-DESKを運営している。

ロ. 推進内容及び成果

海外において知的財産権を保護するためには、まず先に現地において韓国企業の知的財産権を確保し、確保された知的財産権に対する侵害が発生しているかを正確に調査・把握することが基本的に必要である。知的財産権の確保のために現地の弁護士または、弁理士など知的財産権専門家の知的財産権あい路相談、商標出願及び登録費用の支援、説明会開催、情報提供などの事業を推進しており、細部事業別の成果は増加傾向を見せている。特に侵害調査支援を通じて計33億ウォンの模造品を没収した。

その他に一般知的財産権説明会以外にも現地進出の関連機関(商工会議所、中小企業振興公社)と協力し、Canton Fair(中国輸出入商品交易会)の説明会及び現地公務員向けの模造品説明会を開催するとともに、中国地域を対象に知財権戦略会議を実施して、IP-DESKの運営状況の点検及び発展方策を模索した。また、持続的な展示会及び企業を訪問し、現場における知財権あい路相談及び解決を支援した。

中国はいわゆるコネクションが重視される文化であるため、現地の知的財産権関連機関との協力チャネルの構築及び関係形成のために、現地における知的財産権の執行

権限のある行政機関(工商行政局、税関)、公安部に個別企業と韓国特許庁が共に官民共同代表団を派遣して韓国企業の隘路事項を伝えると共に、中国及びベトナム公務員を韓国に招待して知的財産保護に対する認識を共にする協力議論を具体化した。

そして、中国広州で海外進出の韓国企業を対象に合同説明会を開催し、知財権紛争対応事業及び営業秘密保護に対する関心及び認識向上を誘導した。

< 図IV-3-13 > 中国地域の知財権戦略会議



< 表IV-3-11 > 2012年IP-DESK支援状況

(単位：件)

| 細部事業 | 2012年 | 中国 | | | | | タイ | ベトナム | | 米国 | インドネシア |
|---------|-------|-----|-----|------|-----|-----|------|------|-------|-----|--------|
| | | 北京 | 上海 | チンタオ | 広州 | 宣揚 | バンコク | ハノイ | ホーチミン | LA | ジャカルタ |
| 知財権相談 | 3,107 | 365 | 298 | 577 | 565 | 334 | 250 | 13 | 70 | 627 | 8 |
| 出願支援 | 395 | 73 | 52 | 88 | 54 | 22 | 36 | 13 | 15 | 39 | 3 |
| 侵害調査 | 22 | 2 | 10 | 2 | 2 | 3 | 2 | - | 1 | - | - |
| 説明会開催 | 38 | 3 | 8 | 5 | 6 | 2 | 2 | - | 2 | 9 | 1 |
| 協力チャンネル | 158 | 17 | 22 | 4 | 22 | 22 | 64 | 4 | 1 | 2 | - |
| 情報提供 | 251 | 59 | 18 | 12 | 18 | 52 | 26 | 3 | 15 | 48 | - |

ハ. 評価及び発展方向

中国・ベトナム・タイなど知的財産権法制度の施行は比較的短いために社会全般に知的財産権保護の認識レベルが低く、取締まり担当機関との人的ネットワークが切実に求められる状況である。そこで効果的な侵害対応のためには出願費用の拡大を支援することにより現地知財権の権利化を強化し、韓国への招聘研修及び民間共同代表団の派遣などを通じて現地知財権担当公務員とのネットワークを形成することは相当な実効性があると判断される。

今後も特許庁は韓国企業の海外知的財産の保護レベルを高めるため、KOTRA及び韓国知識財産保護協会など関連機関と協力し、韓国企業の海外知的財産権の保護レベルを強化するとともに、輸出競争力を向上するための各種施策を持続的に推進して行く計画である。

3. 企業の国際特許紛争対応能力向上

産業財産政策局 産業財産保護課 施設事務官 ハン・ドンギョン

イ. 推進背景及び概要

韓国企業の世界進出拡大により外国企業からの特許攻勢が激化している。サムスンとアップル間のスマートフォン市場での主導権争いは、2011年の特許紛争により発生しており、国内企業らの発光ダイオード(LED)市場進出が活発になることによって、フィリップス、ニッチアなど多国籍企業らは、韓国内企業らを相手取り特許訴訟を随時に提起している。また、米国国際貿易委員会(ITC)が自国企業の要請を受けて輸入物品の知的財産権侵害の有無を調査した事例は2007年以後年平均22.6%増加傾向にある。

しかし、韓国企業らの知的財産権の紛争に対する対応環境は不十分な状況である。2011年知識財産活動実態調査によると、知的財産権専門担当人材を保有している企業は全体企業の約19.2%に過ぎず、知的財産権関連の年間投資費用は平均約1.5億ウォンに過ぎないことが分かった。

これを受け特許庁は韓国企業の知的財産権の紛争対応能力への努力を誘導するために、情報及び多様なインセンティブを提供し、産業波及効果が大きい場合には、紛争発生に従う産業被害を最小化するための紛争対応を支援している。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は韓国企業が外国企業との知的財産権紛争に対し円滑に対応できるように情報インフラを構築し、必要な場合には特定企業を対象に紛争対応に必要な資源を提供している。

1)国際知的財産権の紛争関連情報提供

知的財産権紛争及び特許管理企業(Non-Practicing Entity:NPEs)活動動向を随時に把握して関連データを体系的に整理し、これを基に国内企業らが紛争対応に活用可能な各種分析報告書を発刊している。

<参考> 特許管理専門会社(NPE)とは?

NPEは多様に定義されるが、一般的に特許を活用して製品を生産せず、保有した特許権を行使して収益を創り出す企業を意味する。NPEは、①特許権を企業に行使しロイヤリティーを受ける攻撃型NPE、②攻撃型NPEに対応して今後攻撃を受けることになる特許らを買収することによって将来特許紛争を遮断する防御型のNPEに分類できる。最近 이슈になっている特許怪物(Patent Troll)は攻撃型NPEの一部に該当する。

また、最近外国の知的財産権の訴訟判決傾向を提供するために、主要国家の知的財産権判例及び訴訟事例分析報告書を提供し、国別の知的財産権法・制度及び進出企業

の事例を整理した海外知的財産権保護ガイドブックを発刊している。

<表IV-3-12>海外知的財産権保護ガイドブックの発刊状況(計24カ国)

| | |
|------------|-----------------------------------------------------------------|
| アジア(11カ国) | 中国、香港、シンガポール、台湾、日本、ベトナム、タイ、マレーシア、フィリピン、インド、アラブ首長国連邦(UAE)、インドネシア |
| ヨーロッパ(5カ国) | ドイツ、英国、オランダ、ロシア、トルコ、EU |
| アメリカ(4カ国) | 米国、メキシコ、ブラジル、チリ |
| オセアニア(1カ国) | オーストラリア |
| アフリカ(1カ国) | 南アフリカ共和国 |
| 企画物 | 輸出企業チェックポイント |

このような情報を効果的に提供するために2011年から国際知的財産権紛争情報ポータル(IP-Navigation, www.ipnavi.or.kr)を運営し、国内外で各種セミナーを開催している。特に情報ポータルは、企業実務者に必要な情報を速かに提供するため詳細検索の機能を提供している。

<図IV-3-14>国際知的財産権紛争情報ポータル詳細検索機能画面

The screenshot shows a search interface with the following fields and options:

- 検索어: Search term input field.
- 일자: Date input field with a range selector (~).
- 수출 단계: Trade stage selection with radio buttons for 전체 (checked), 수출, 위탁생산, 현지법인 설립, R&D센터 설립.
- 분쟁 단계: Dispute stage selection with radio buttons for 전체 (checked), 예방, 발생, 대응, 해결, 라이선스, 국경조치.
- 국가 선택: Country selection dropdown menu.
- 업종·품목: Industry/Item selection input field with a button labeled '업종·품목'.
- HS코드: HS code input field.
- IPC코드: IPC code input field with a button labeled 'IPC 코드'.
- 법률점: Law firm selection input field with a button labeled '법률 점'.
- 시간번호: Time number input field.
- 당사자: Party input field.
- 담당관사: Assigned office input field.
- 대리인: Agent input field.
- 참조조항명: Reference article name input field.
- 관련특허번호: Related patent number input field.

2) 国際知財権紛争コンサルティング

知的財産権紛争発生の恐れや紛争が発生した中堅・中小企業110社を選定し、コン

サルティング費用の一部(中堅企業50%、中小企業70%)を支援した。支援を受けた企業らはコンサルティングを通じ、自社が他社の権利を侵害しているか否かを確認でき、他社の権利主張にどのように対応していくかについて戦略を樹立できる。

<表IV-3-13> 知的財産権紛争対応のコンサルティング成功事例

- ・ (紛争事実) 日本K社がセラミック部品を開発するC社に特許侵害を理由に警告状を計5回発送し、C社の輸出取引先である英国G社にC社製品の購入中止を要請した。G社はC社に特許侵害の事実がないことを保証して欲しいと要請
- ・ (支援内容) 警告状に記載された問題の特許及び日本K社の登録特許分析、無効資料の確保及び対応策を構築
- ・ (成果) コンサルティング結果をG社に通知して輸出を再開

3) 知的財産権訴訟保険の加入支援

米国において特許訴訟が発生した場合、平均所要費用が約300万ドルと調査されている。企業が外国で知的財産権訴訟に直面した場合、莫大な法律費用の負担を背負うことになる。そこで、特許庁は保険会社(東部火災、LIG、現代海上)に訴訟時に発生する費用を緩和するために、保険商品を販売するよう誘導している。2012年には産業財産権(特許権、商標権、デザイン権)を保有した中堅・中小企業に対して訴訟保険加入費用の一部(70%)を支援した。

ハ. 評価及び発展方向

2011年には知的財産権紛争対応に必要な国際知的財産権の紛争情報ポータルの開発を完了し、紛争対応情報に対するアクセスを画期的に改善した。そして、コンサルティング支援事業はその経済的効果が約467.4億ウォンで、政府予算投入対比13.2倍の効果を上げるものと評価されている。(国際知的財産権紛争コンサルティング支援事業の成果分析研究、2012.12.)

今後も韓国企業が外国企業との知的財産権紛争を円滑に解決できるよう、知的財産

権の紛争関連情報を量的・質的面を継続して拡充して行き、企業が情報を有用に活用できるように積極的に支援する計画である。これに伴い、今後は海外知的財産権保護ガイドブックを随時に改正することで常に最新化された内容を提供し、企業が国際知的財産権の紛争情報ポータルが保有するデータベースを自社のデータベースのように自由に活用できるようデータを積極的に開放する計画である。

また、紛争発生可能性の高い中小、中堅企業を選定してコンサルティングなどの集中的な支援を行い、紛争相手、紛争権利など、企業状況によってオーダーメイド型のコンサルティングを実施する計画である。訴訟保険事業は、加入費の支援比率を調整して訴訟保険加入企業を拡大する予定であり、企業間協議体を構築して教育、コンサルティングを通じて知財権紛争に対する共同対応体系を構築する計画である。

この他にも、知財権紛争対応の重要性に対する企業の認識向上のために、地域別巡回説明会を実施し、業種別団体と協力して広報活動を強化する予定である。